

第2期大崎町
子ども・子育て支援
事業計画

令和2年3月

鹿児島県大崎町

はじめに

少子高齢化に伴う核家族化の進行、雇用形態の多様化など、子どもと家庭及び地域を取り巻く環境は大きく変化し、子育てを社会全体で支援していくことが必要とされてきている中で、子どもの生存と発達が保障され、良質かつ適切な内容及び水準で「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことが求められています。



このような状況の中、平成24年8月に一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の構築を目指して「子ども・子育て関連3法」が制定され、本町の子育て支援につきましても、これに基づき平成27年度から本格施行されました「子ども・子育て支援新制度」に対応した「大崎町子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、「子どもが輝き、ひと・もの・自然、調和が奏でる躍動のまち」を基本理念と定め、教育・保育の充実、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等、関連する業務の円滑な実施に取り組んでまいりました。

今般、同計画の期間である5か年が終了するため、新たに令和2年度から6年度までの「第2期大崎町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、更なる子どもの健やかな成長を願い、地域における子育ての支援や教育環境の整備、子育てと仕事の両立に対する支援などに努めるとともに、働く方のニーズの多様化を目指す「働き方改革」や子ども・子育て支援法の一部改正による「幼児教育等の無償化」などの新たな社会環境の変化に対応し、幅広い観点から一層の次世代育成支援の充実を図ることとしました。

今後とも、町民の皆様の御理解のもとに、子育て支援対策の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、御支援、御協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、御尽力いただきました「大崎町子ども・子育て会議委員」の皆様をはじめ、「第2期大崎町子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査」等に御協力いただきました町民の皆様、関係機関・団体の皆様に心から御礼申し上げます。

令和2年3月

大崎町長 東 靖 弘

(目次)

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置付け	3
3	計画の期間	3
4	計画の策定体制	4

第2章 大崎町の子ども・子育てを取り巻く状況

1	統計的な状況	6
2	子育て支援施設等の現状	21
3	子ども子育て支援事業ニーズ調査結果概要	24
4	本町における子ども子育ての課題	32

第3章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	34
2	基本的視点	35
3	施策目標	37
4	施策の体系	38

第4章 子ども・子育て施策の展開

施策目標 1	質の高い教育・保育の総合的な提供	39
施策目標 2	地域における子育て支援の充実	42
施策目標 3	子どもの健やかな成長に向けた支援	45
施策目標 4	職業生活と家庭生活の両立	49
施策目標 5	子どもの権利を尊重する社会	51
施策目標 6	子どもと子育てにやさしい地域環境の整備	54

第5章 事業計画（子ども・子育て支援事業計画）

1	子ども・子育て支援新制度概要及び前提条件について	59
2	教育・保育の提供区域の設定	61
3	教育・保育事業の量の見込みと確保方策	62
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	64
5	幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策	74
6	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	74
7	その他推進方策	75
8	国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく本町の取組について	77

第6章 計画の推進と進行管理

1	計画の推進体制	80
2	計画の進行管理	80

第7章 資料編

1	大崎町子ども・子育て会議条例	81
2	令和元年度 大崎町子ども・子育て会議委員名簿	83
3	用語集	84

第1章 計画の概要

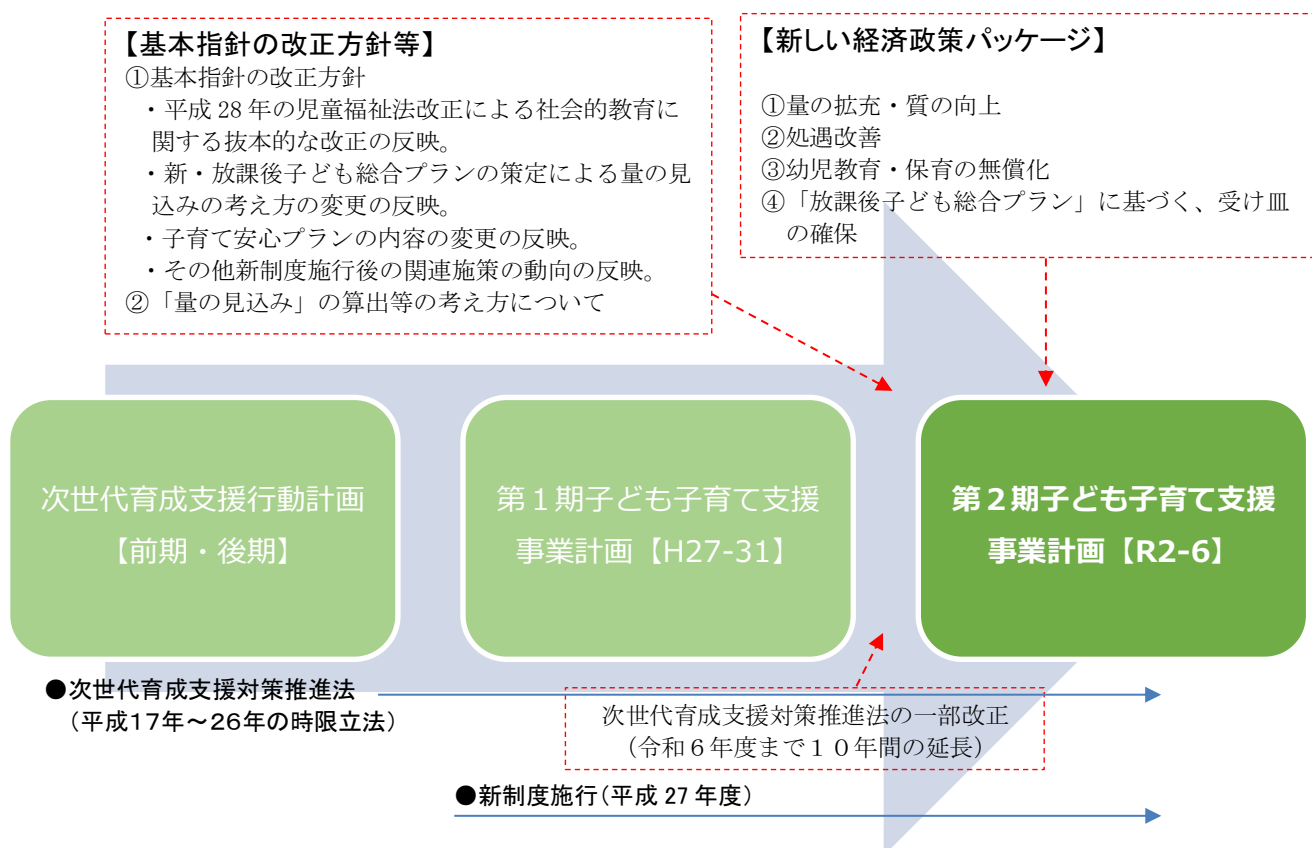
1 計画策定の背景と趣旨

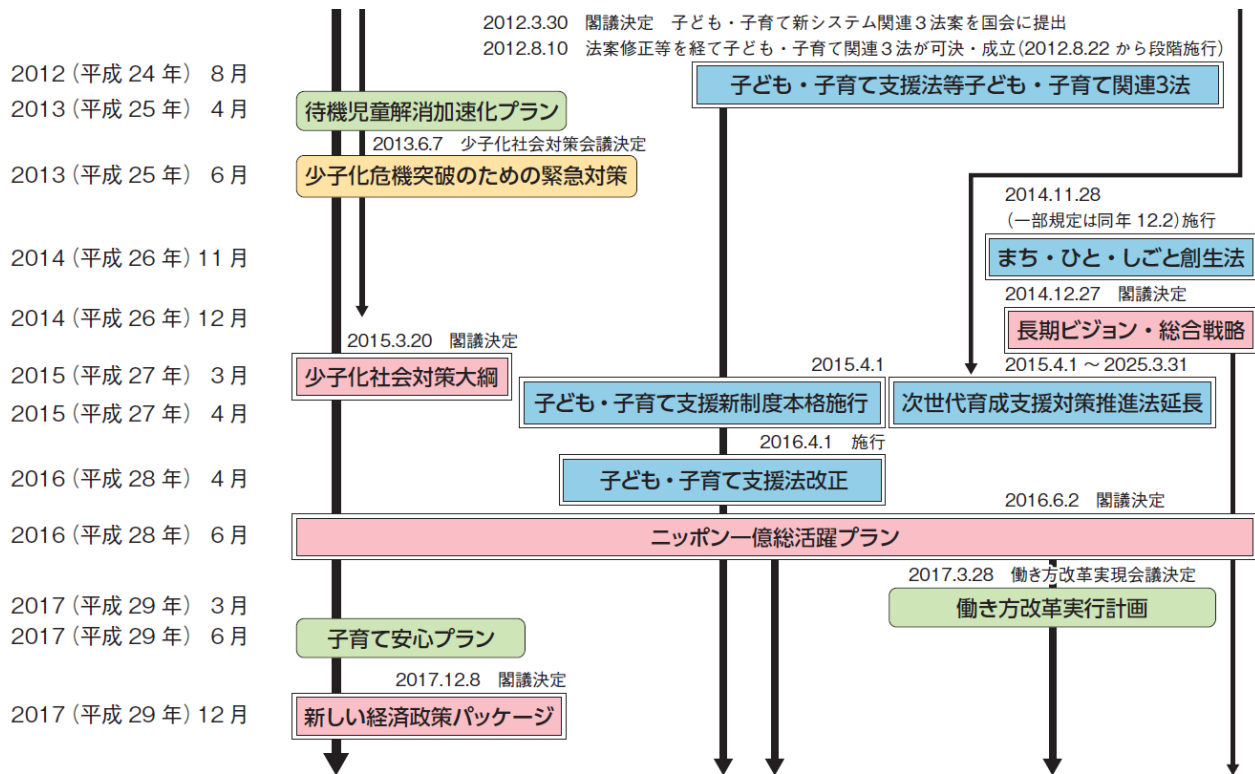
近年、家族構成や雇用環境の変化、少子高齢化等によって、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、国や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築することが求められています。

このような状況下で、国では、平成24年8月に、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のいわゆる「子ども・子育て関連3法」を制定しました。

この「子ども・子育て関連3法」に基づき「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格施行され、本町においても「大崎町子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、「子どもが輝き、ひと・もの・自然、調和が奏でる躍動のまち」を基本理念と定め、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や、子どもや子育てに関連する業務の円滑な実施に取り組んできました。

子どもの真の健やかな成長を願い、地域における子育て支援や教育環境の整備、子育てと仕事の両立支援などに努めるとともに、働く方のニーズの多様化を目指す「働き方改革」や「幼児教育等の無償化」などの新たな社会の環境の変化に対応し、幅広い観点から一層の次世代育成支援の充実を図ることを目的に、「第2期大崎町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。





子ども・子育て関連3法

- ①子ども・子育て支援法
- ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

◆主なポイント

- ①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- ②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- ④市町村が実施主体
- ⑤社会全体による費用負担
- ⑥政府の推進体制
- ⑦子ども・子育て会議の設置

新制度の取組内容

- 1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
 - 幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ【認定こども園】の普及を進めます。
- 2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
 - 市町村は、待機児童解消を計画的に進め、国もこれを支援します。
 - 新たに、少人数の子どもを預かる保育などへの財政支援を行います。
 - 身近な地域での保育機能を確保します。
 - 地域の多様な保育ニーズに対応します。
- 3 地域の子ども・子育て支援の充実
 - 地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させます。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「大崎町総合計画」の分野別計画として位置付けるとともに、大崎町総合戦略等関連計画との整合性を図り策定するものです。

また、大崎町次世代育成支援地域行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、令和7年3月まで10年間延長することとなりました。これに伴い、同法第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなり、策定は任意となりました。

そのため、本町では、可能な限り次世代育成支援地域行動計画の内容を本計画に引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。

さらに、平成30年9月に厚生労働省、文部科学省により策定された「新・放課後子ども総合プラン」及び「子どもの貧困対策計画」についても、包括的に盛り込むことにします。

<子ども・子育て支援法(抄)>

(市町村子ども・子育て支援事業計画)第六十一条市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

3 計画の期間

本計画は、令和2年度(2020年度)を初年度として令和6年度(2024年度)までの5か年を対象期間とします。

なお、計画期間の最終年度である令和6年度(2024年度)には、大崎町を取り巻く今後の諸状況等を踏まえ次期計画を策定します。

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
大崎町 次世代育成支援対策行動計画					大崎町 子ども・子育て支援事業計画					第2期大崎町 子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

①調査目的

子ども・子育て支援法に基づき、令和元年度に子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、既存データでは把握困難な教育・保育事業等の潜在的なニーズ（サービスの利用意向・子育てに関する意識等）や、子ども及びその保護者のおかれた環境やその他の事情等を調査・分析し、計画の基礎資料とすることを目的に実施した。

②調査の実施期間

平成 31 年 1 月に実施

③調査対象

調査は「就学前児童調査」と「就学児童調査」の 2 種類の調査を一体的に実施し、「就学前児童調査」は大崎町在住の就学前児童（0～5 歳）の保護者を対象、「就学児童調査」は大崎町在住の就学児童（6 歳以上）の保護者を対象として調査を行いました。

④調査方法

郵送による発送・回収及びインターネット上での回収

⑤調査数及び回収状況

区 分	就学前児童	就学児童
配布数	300 件	300 件
回収数	133 件	142 件
回収率	44.3%	47.3%

(2) 子ども・子育て会議

計画策定においては、住民各層の意見を広く反映させるため、行政機関内部だけでなく、学識経験者、地域住民代表、福祉関係団体の代表等に委員として参画していただき、計 4 回の審議を行い、計画を策定しました。

第 1 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none">➤ 子ども子育て支援事業計画の概要➤ アンケート調査結果報告➤ 教育・保育の量の見込みについて➤ 今後のスケジュールについて
第 2 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none">➤ 教育・保育の量の現状と見込について➤ 地域子ども・子育て支援事業の現状と見込みについて➤ 計画骨子について

第3回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 計画素案について
第4回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ➤ パブリックコメントについて ➤ 計画原案について

(3) パブリックコメントの実施

令和2年1月に、計画素案をホームページ等で広く公表し、町民からの計画内容全般に関する意見募集を行いました。

第2章 大崎町の子ども・子育てを取り巻く状況

1 統計的な状況

(1) 人口の推移

本町の総人口は、平成27年10月1日現在、13,241人で減少傾向となっています。

このうち、15歳未満の年少人口は、1,514人で総人口の11.4%となっています。

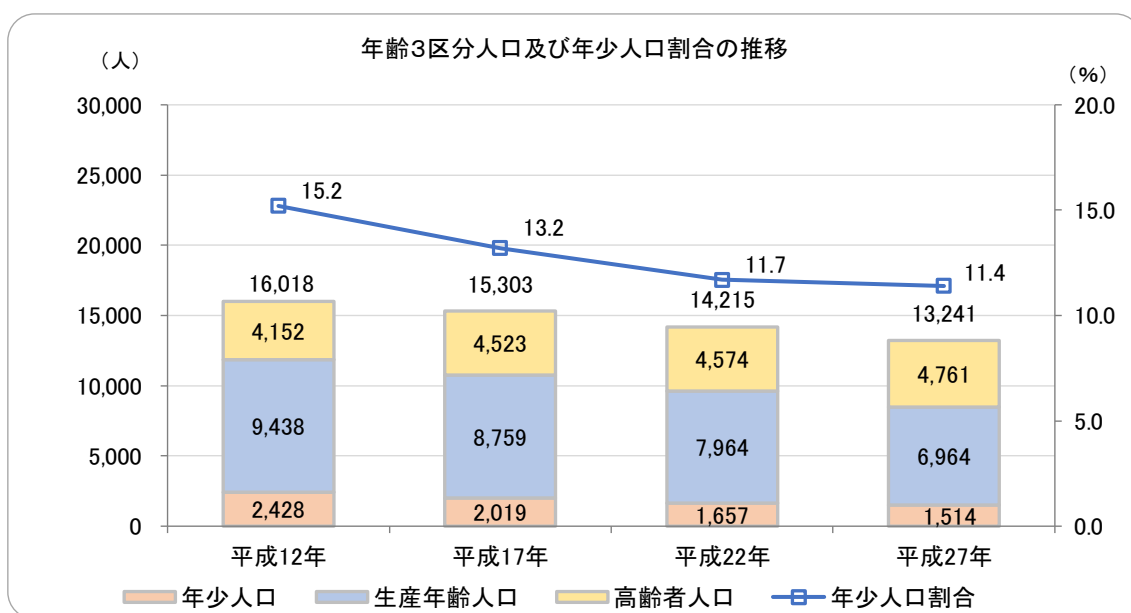
また、15歳以上64歳未満の生産年齢人口は、6,964人で52.6%、65歳以上の高齢者人口は4,761人で36.0%となっています。総人口に占める15歳未満の年少人口の割合は、平成12年から平成27年までの15年間で3.8ポイント減少しています。

一方で、65歳以上の高齢者人口の割合は10ポイント以上増加しており、少子高齢化が進行しています。

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口(人)	16,018	15,303	14,215	13,241
15歳未満	2,428	2,019	1,657	1,514
	15.2%	13.2%	11.7%	11.4%
15～64歳	9,438	8,759	7,964	6,964
	58.9%	57.2%	56.1%	52.6%
65歳以上	4,152	4,523	4,574	4,761
	25.9%	29.6%	32.2%	36.0%

※小数点以下の処理の場合、年齢不詳者の数により各項目の和と総人口が一致しない場合があります。

(資料：国勢調査)



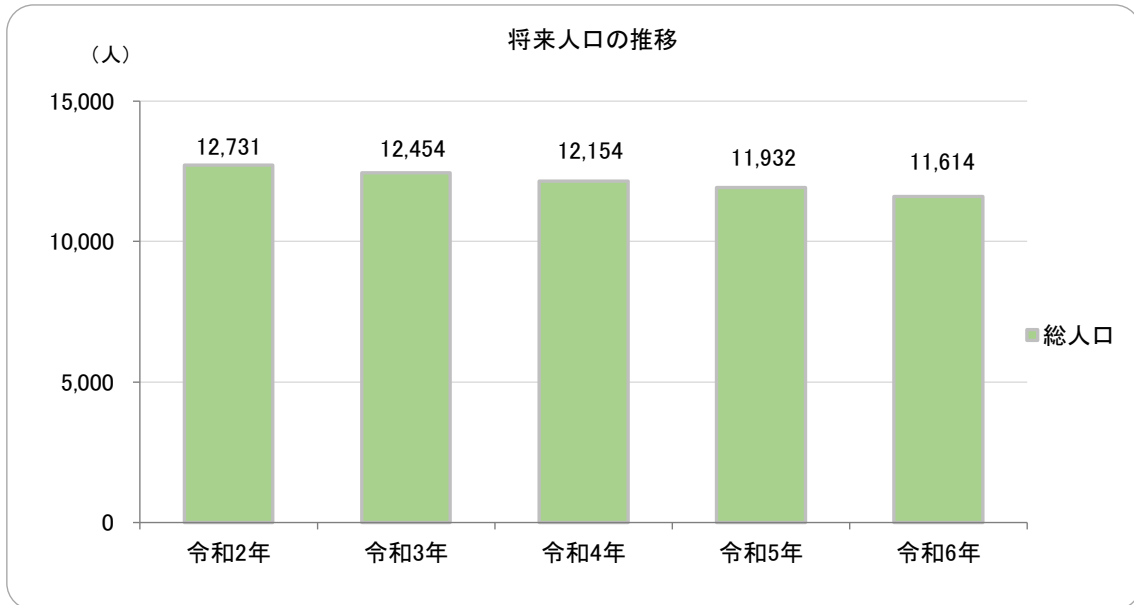
(2) 将来人口の推計

本町の総人口は、令和6年には11,614人と推計され減少傾向となっています。

乳幼児の人口についても、令和2年の562人から、計画の最終年度にあたる令和6年では506人となり、56人の減少と推計されます。

将来人口の推移

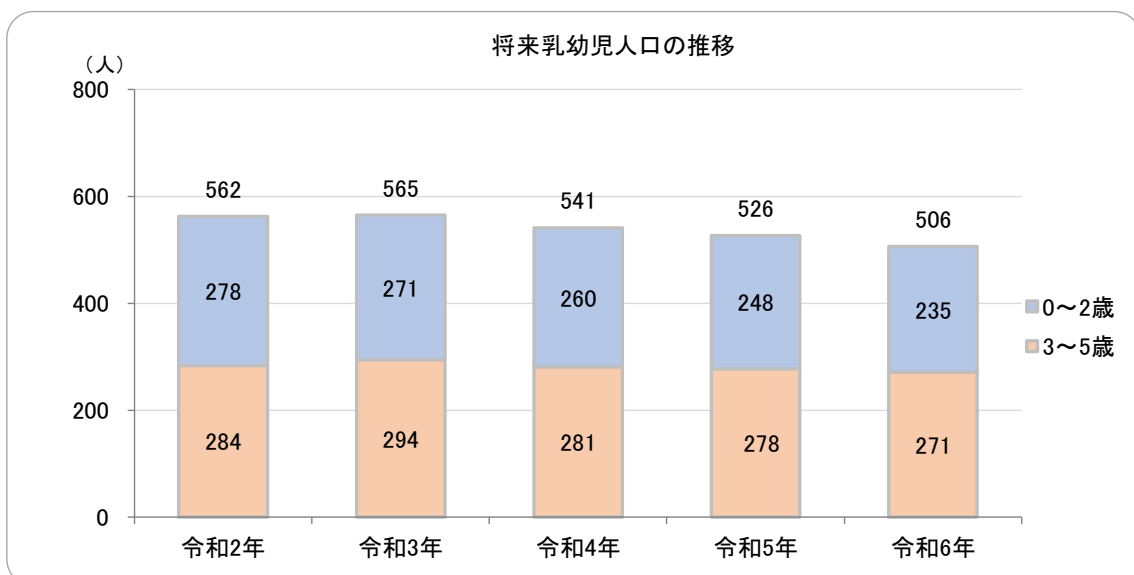
区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	12,731	12,454	12,154	11,932	11,614



※平成26年～平成30年の実績人口を基にコーホート変化率法を用いて算出（資料：住民基本台帳 各年4月1日）

将来乳幼児人口の推移

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
3～5歳	284	294	281	278	271
0～2歳	278	271	260	248	235
合計	562	565	541	526	506



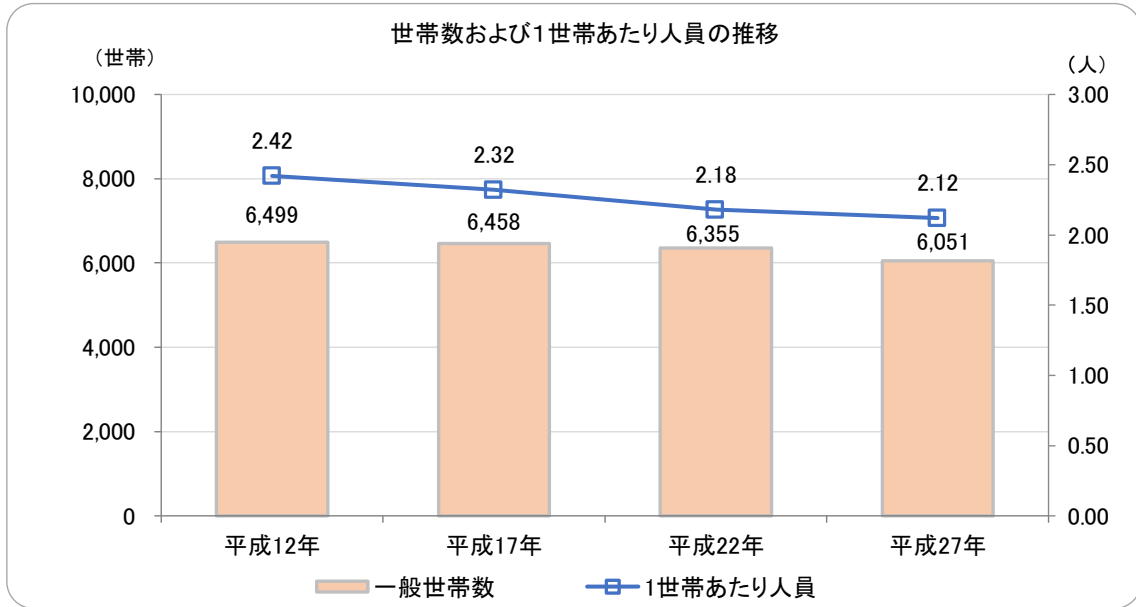
※平成26年～平成30年の実績人口を基にコーホート変化率法を用いて算出（資料：住民基本台帳 各年4月1日）

(3) 世帯の状況

① 世帯数および1世帯あたり人員の推移

世帯数は、平成27年では6,051世帯で平成12年から448世帯の減少となっています。

また、1世帯あたり人員は平成12年以降減少傾向で推移しており、平成27年では2.12人となっています。



(資料：国勢調査)

② 世帯の家族類型

世帯の総数は、平成27年では6,051世帯で核家族世帯は、減少傾向にあります。一方、単身世帯は増加傾向で総数の3割以上を占め、また母子世帯も増加傾向にあります。

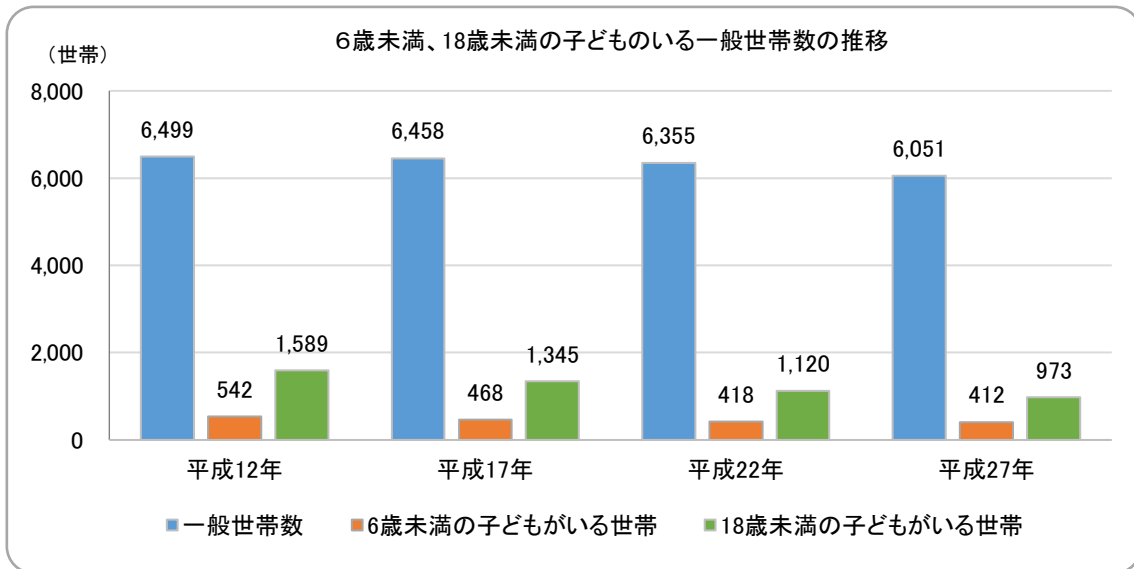
家族類型別世帯数	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数	6,499	6,458	6,355	6,051
A 親族世帯	4,831	4,619	4,313	3,950
I 核家族世帯	4,468	4,299	4,029	3,705
(1) 夫婦のみ	2,026	1,964	1,937	1,816
(2) 夫婦と子ども	1,918	1,771	1,506	1,327
(3) 男親と子ども	109	86	106	101
(4) 女親と子ども	415	478	480	461
II その他の親族世帯	363	320	284	245
B 非親族世帯	8	15	17	21
C 単身世帯	1,660	1,824	2,025	2,080
母子世帯(再掲)	92	106	94	102
父子世帯(再掲)	31	18	22	20

(資料：国勢調査)

※家族類型「不詳」も含まれます。

③ 6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数の推移

6歳未満の親族のいる世帯は、平成27年では412世帯で平成12年から130世帯の減少となっています。18歳未満の親族のいる世帯は、平成27年では973世帯で平成12年から616世帯の減少となっています。

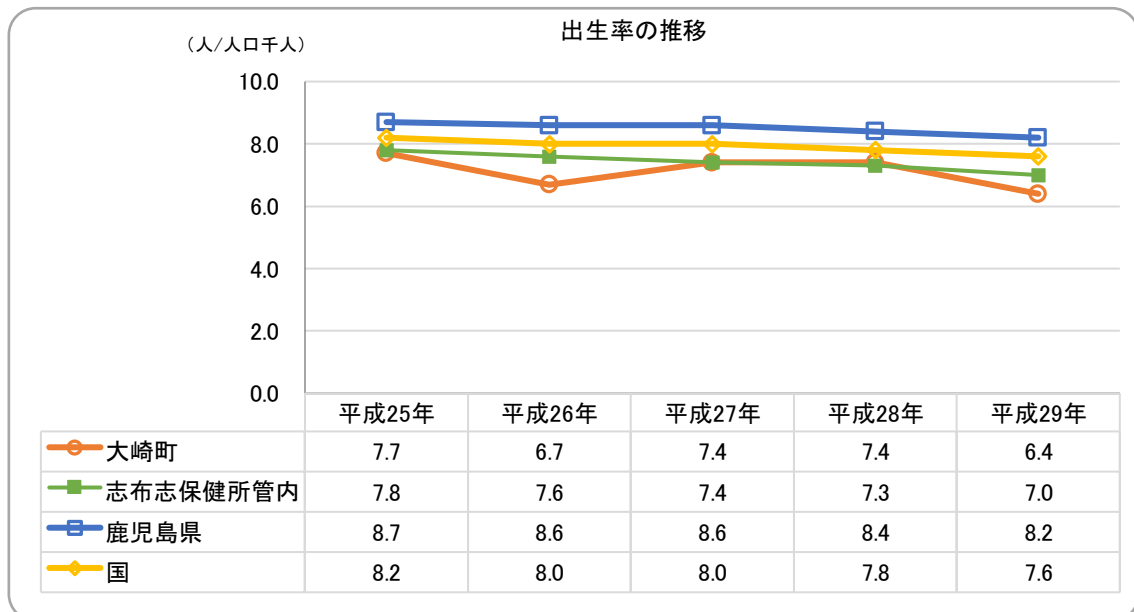


(資料：国勢調査)

(4) 出生の動向

① 出生率の推移

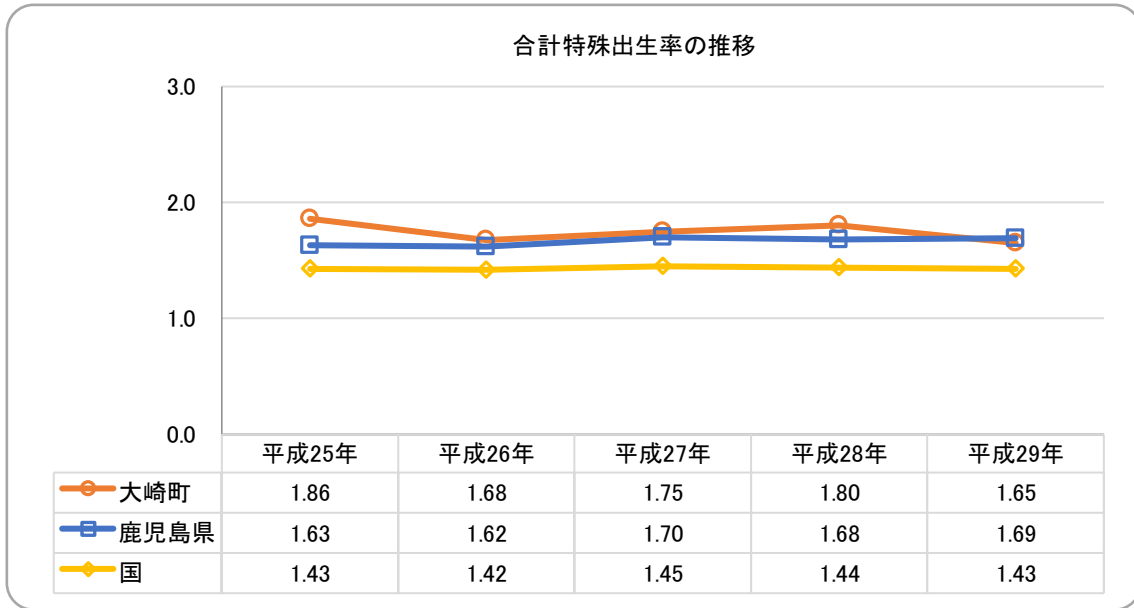
出生率は、平成29年で6.4と減少傾向にあり、鹿児島県、国より低く推移しています。



(資料：人口動態統計)

②合計特殊出生率の推移

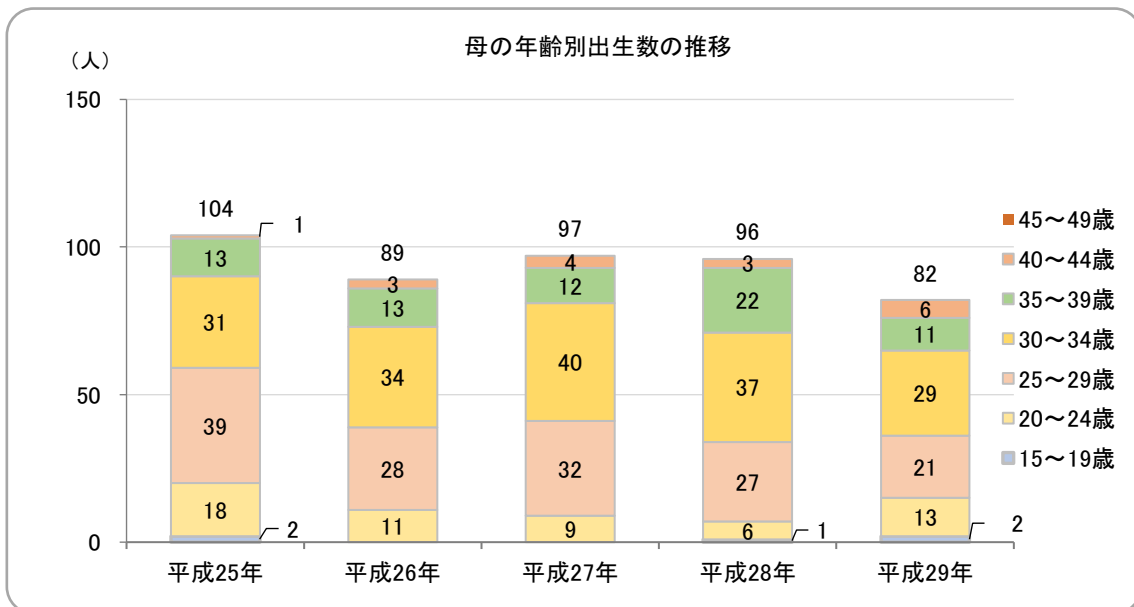
一人の女性が一生の間に生む子どもの数の平均を示す合計特殊出生率については、平成 29 年で 1.65 で国より高く推移しています。



(資料：人口動態統計)

③母の年齢別出生数の推移

母の年齢別出生数は、平成 25 年では 25～29 歳の出生数が 39 人でしたが、平成 29 年で 21 人と 18 人減少しています。一方、平成 29 年では 40～44 歳の出生が 6 人と増加傾向にあります。

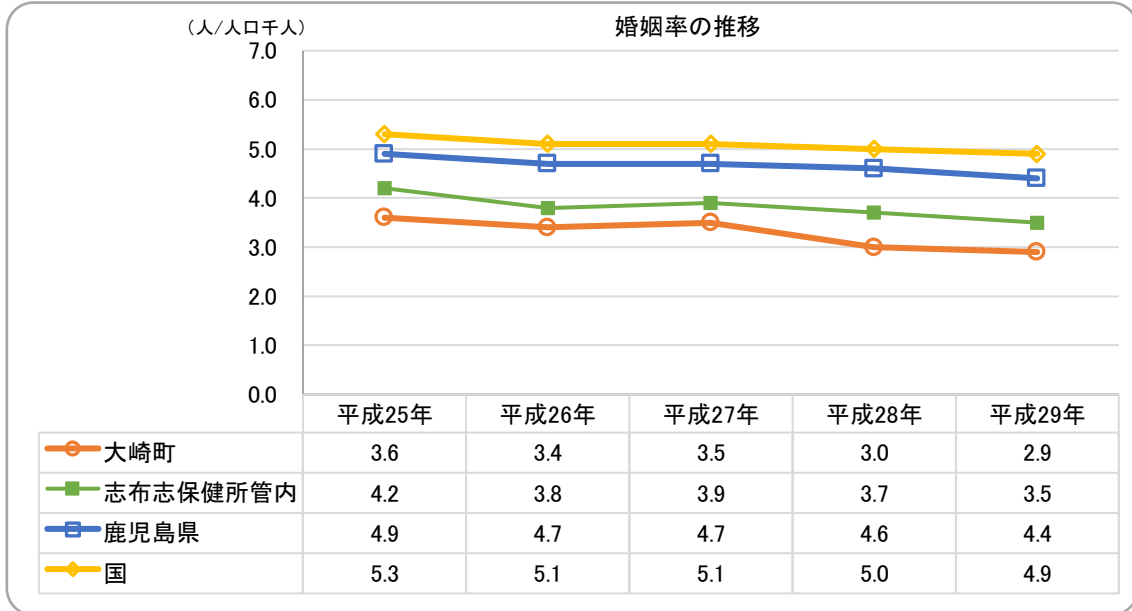


(資料：人口動態統計)

(5) 婚姻等の状況

① 婚姻率の推移

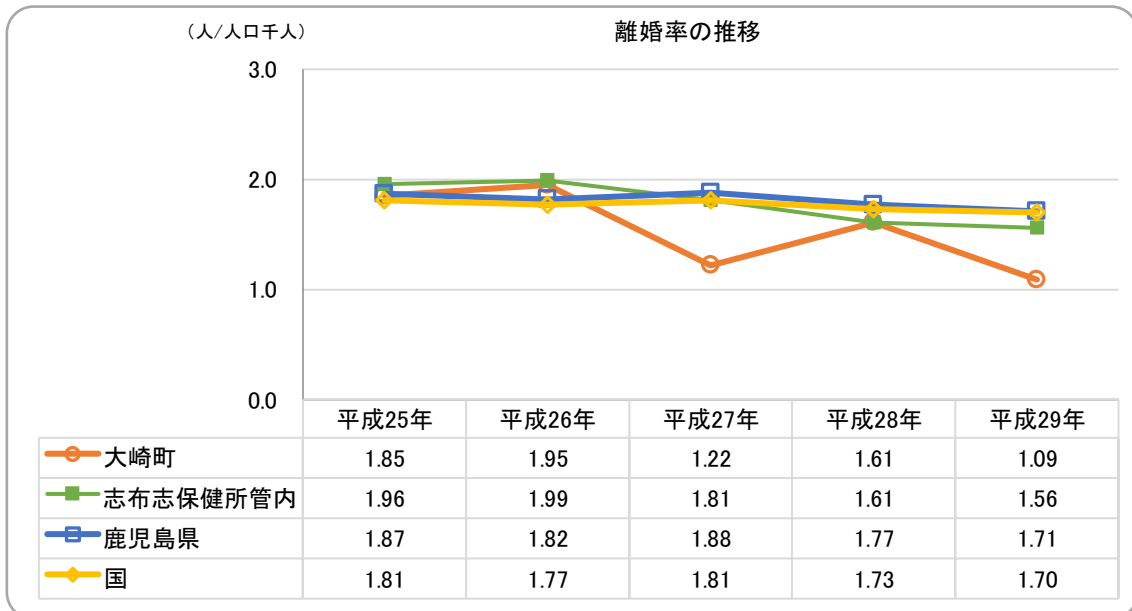
婚姻率は、平成29年で2.9と減少傾向にあり、志布志保健所管内、鹿児島県、国と比較して低い割合で推移しています。



(資料：人口動態統計)

② 離婚率の推移

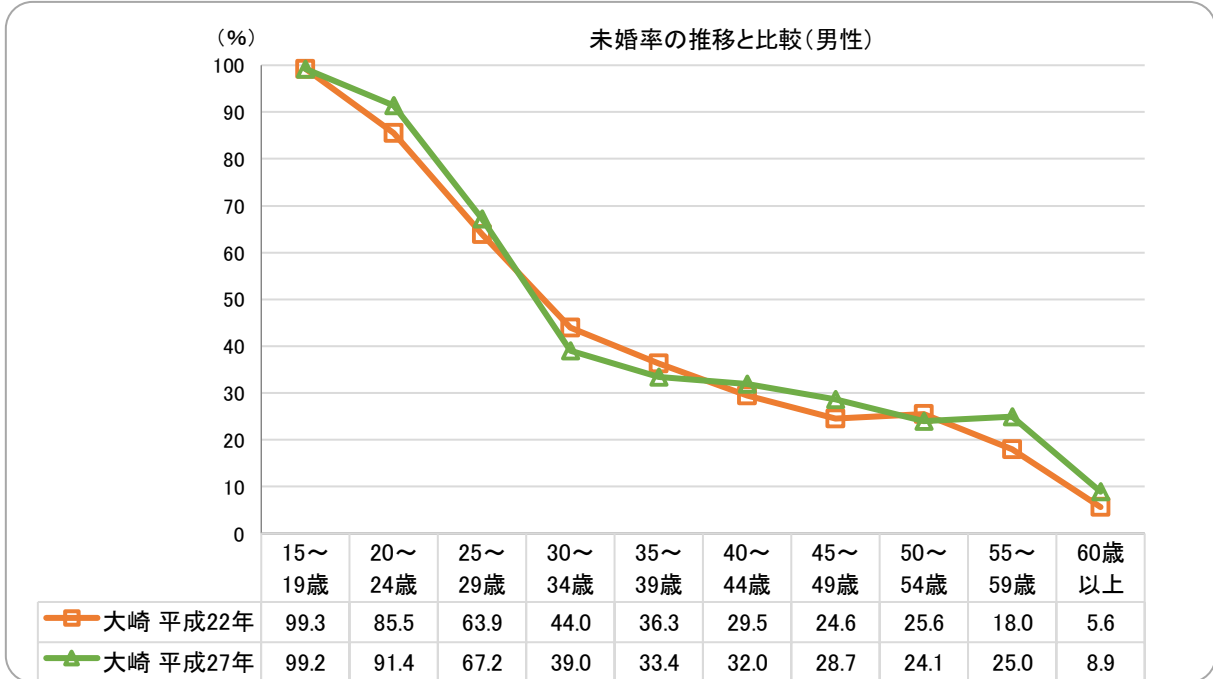
離婚率は、平成29年で1.09と減少傾向にあり、志布志保健所管内、鹿児島県、国と比較して低い割合で推移しています。



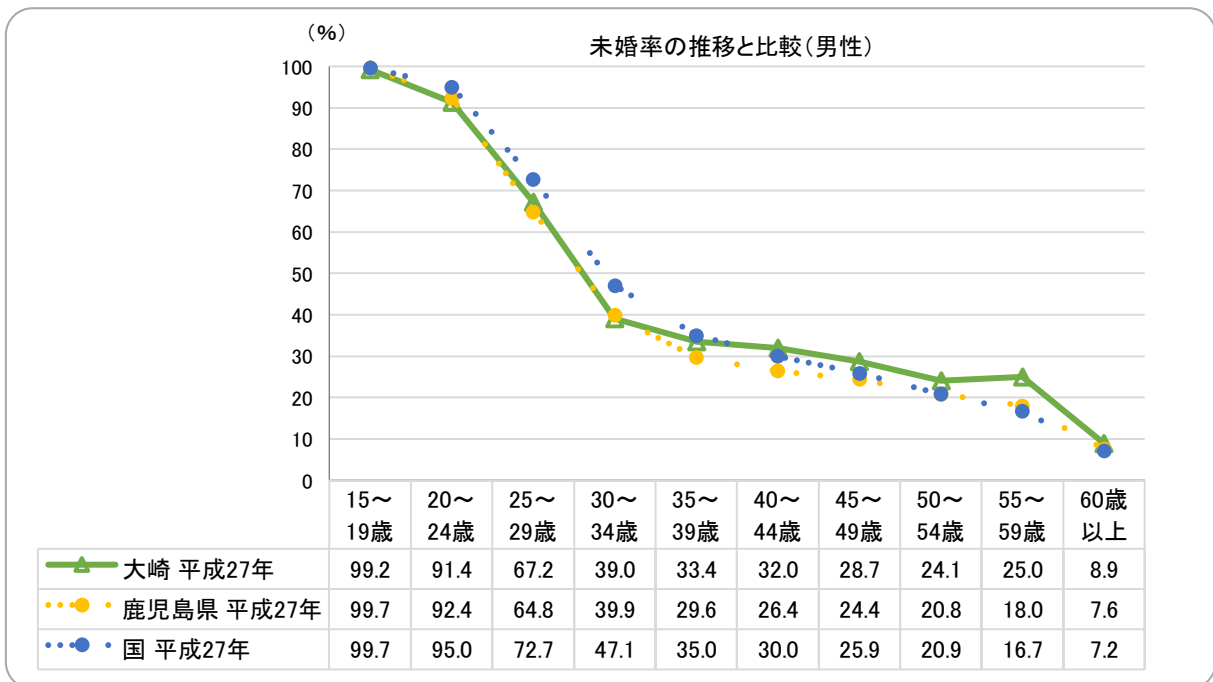
(資料：人口動態統計)

③未婚率の推移と比較

平成27年の男性の未婚率は、15～24歳、30～34歳では鹿児島県、国を下回っています。平成22年と比較すると、20～29歳では上回り、特に20～24歳では5ポイント以上増加しています。

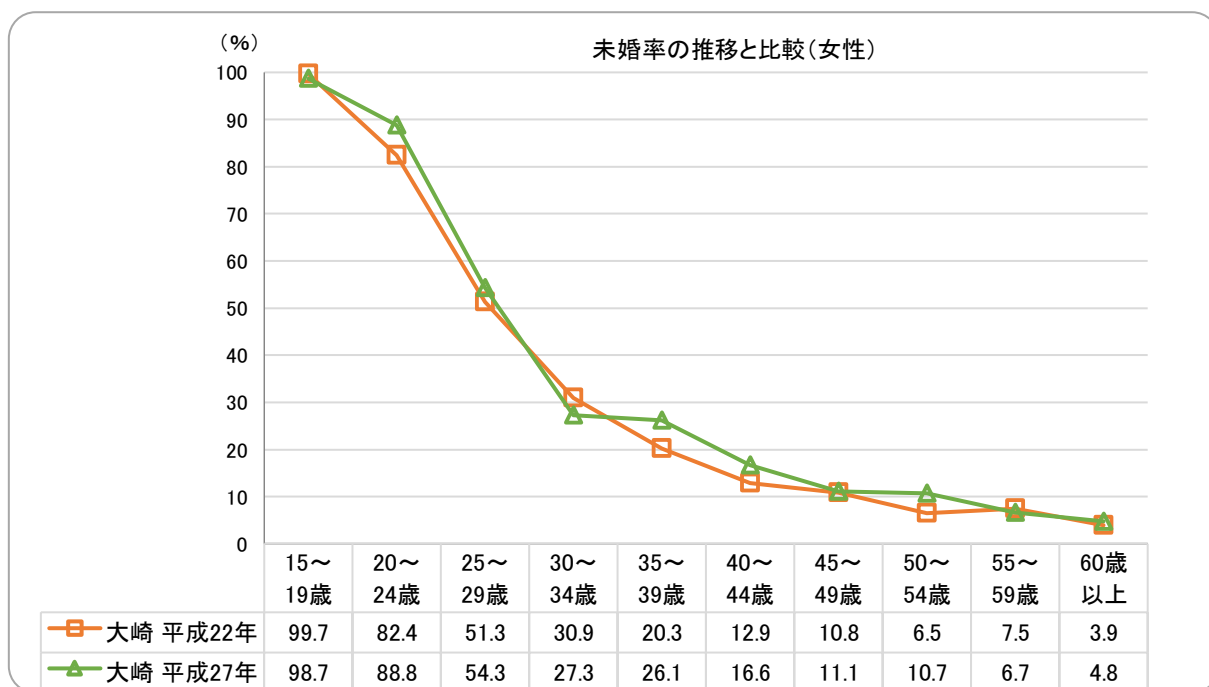


(資料：国勢調査)

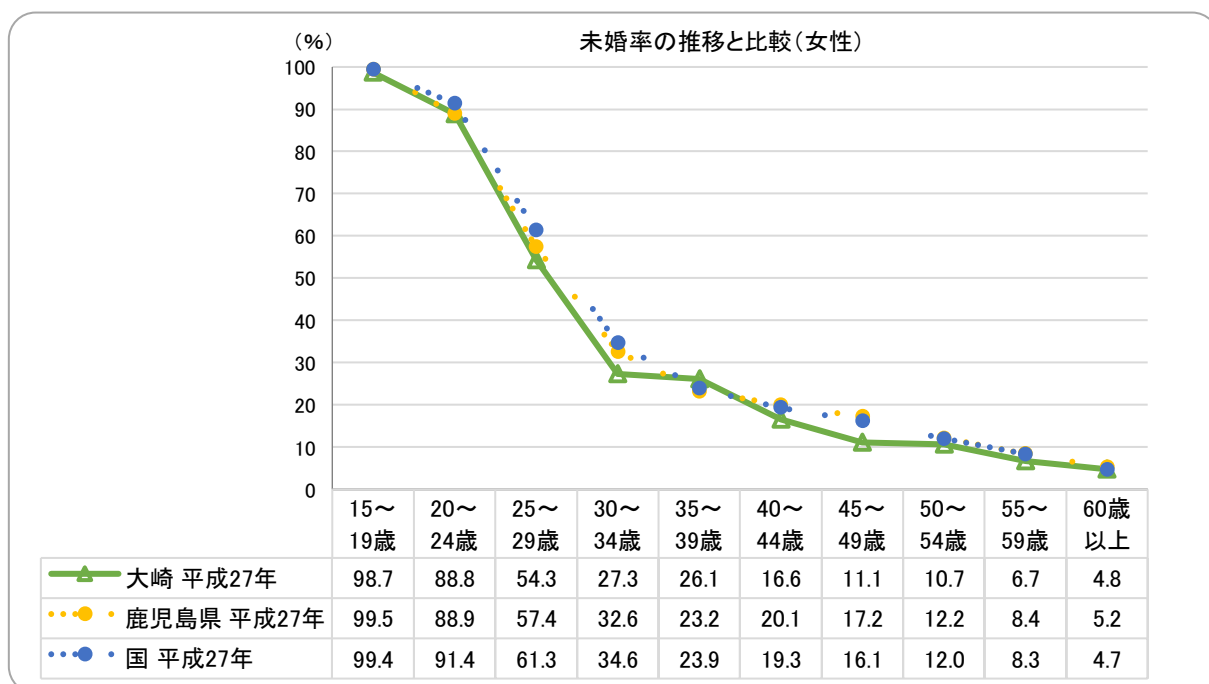


(資料：国勢調査)

平成27年の女性の未婚率は、15～34歳では鹿児島県、国を下回っています。特に30～34歳では5ポイント以上下回っています。平成22年と比較すると20～29歳では上回り、30～34歳では下回っていますが、20～24歳、35～39歳では5ポイント以上増加しています。



(資料：国勢調査)

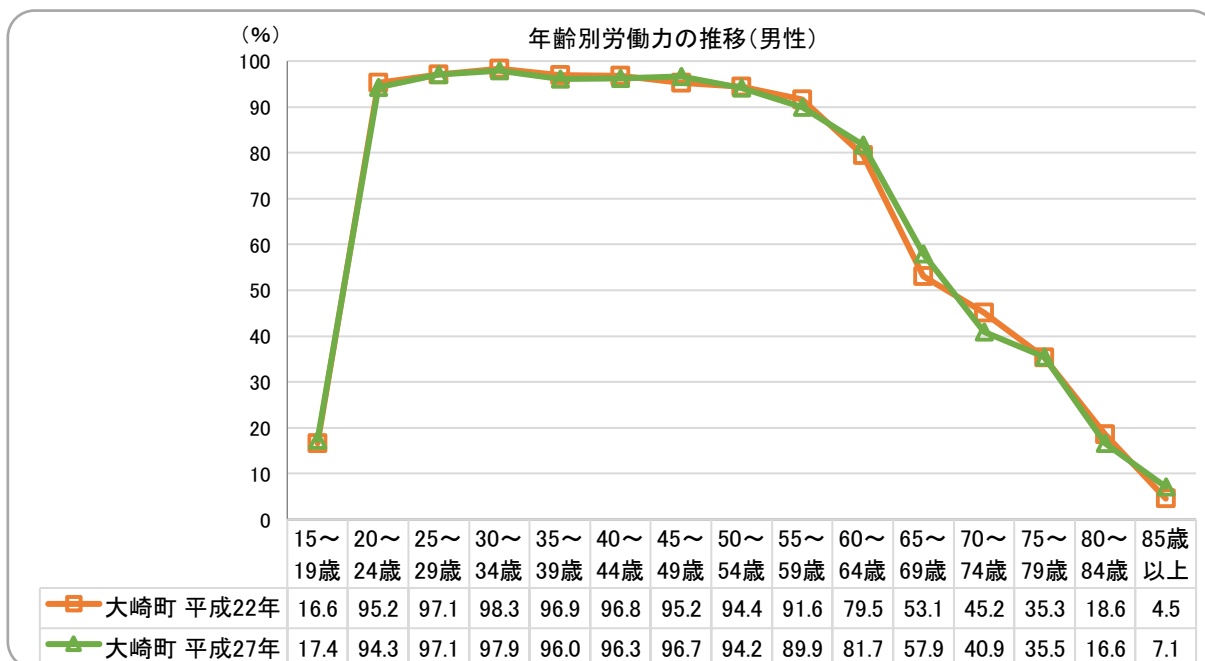


(資料：国勢調査)

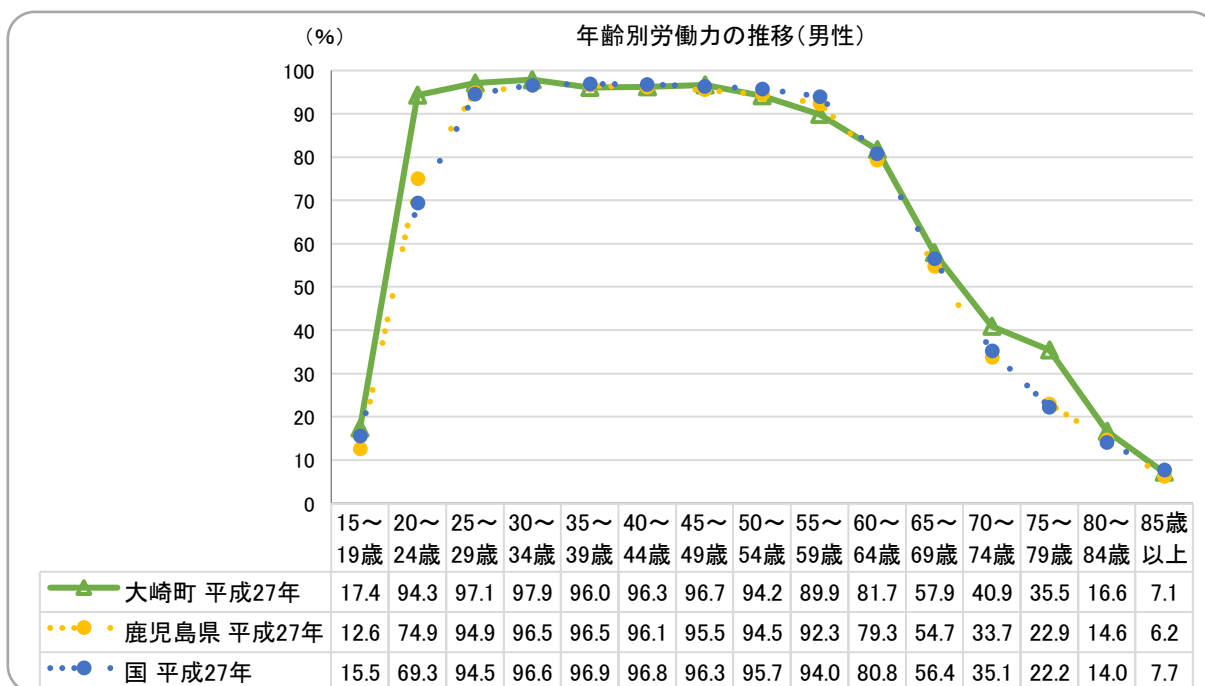
(6) 労働の状況

① 年齢別労働力率の推移

平成27年の男性の年齢別労働力率は、15～34歳、60歳～84歳では鹿児島県、国より上回っています。平成22年と比較すると、同水準となっています。



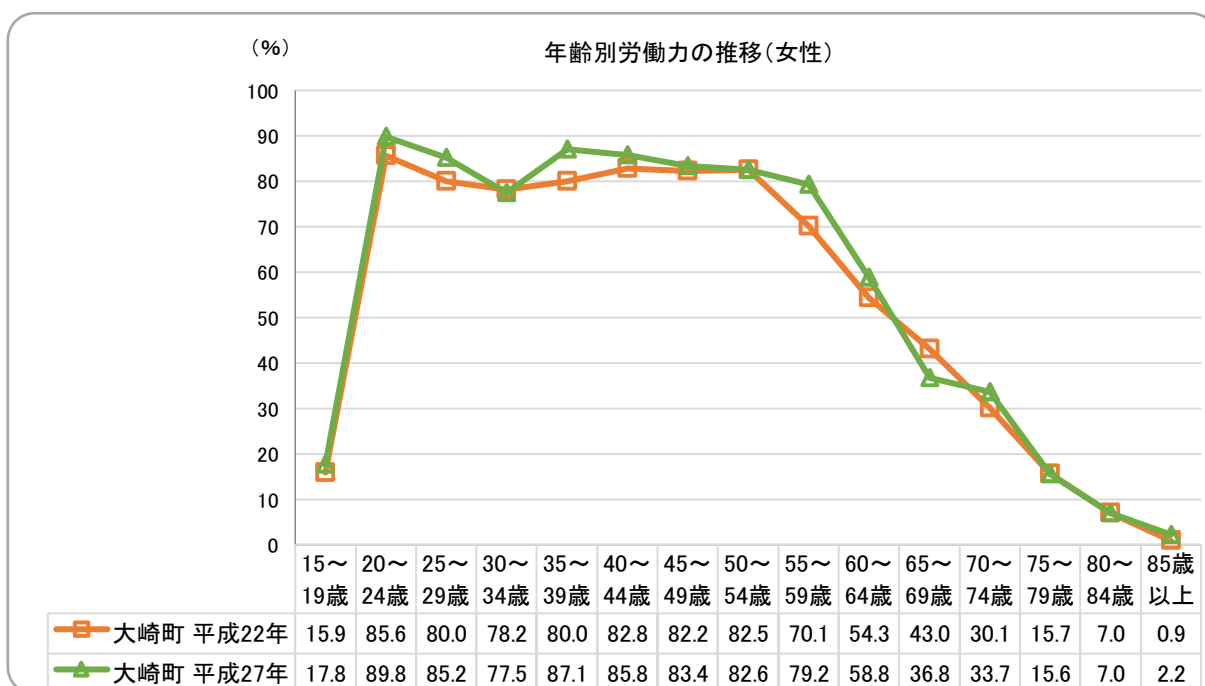
(資料：国勢調査)



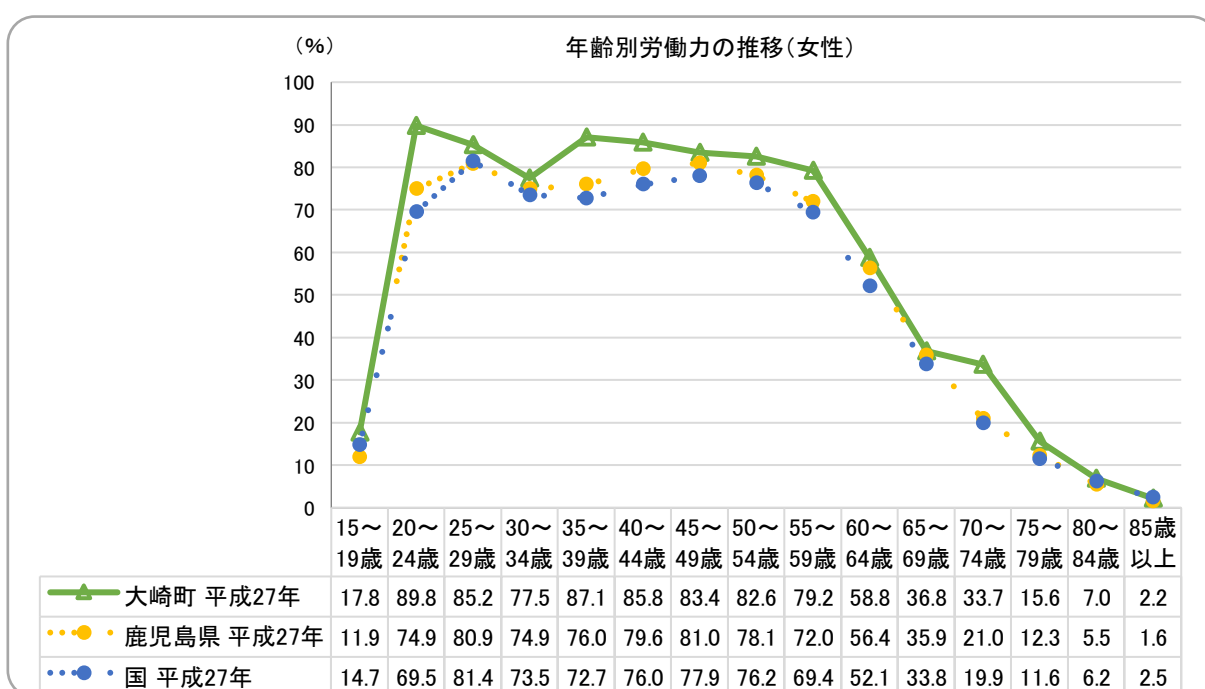
(資料：国勢調査)

平成 27 年の女性の年齢別労働力は、85 歳以上を除く年齢において鹿児島県、国より上回っています。特に 20～24 歳、35～39 歳は 10 ポイント以上上回っています。

平成 27 年の女性の年齢別労働力は、「20～24 歳」（89.8%）と「35～39 歳」（87.1%）を左右のピークとして「30～34 歳」を底とする M 字カーブとなり、平成 22 年と比較すると上昇し、特に 35～39 歳では 7 ポイント以上増加しています。



(資料：国勢調査)

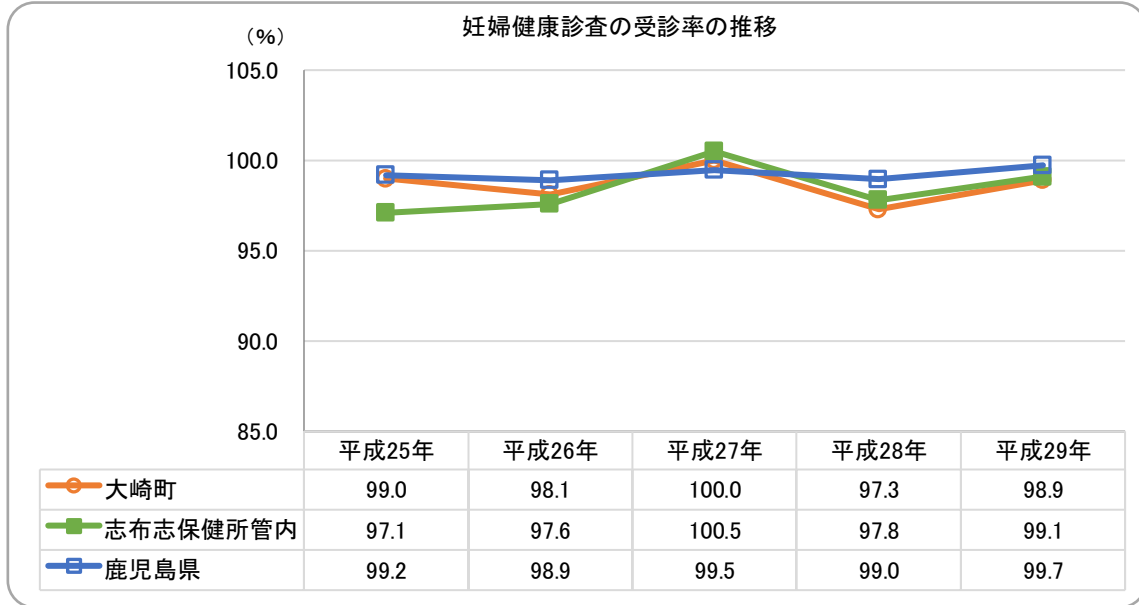


(資料：国勢調査)

(7) 母子保健に関する状況

① 妊婦健康診査受診率

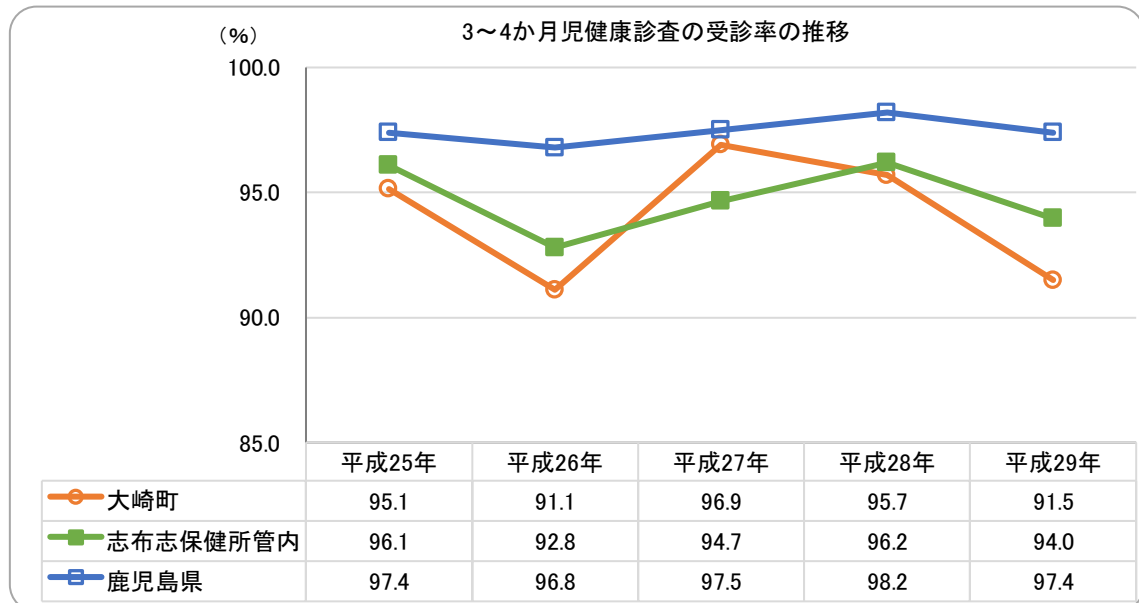
妊婦健康診査の受診率は、いずれの年度もほぼ全数受診しており、志布志保健所管内、鹿児島県と同程度で推移しています。



(資料：鹿児島県の母子保健)

② 乳児（3～4か月児）健康診査受診率

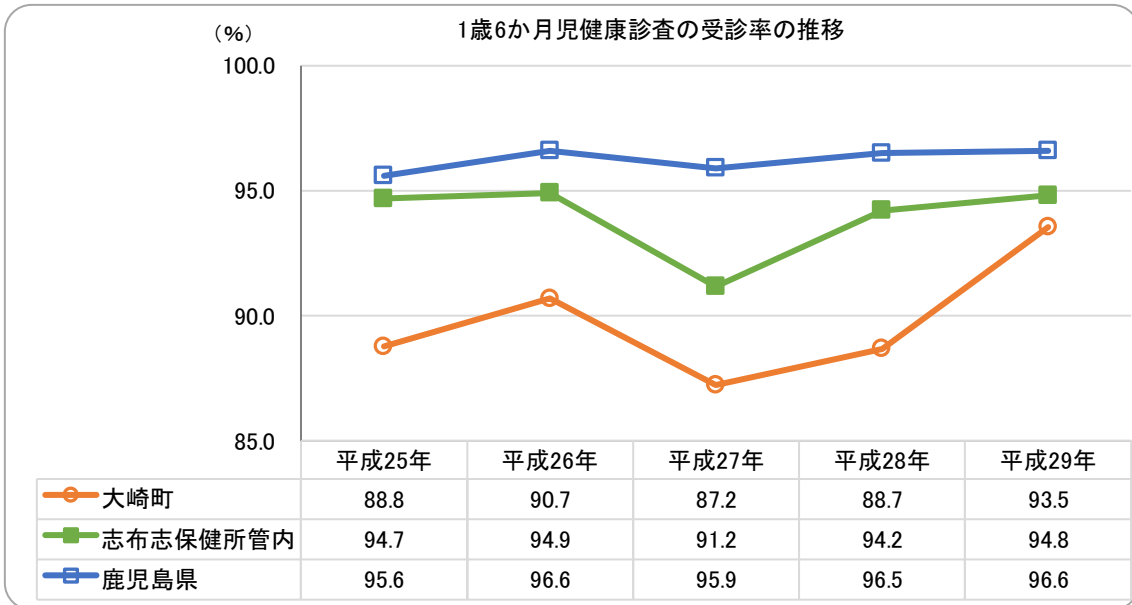
乳児（3～4か月児）健康診査受診率は、平成26年、平成29年度は91%代と低く、志布志保健所管内、鹿児島県より低く推移しています。



(資料：鹿児島県の母子保健)

③ 1歳6か月児健康診査受診率

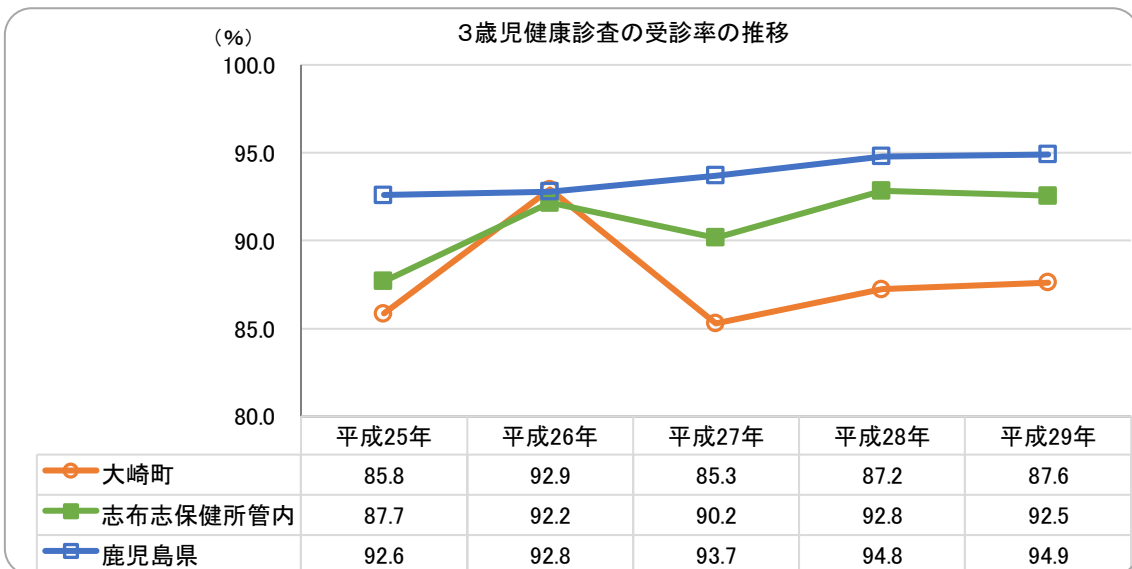
1歳6か月児健康診査受診率は、平成29年度では93.5%と増加傾向にありますが、志布志保健所管内、鹿児島県より低く推移しています。



(資料：鹿児島県の母子保健)

④ 3歳児健康診査受診率

3歳児健康診査受診率は、平成27年度に92.9%と高くなりましたが、平成27年度以外は90%以下で志布志保健所管内、鹿児島県より低く推移しています。



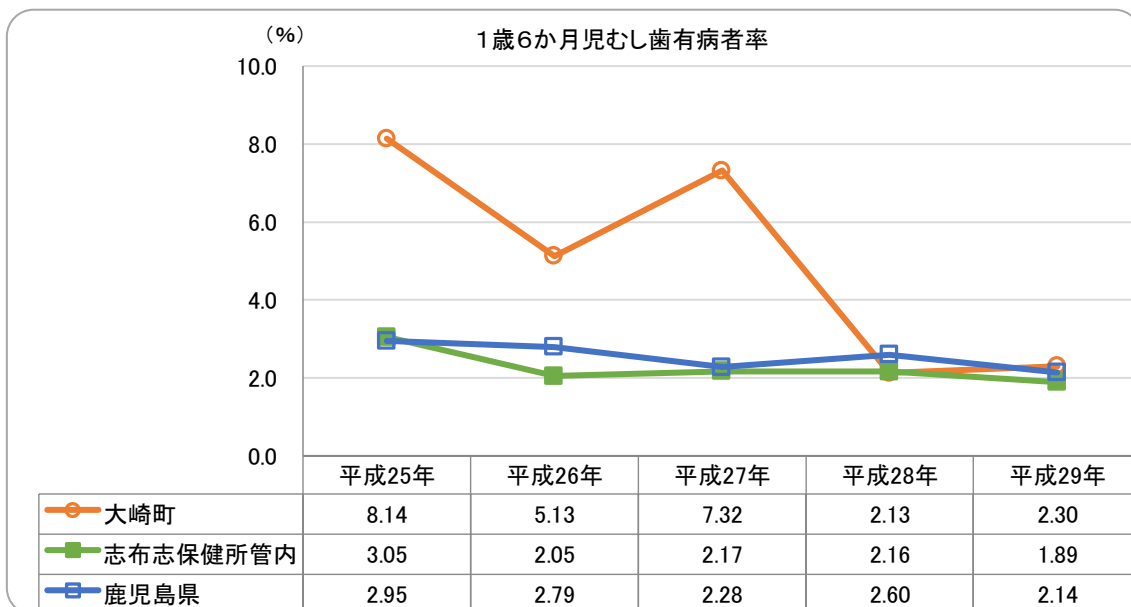
(資料：鹿児島県の母子保健)

⑤ 1歳6か月児むし歯有病者率

歯科健康診査受診率・有病者率の推移をみると、1歳6か月児の受診率は、志布志保健所管内、鹿児島県より低くなっています。

むし歯有病者率については、平成24年度では8.14%と、志布志保健所管内、鹿児島県より5ポイント以上高くなっていましたが、平成29年度では2.30%と減少傾向にあり志布志保健所管内、鹿児島県と同等となっています。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
大崎町	87.80	90.70	87.20	88.70	93.50
志布志保健所管内	94.50	94.90	91.20	94.20	94.80
鹿児島県	96.10	95.60	96.20	97.10	96.40



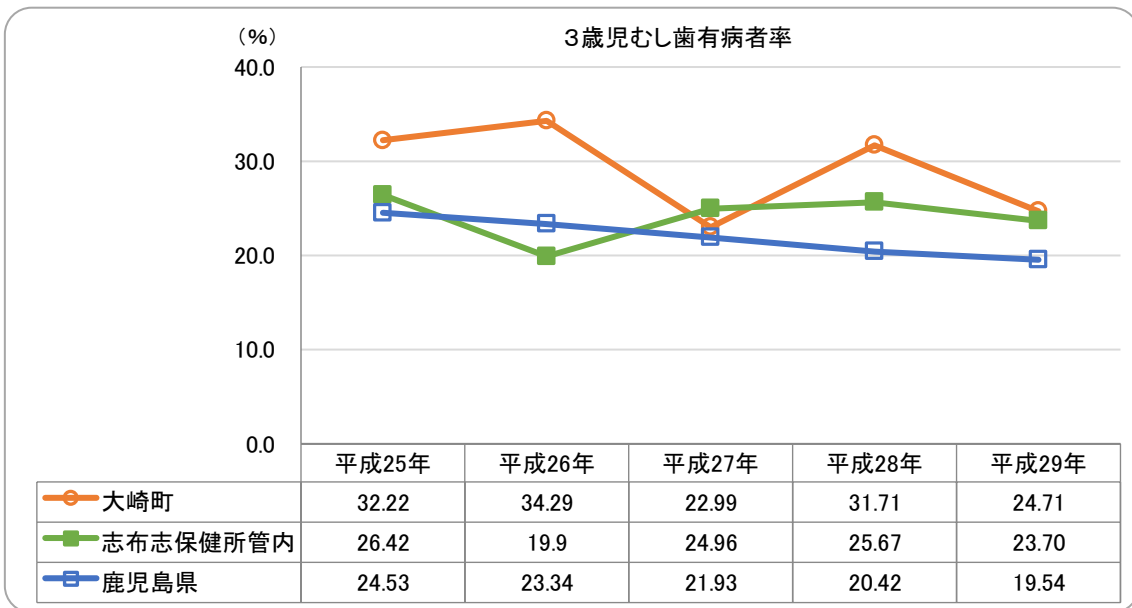
(資料：鹿児島県の母子保健)

⑥ 3歳児むし歯有病者率

歯科健康診査受診率・有病者率の推移をみると、3歳児の受診率は、志布志保健所管内、鹿児島県より低くなっています。

むし歯有病者率については、平成25年度では32.22%と、1歳6か月児と同様、志布志保健所管内、鹿児島県より5ポイント以上高くなっていましたが、平成29年度では24.71%と減少傾向にあります。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
大崎町	84.90	92.90	85.30	87.20	87.60
志布志保健所管内	87.50	92.20	90.20	92.80	92.40
鹿児島県	93.20	94.20	94.60	95.70	95.10



(資料：鹿児島県の母子保健)

⑦ 大崎町の予防接種実施状況

予防接種実施状況は、年度によって増減はありますが、平成28年度以降予防接種の受診率が高くなっています。特に日本脳炎の第1期の接種が高くなっています。

年次	四種混合		麻疹・風疹		日本脳炎		
	初回	追加	1期	2期	第1期初回	第1期追加	第2期
平成25年度	80.3	7.6	81.3	94.3	68.2	63.6	41.6
平成26年度	87.2	61.7	104.4	85.1	56.8	47.2	59.3
平成27年度	88.5	74.4	74.0	84.6	68.3	77.7	31.1
平成28年度	119.2	98.8	101.0	90.1	142.7	126.3	73.4
平成29年度	103.2	103.1	90.0	90.8	107.6	96.6	62.2

(資料：鹿児島県の母子保健)

※対象者数は当該年度に新たに標準的接種期間に達した人数であることに對し、接種者数は当該年度に定期予防接種を実施した人数であるため、接種は100%を超える場合があります。

(8) 児童虐待に対する相談対応件数の推移

児童虐待に対する相談対応件数は、平成 30 年度は 2 件となっています。

年次	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談対応件数	0	0	1	2

(資料：各年度 3 月 31 日現在)

2 子育て支援施設等の現状

(1) 保育所の状況

町内には2か所の認可保育所があり、定員95人、入所児童数103人となっています。

■保育所の定員、入所児童数及び待機児童数

年次	園数	定員	入所児童数	待機児童数
平成27年度	6	405	421	0
平成28年度	6	405	422	0
平成29年度	5	315	351	0
平成30年度	2	95	101	0
平成31年度	2	95	103	0

(資料：各年度5月1日現在)

■認可保育所一覧

No.	名称	定員数
1	菱田保育園	50
2	中沖保育園	45

(令和2年4月1日)

(2) 幼稚園の状況

町内には平成29年度までは、1か所の幼稚園がありましたが、平成30年度から認定こども園に移行したことにより現在ありません。

■幼稚園の定員、利用児童数

年次	園数	定員	利用児童数
平成27年度	1	140	119
平成28年度	1	140	109
平成29年度	1	140	84
平成30年度	0	0	0
平成31年度	0	0	0

(資料：各年度5月1日現在)

(3) 認定こども園の状況

町内には5か所の認定こども園があり、平成31年度実績では定員415人、利用児童数419人となっています。

■認定こども園の定員、利用児童数

年次	園数	定員	利用児童数
平成27年度	0	0	0
平成28年度	0	0	0
平成29年度	1	90	97
平成30年度	5	415	435
平成31年度	5	415	419

(資料：各年度5月1日現在)

■認定こども園一覧

No.	名称	定員数
1	幼保連携型認定こども園野方保育園	90
2	幼保連携型認定こども園南光保育園	80
3	幼保連携型認定こども園大崎保育園	95
4	認定こども園大丸保育園	35
5	認定こども園大崎幼稚園	100

(令和2年4月1日)

(4) 地域子育て支援センター利用状況

町内には1か所の地域子育て支援センターがあります。

平成30年度は新規事業者により平成30年11月からの5か月間で延べ人数1,351人となっています。

■地域子育て支援センター利用の年間延べ人数の推移

年次	利用者合計	子ども	保護者
平成26年度	3,295	1,785	1,510
平成27年度	2,569	1,491	1,078
平成28年度	2,733	1,492	1,241
平成29年度	3,079	1,674	1,405
平成30年度	1,351	730	621

(資料：各年度3月31日現在)

※事業者からの申し出によりH30年3月で委託終了。平成30年度は新規事業者により平成30年11月からの5か月間

■地域子育て支援センター一覧

No.	名称
1	子育て支援センターひよこクラブ

(5) 放課後児童クラブの状況

町内には6か所の放課後児童クラブがあり、定員は220人、1～3年生の利用者130人、4～6年生利用者15人となっています。

■放課後児童クラブの定員、利用者数

年次	定員	1～3年生利用者	4～6年生利用者
平成27年度	180	122	20
平成28年度	170	121	24
平成29年度	170	133	32
平成30年度	195	112	11
平成31年度	220	130	15

(資料：各年度5月1日現在)

■放課後児童クラブ一覧

No.	名称	定員数
1	ちびっこ学童クラブ	40
2	なんこう放課後児童クラブ	30
3	おおさき放課後児童クラブ	30
4	大丸学童保育フレンズ	40
5	大崎幼稚園学童保育フレンズ	40
6	学童保育寺子屋クラブ	40

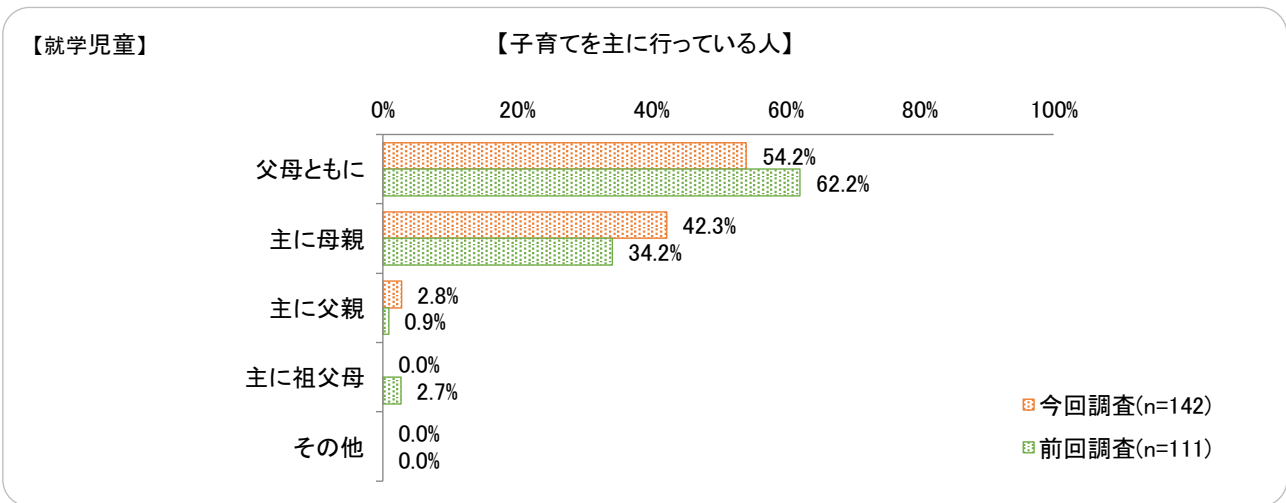
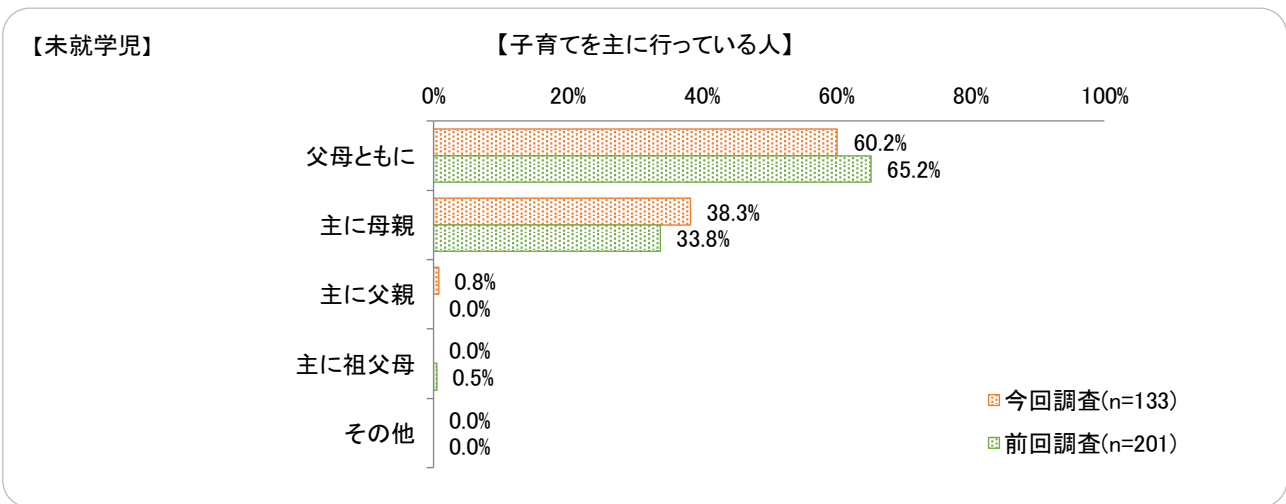
(令和2年4月1日)

3 子ども子育て支援事業二一ズ調査結果概要

(1) 子育てを主に行っている人について

子育て（教育を含む）を主に行っている方については、未就学児、就学児童ともに「父母ともに」が5割以上、「主に母親」が約4割と多くなっています。

前回調査と比較すると、未就学児、就学児ともに「主に母親」の割合が増加し、「父母ともに」の割合が減少しています。

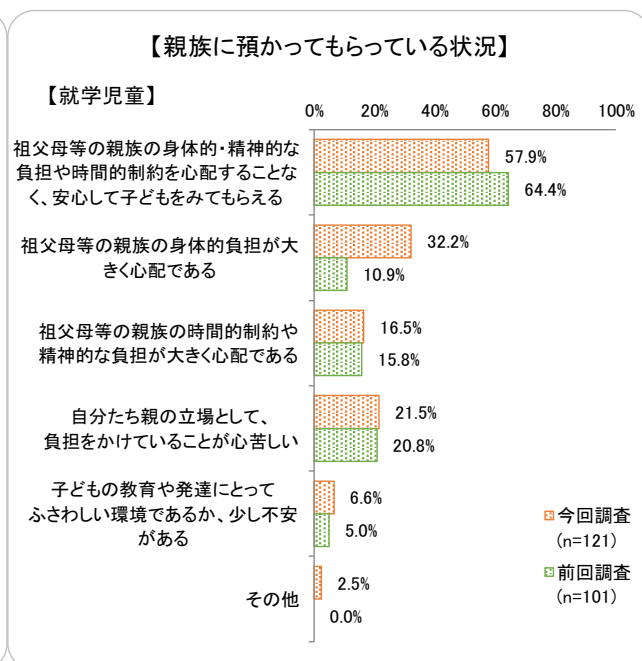
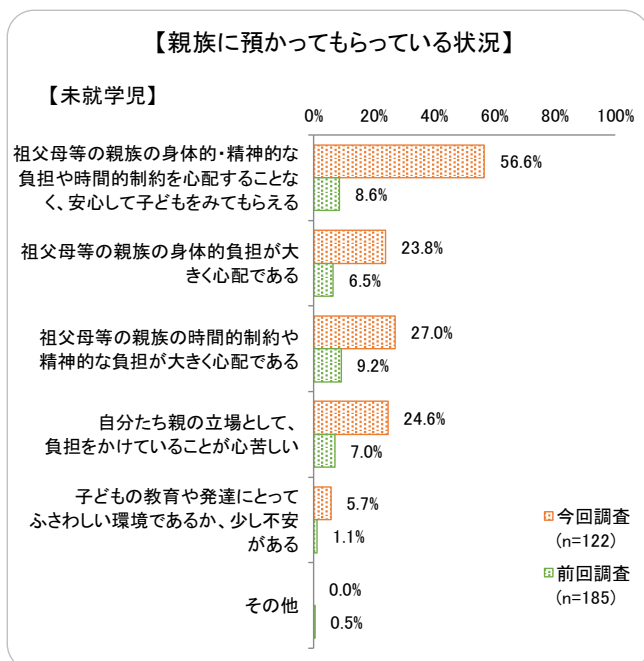
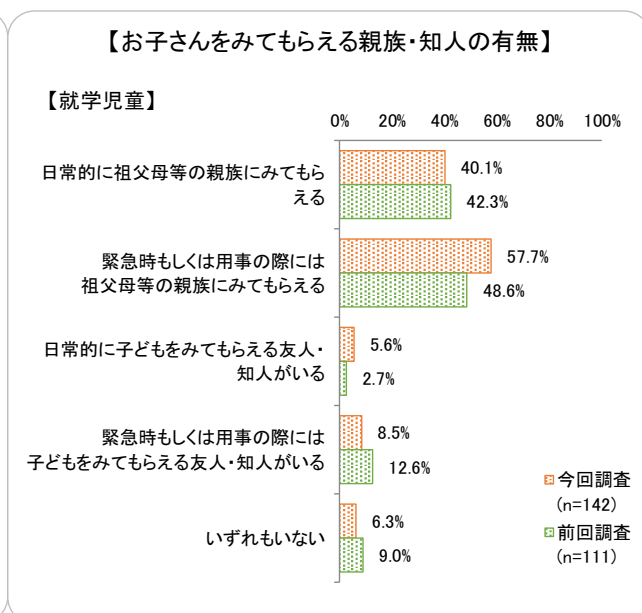
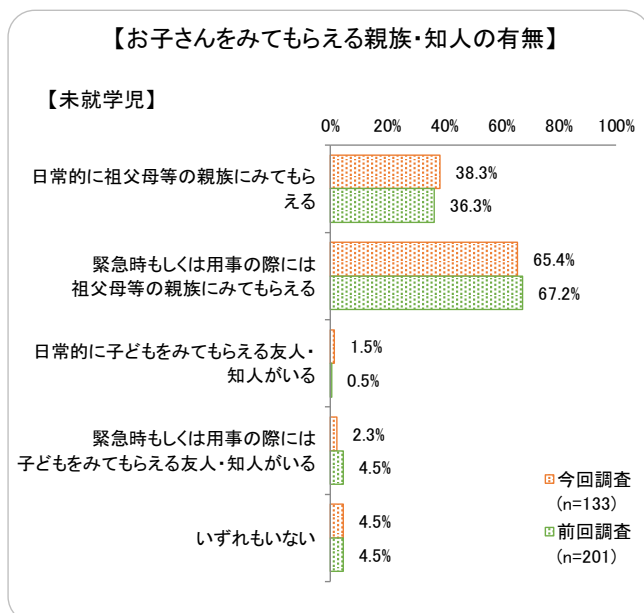


(2) 子どもの育ちをめぐる環境について

子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、未就学児、就学児童ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と祖父母等に子どもを安心してみてもらえるという回答が、前回調査と同様大きく占めています。

日常的に子どもをみてもらえる家庭は未就学児、就学児童ともに3割以上、子どもをみてもらえない家庭は1割以下となっています。

一方、祖父母等の親族に預かってもらっている状況については、未就学児、就学児童ともに「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が5割以上となっている一方、「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が心配である」「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」が前回調査と比較すると多くなっています。

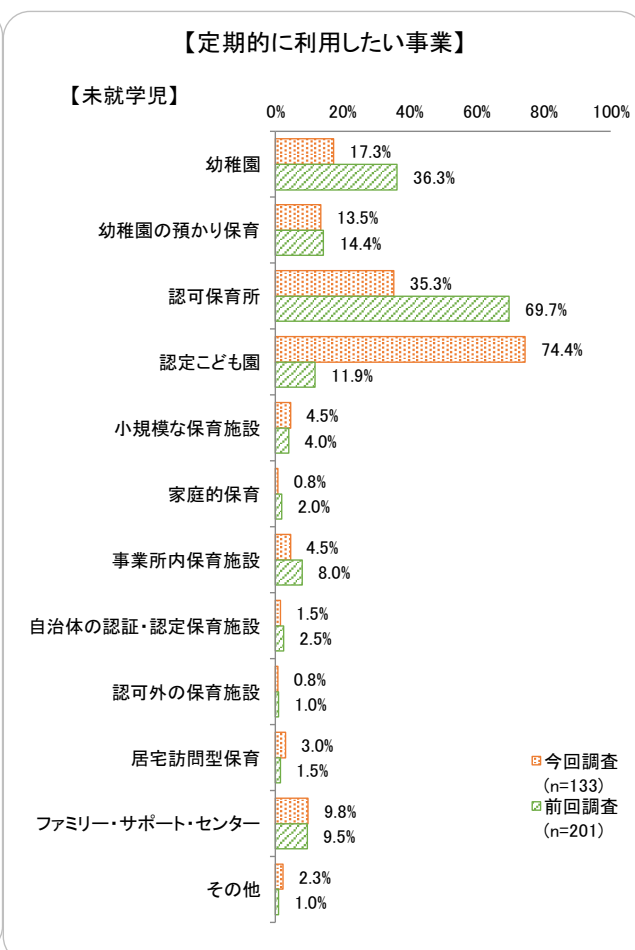
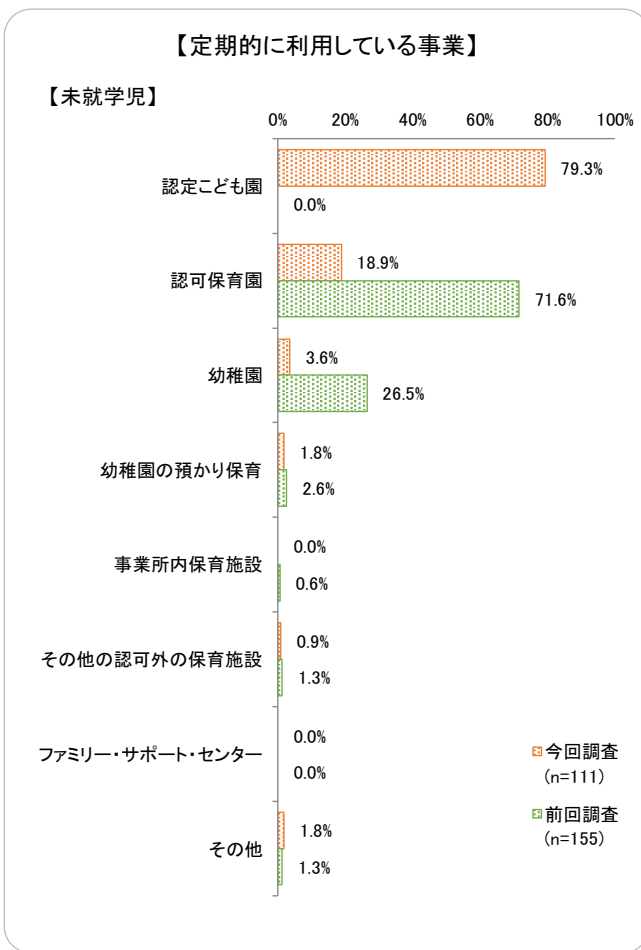
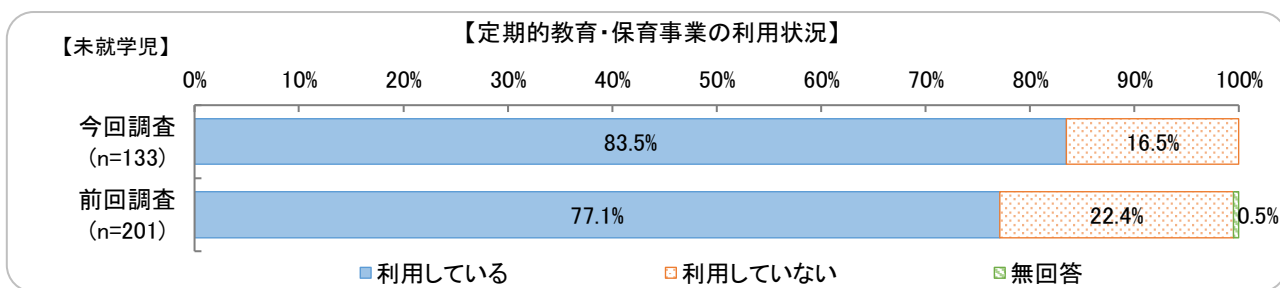


(3) 教育・保育事業の利用状況について

幼稚園や保育所などの定期的な教育・保育の利用状況については、「利用している」が8割強となり、「認定こども園」(79.3%)、「認可保育園」(18.9%)、「幼稚園」(3.6%)の順となっています。前回調査と比較すると、認定こども園が開設されたことにより、認可保育所が50ポイント以上減少しています。

現在の利用の有無にかかわらず、子どもの平日の教育・保育の事業として「定期的に」利用したいと考える事業については、「認定こども園」(74.4%)、「認可保育所」(35.3%)、「幼稚園」(17.3%)の順となっています。

定期的に利用している事業、定期的に利用したい事業ともに「認定こども園」が7割以上となっています。

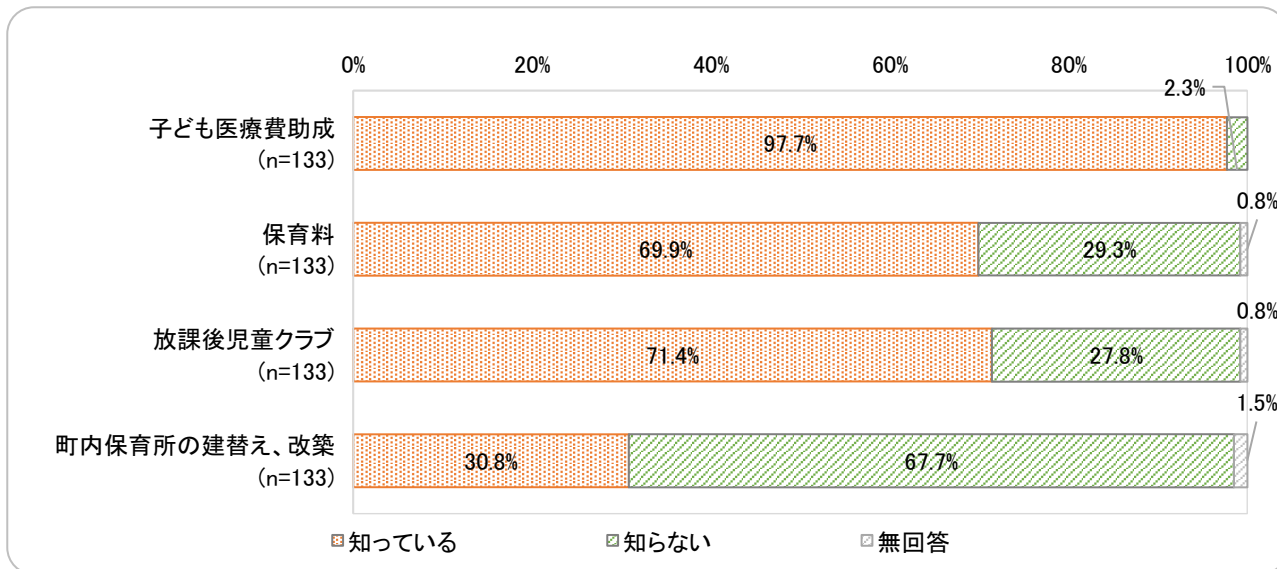


(4) 地域の子育て支援事業の認知度・充実度

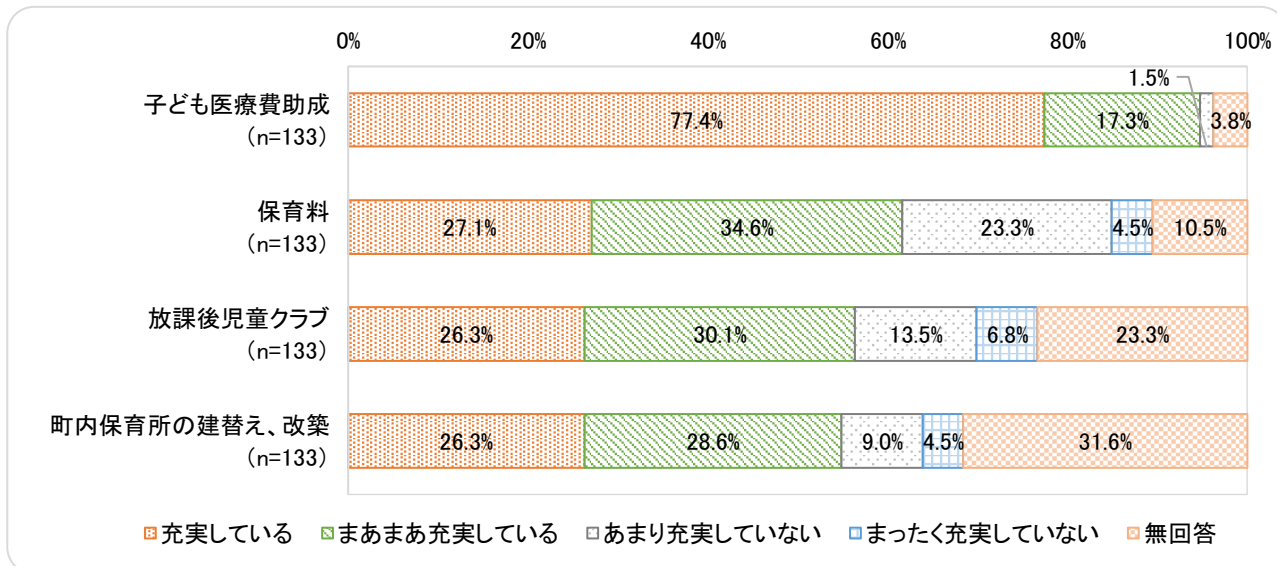
子育て支援事業の認知度については、「子ども医療費助成」(97.7%)、「放課後児童クラブ」(71.4%)、「保育料」(69.9%)の順となっています。

充実度については、「充実している」と回答した割合は、「子ども医療費助成」(77.4%)、「保育料」(27.1%)、「放課後児童クラブ」「町内保育所の建替え、改築」(26.3%)の順となっています。

【認知度】



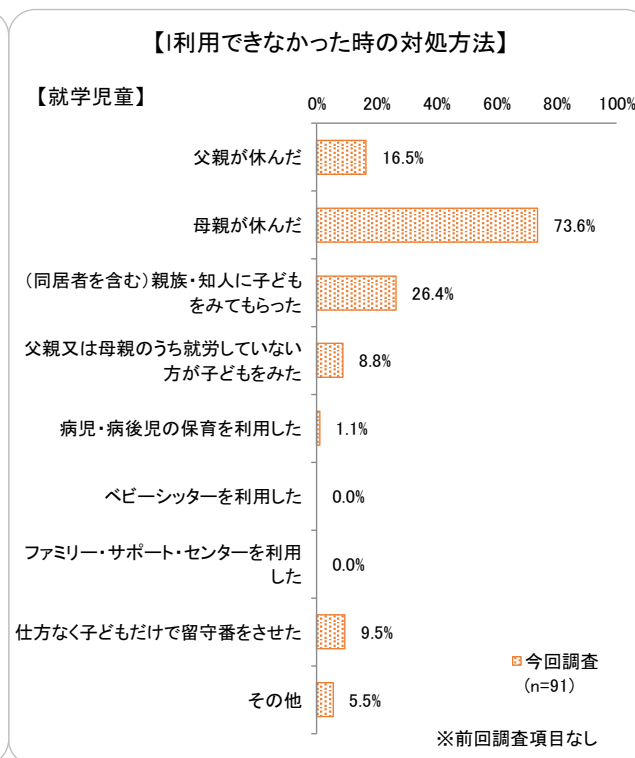
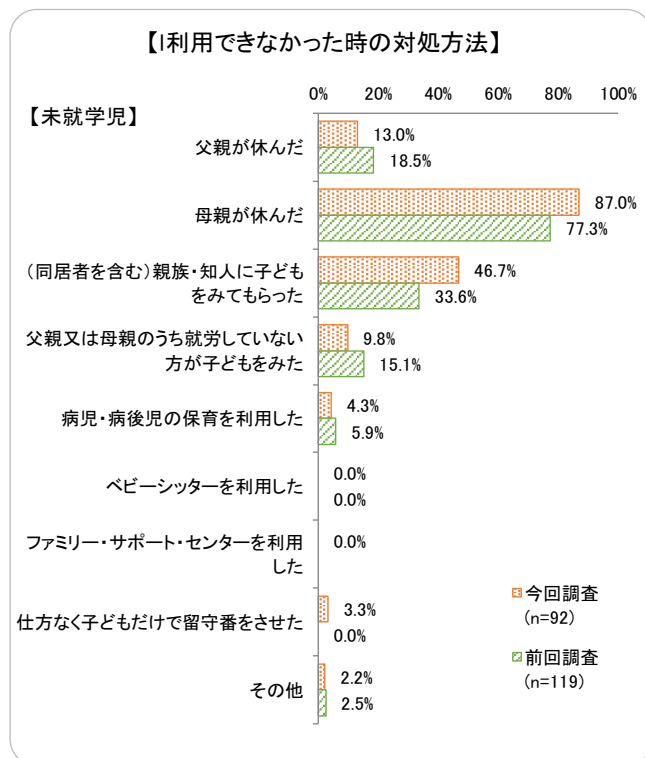
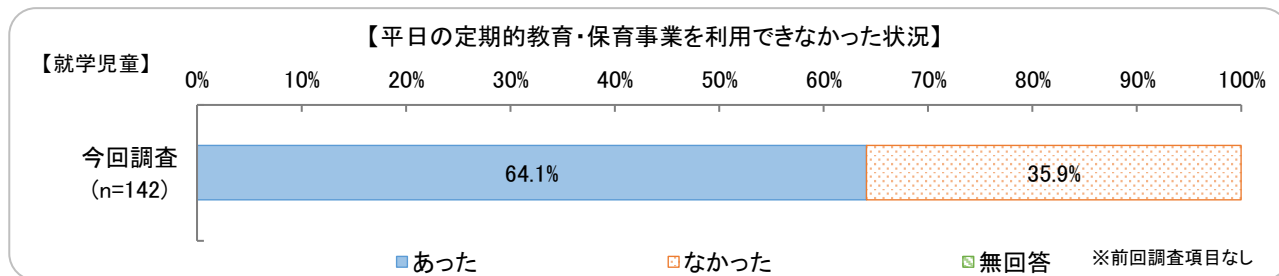
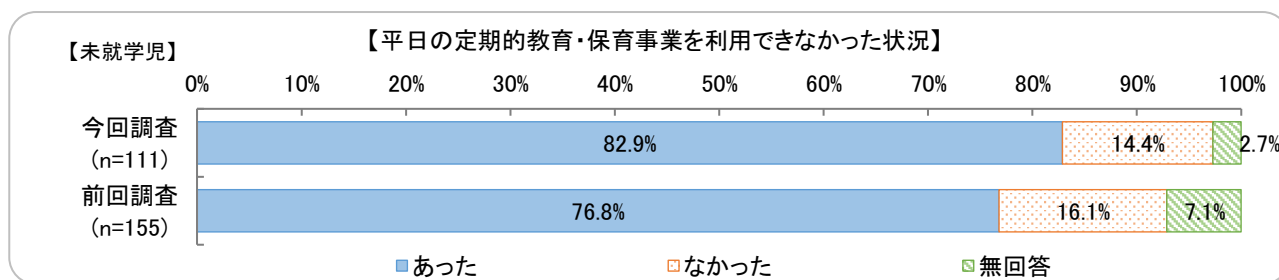
【充実度】

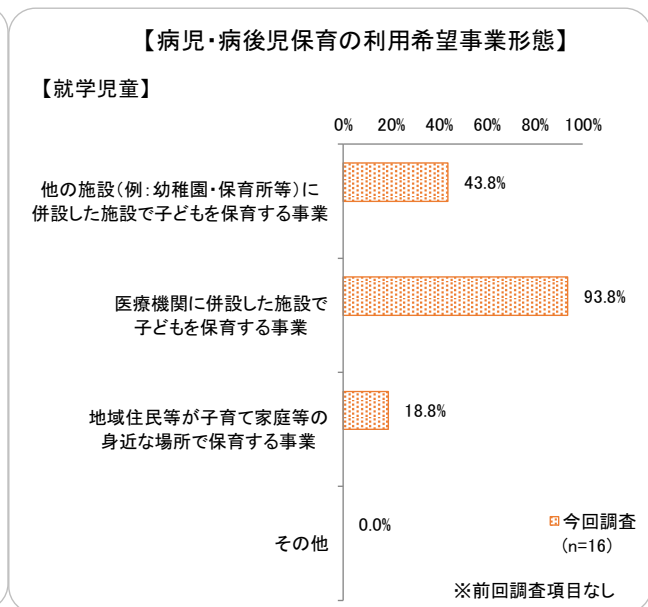
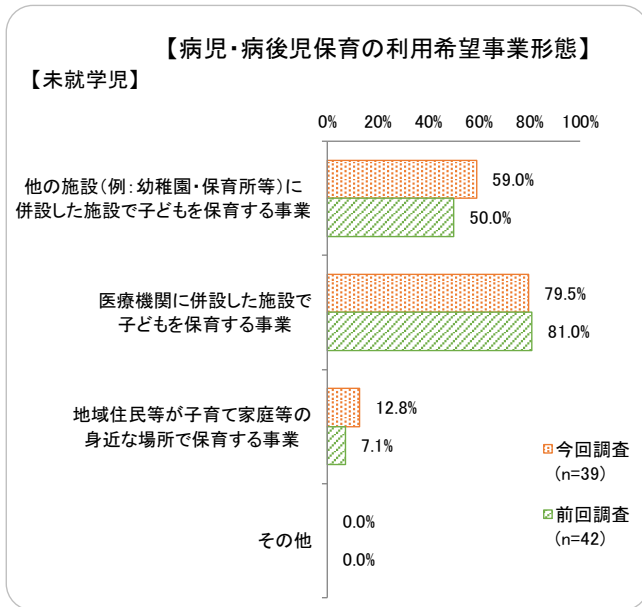
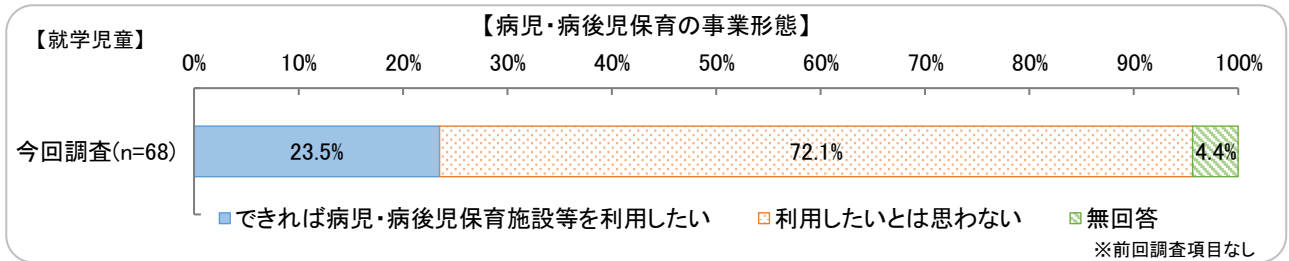
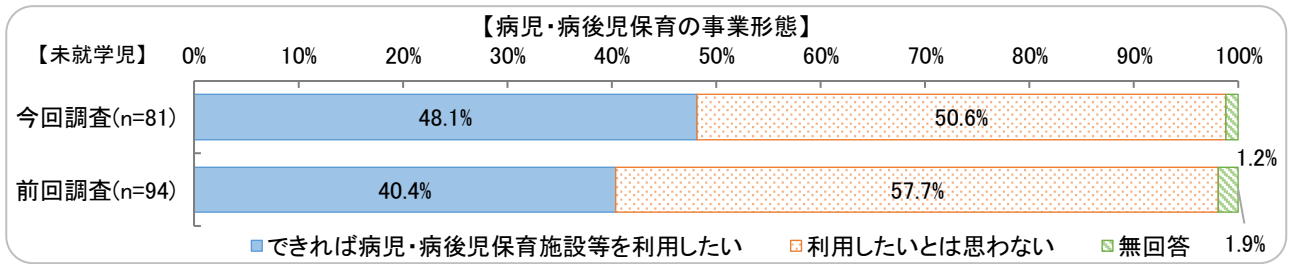


(5) 病気の際の対応

この1年間に子どもの病気やケガで平日の定期的教育・保育事業を利用できなかった人は、未就学児は8割強、就学児童は6割強となっています。その際に行った対処方法は、未就学児、就学児童ともに「母親が休んだ」が7割以上、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が2割以上となっています。また、就学児童では「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」が約1割となっています。

父親、母親が休んで対処した人の病児・病後児保育施設等の利用希望は未就学児は5割弱、就学児童は2割強となっています。病児・病後児保育の事業形態は、未就学児、就学児童ともに「医療機関に併設した施設で子どもを保育する事業」への利用希望が7割以上と高くなっています。

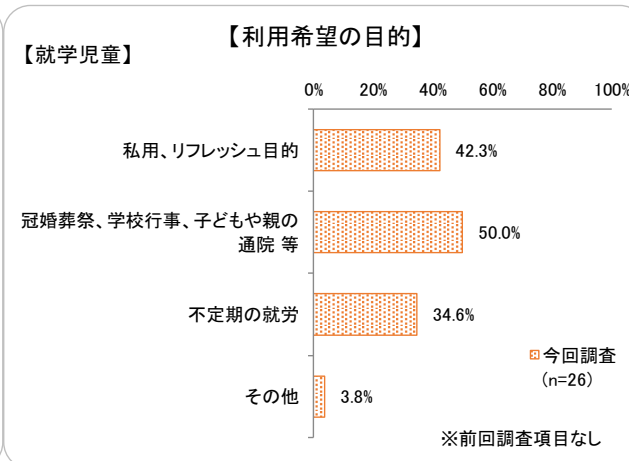
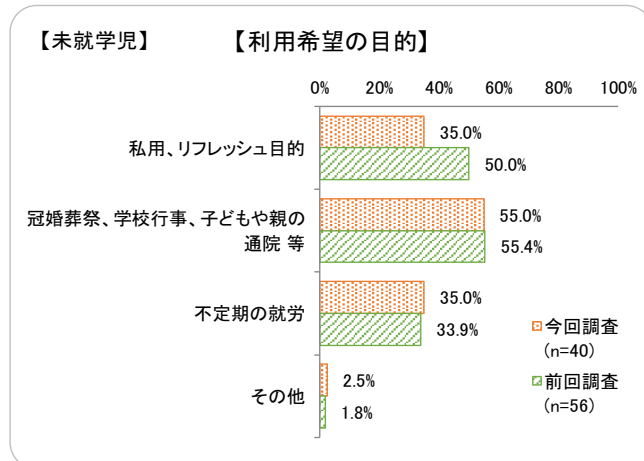
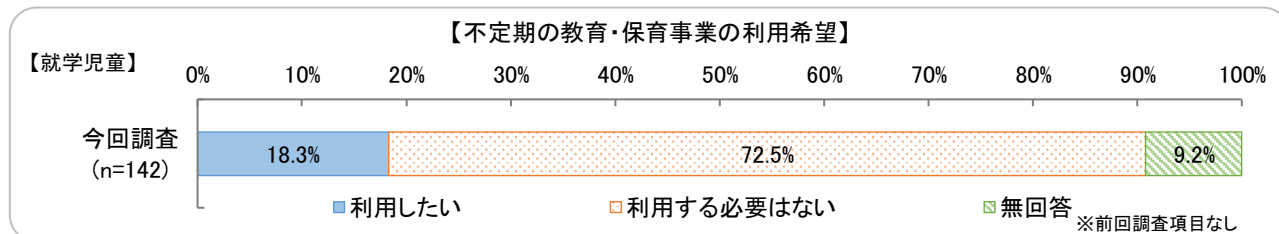
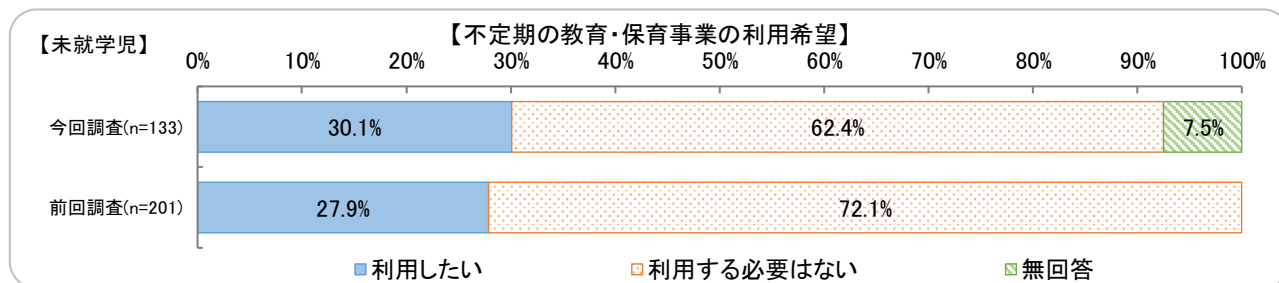
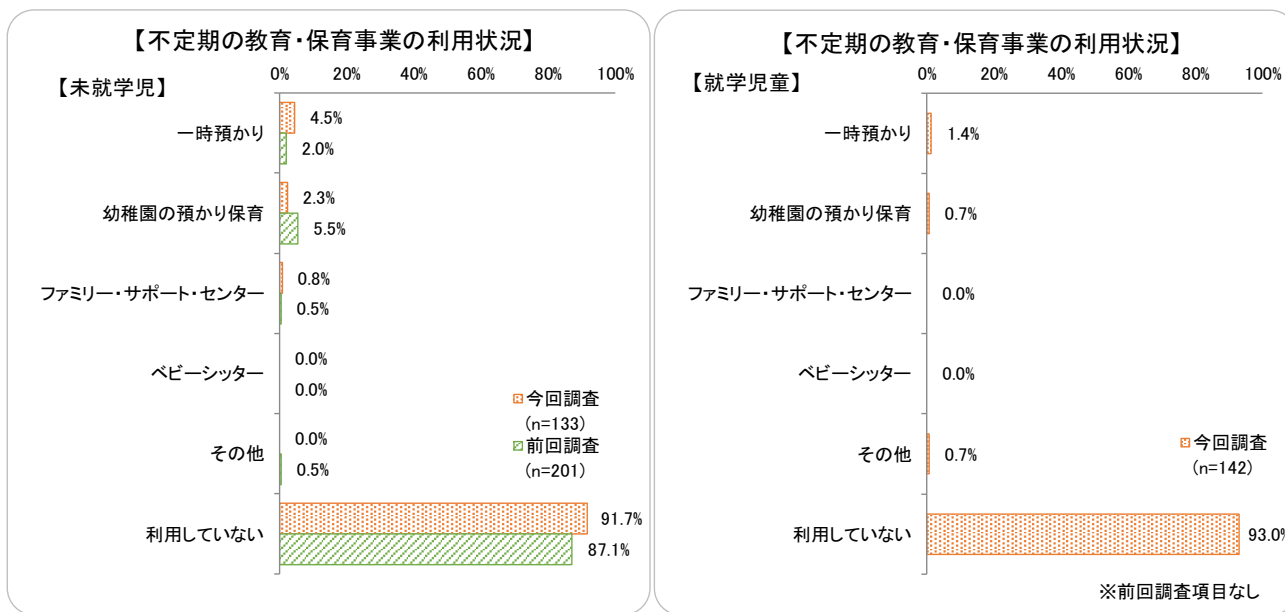




(6) 不定期の教育・保育事業や一時預かり等の利用

私用、親の通院、不定期の就労などの目的で不定期の教育・保育事業の利用状況については、未就学児、就学児童ともに「一時預かり」、「幼稚園の預かり保育」(2.3%)等で1割以下とごく少数となっており、前回調査同様、8割以上が「利用していない」としています。

しかしながら、利用希望については、「利用したい」が未就学児で3割となっており、現状に比べ利用希望が高い傾向にあります。利用目的としては、未就学児、就学児童ともに「冠婚葬祭、学校行事、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院など」が多くなっています。

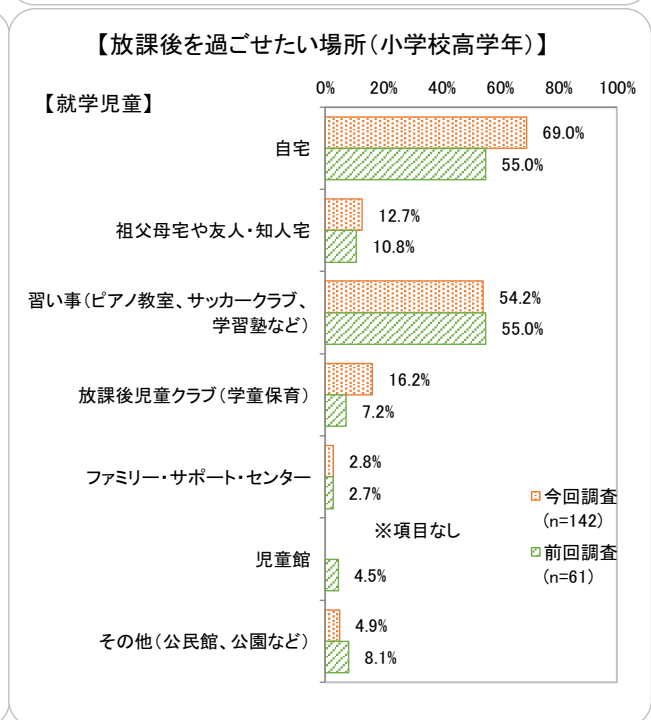
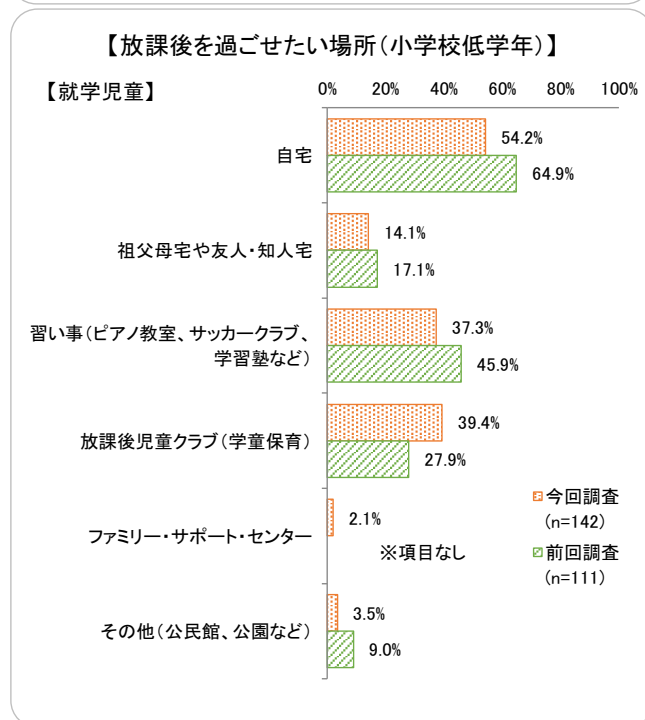
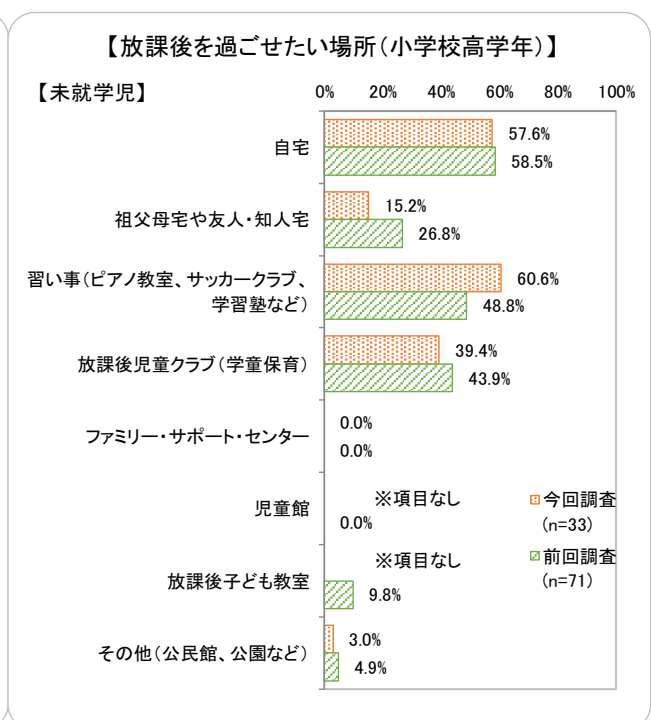
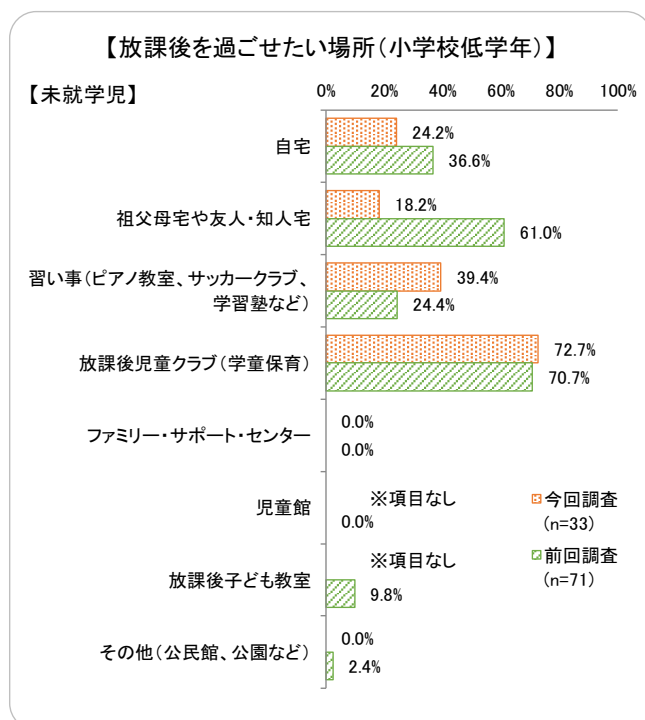


(7) 放課後の過ごし方

就学児童の小学校低学年の放課後（平日の小学校終了後）の活動では、未就学児では、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が7割強、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が4割弱となっています。就学児童では「自宅」が5割強、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が4割弱となっています。

小学校高学年の放課後（平日の小学校終了後）の活動では、未就学児では、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「自宅」が約6割、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」4割弱となっています。就学児童では「自宅」が7割強、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が5割強となっています。

前回調査と比較すると、未就学児では「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が少なくなっています。



4 本町における子ども子育ての課題

重点課題① 子育て支援センター機能の強化

近年の子どもを取り巻く環境のめまぐるしい変化により、家庭や地域における子育て機能の低下や親の孤独感、子育ての負担感の増大等が問題となっています。

アンケート結果において、保護者の病気やけが、息抜き等で、一時的に子どもを預ける必要が生じた際、日常的・緊急時に子どもを預かってもらえる親族や友人がいる人は半数程度となっていますが、住民同士の相互援助による助け合いの場や、必要な施設を円滑に利用・相談できる場の充実など、地域における子育て支援の体制の整備を図る必要があります。

本町においては、現在1か所の子育て支援センターを設置していますが、今後、子育て支援の拠点として、交流機会の提供、情報提供や相談機能などを集約化した施設として位置づけるなど、子育て支援センター機能の強化により、交流や情報・相談をよりわかりやすく、気軽に利用してもらえることで子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境の整備を図ります。

重点課題② 児童虐待防止対策の強化

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取り組みが重要です。

児童虐待への対応については、従来より制度改正や関係機関の体制強化などにより、その充実が図られてきました。しかし、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

本町においても、児童虐待に対する相談対応件数は少数ではありますが、増加傾向にあります。

したがって、要保護児童対策地域協議会で定期的に情報交換及び防止対策の検討に努めます。

また、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待の早期発見と早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には早急に支援を求める等、関係機関との連携強化に取り組めます。

重点課題③ 子どもの貧困対策及び経済的な支援の推進

妊娠・出産から乳幼児期、少年期に至るまで、子育てに必要な費用は教育、保育、医療など多分野にわたり、子育てに関する経済支援はニーズが多い分野の一つで、特に、ひとり親家庭や障がいのある子どもがいる家庭などは、より経済支援を必要としています。

また、生活困窮家庭の子どもについて、経済状況が学力や進学、ひいては成人後の就労などに影響することで、結果として貧困状態の連鎖を生むことがないように、子どもの貧困対策に取り組むことが求められています。

本町においては、子どもの数の減少、多世代家族の減少、ひとり親家庭の増加等により、家族の規模が縮小しています。

また、アンケート結果において、働く母親、働く希望を持つ母親が増えていますが、子育ては依然として母親に負担がかかっている状況であることから、生活環境等の変化により、子どもを産み、育てることに対する精神的・身体的負担のかかる母親に対し、妊娠・出産期からの一貫した包括的支援を図る必要があります。

すべての子どもたちが夢と希望を持って成長し続けられる社会の実現を目指し、教育・保育や日常生活の支援、さらには保護者の就労支援や経済的支援など、子どもの貧困対策の総合的な推進に取り組めます。

第3章 計画の基本的な考え方

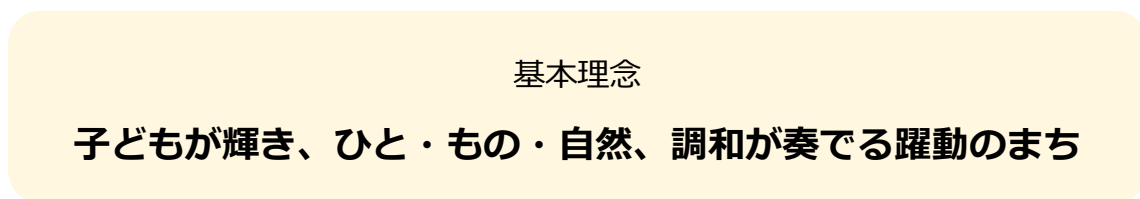
1 計画の基本理念

「子ども・子育て支援新制度」では、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズを踏まえ、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施することが求められています。

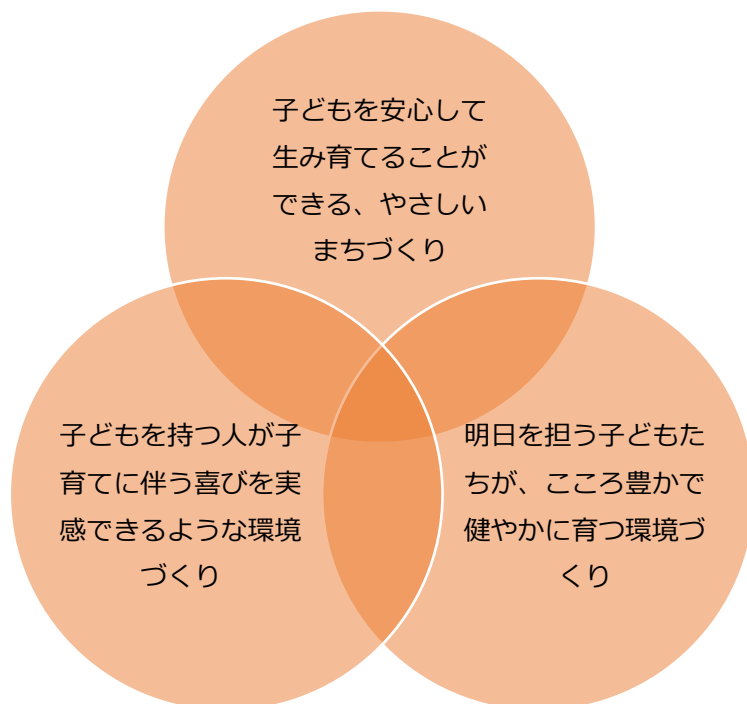
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、子どもの最善の利益の実現のため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指します。

基本理念においては、「第1期子ども・子育て支援事業計画」を継承し、以下のように設定します。

大崎町子ども・子育て支援事業計画 基本理念



大崎町子ども・子育て支援事業計画 基本方針



2 基本的視点

基本的視点1. 子どもの育ち・子育てをめぐる環境の視点

近年核家族化の進展や高齢化の進行により、かつては祖父母や近隣の住民等から得られていた子育てに対する助言や支援が得られにくいという子育て環境にあります。また、現在の親世代の兄弟姉妹の数の減少により、自身の子どもができるまで赤ちゃんに触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えています。このように子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。また、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けているとともに、非正規雇用割合も高まっています。子育てに専念して退職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからずいることなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。

このような子どもの育ちや子育てをめぐる環境に鑑みれば、子どもが安心して生まれ、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、父母その他の保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、地域や行政をはじめ、地域全体で支援していくことが重要です。こうした取組みを通じて全ての子どもの健やかな育ちを実現します。

基本的視点2. 子どもの育ちに関する視点

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。

乳児期（おおむね満1歳まで）は、一般に、身近にいる特定の大人との愛着形成により、情緒的な安定が図られるとともに、身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期です。子どもが示す様々な行動や欲求に、身近な大人が応答的かつ積極的に関わることにより子どもの中に人に対する基本的信頼感が芽生え、情緒の安定が図られます。

幼児期（乳児期を除く小学校就学の始期に達するまでの時期）のうち、おおむね満3歳までの時期は、一般に基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分楽しみながら、人や物との関わりを広げ、行動範囲を拡大させていく時期です。自分のことを信じ、見守ってくれる大人の存在により、子どもは時間をかけて自分の感情を鎮め、気持ちを立て直すようになります。安心感や安定感を得ることによって、自発的に活動するようになり、こうした自発的な活動が主体的に生きていく基盤となります。

幼児期のうち、おおむね3歳以上の時期は、一般に遊びを中心とした生活の中で、特に身体感覚を伴う多様な活動を経験することにより、豊かな感性とともに好奇心、探究心、思考力が養われ、それがその後の生活や学びの基礎になる時期となります。ものや人との関わりにおける自己表出を通して、幼児の育ちにとって最も重要な自我や主体性が芽生えるとともに、人間関係の面でも日々急速に成長する時期です。

小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期です。遊戯やレクリエーションを含む学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要です。

以上のように乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境づくりを図ります。

基本的視点3. 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の視点

関係法律に明記されているとおり「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育て支援は進められる必要があります。子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動し、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みといえます。

子ども子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて保護者が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を行っていくことといえます。各々の子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ります。

基本的視点4. 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割の視点

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

事業主においては、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備が求められます。

子育てにおいては、地域の中で保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要であり、PTA活動や保護者会活動を始め、家庭、地域、施設等子どもの生活の場を密接に連携させ、地域コミュニティの中で子どもを育むことが重要です。

地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会をつくり、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される環境づくりを行います。

3 施策目標

施策目標① 質の高い教育・保育の総合的な提供

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ、調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。

施策目標② 地域における子育て支援の充実

子どもの幸せを第一に考えて、全ての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

施策目標③ 子どもの健やかな成長に向けた支援

親が安心して子どもを生み、また全ての子どもの健やかな成長の実現に向けて、生き生きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・育児の推進や子育て不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。

施策目標④ 職業生活と家庭生活の両立

仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就労体系を見直し、男女がお互いに協力しあいながら子育てを行える働きやすい環境づくりに努めます。

施策目標⑤ 子どもの権利を尊重する社会

子どもの権利が尊重される社会づくりのため、子ども子育てに携わる人はもちろんのこと、すべての町民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動に取り組みます。

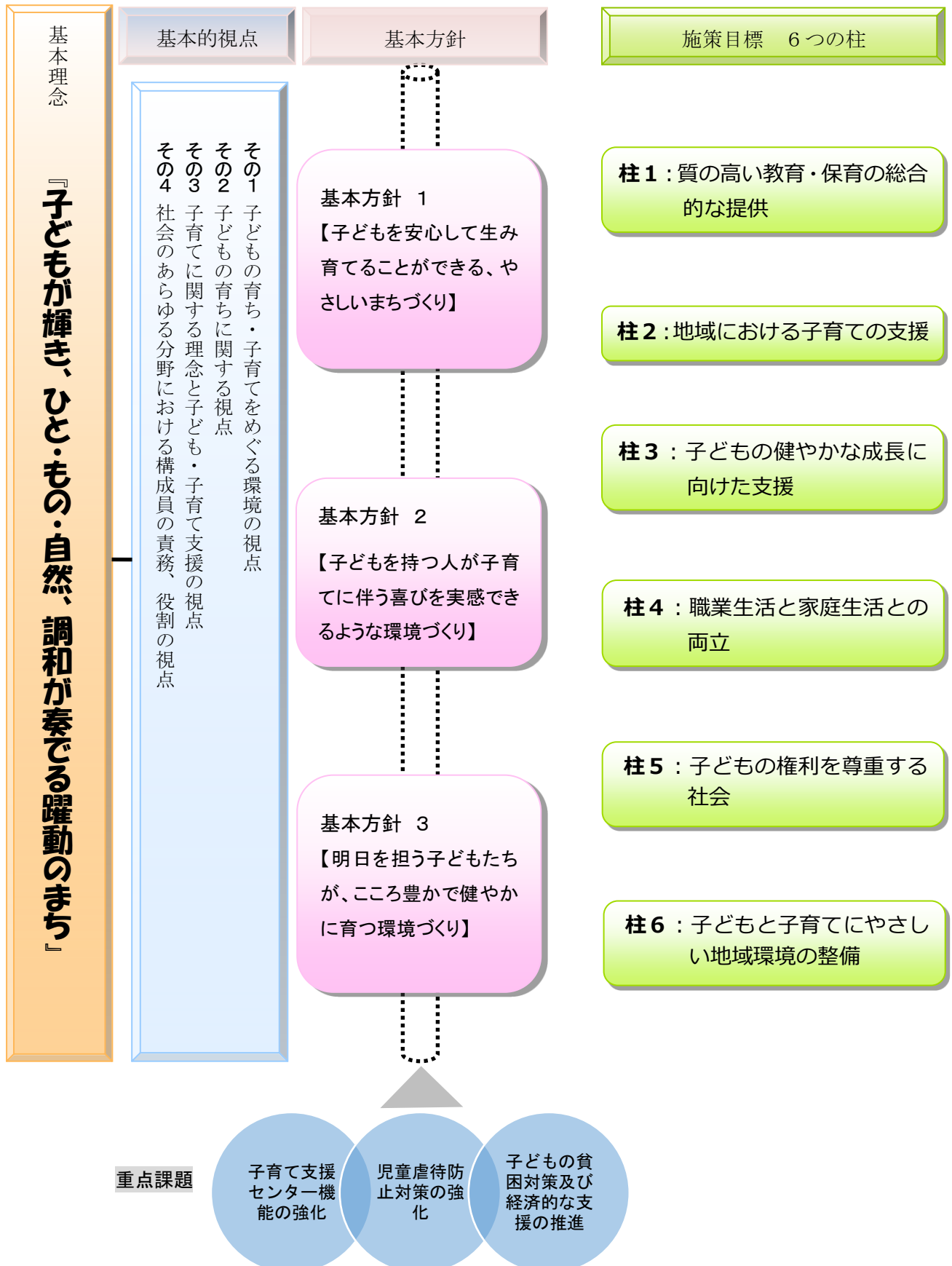
一人ひとりの子どもが、安心して、心身ともに健やかに成長できるよう、児童の権利擁護、児童相談所等の専門機関との連携を図り、児童虐待防止対策の強化に努めます。

施策目標⑥ 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備

子どもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、快適な居住環境を整備します。また、核家族化の進行に伴い、隣近所との関わりは以前より薄まっている中で、犯罪の増加、凶悪化が懸念されていることから、地域全体で子どもを見守るまちづくりに努めます。

4 施策の体系

基本理念に基づく施策について、以下のとおり6つの柱からなる体系に整理します。



第4章 子ども・子育て施策の展開

施策目標 1 質の高い教育・保育の総合的な提供

全乳幼児期は子どもたちが健やかに育ち、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期です。

子どもたちは、生活や遊びの中でさまざまな体験を積み重ね、人として社会で生きていくための、最も基本となることを会得していきます。この重要な乳幼児期に、子ども一人ひとりがかけがえのない存在として尊重されること、それぞれの子どもがその良さや可能性を伸び伸びと発揮すること、人の気持ちを理解し、互いを認め合い共に生きることができるようになること、このような子どもの健やかな育ちはすべての大人や社会の願いです。

子ども・子育て支援新制度においても、幼児教育、保育は、生涯にわたる人格形成に極めて重要であるとの考えの下、家庭の就労状況や環境にかかわらず、希望する全ての子どもに対し、質の高い幼児教育と保育を保障する視点から、幼保一体化の推進が進められており、本町においても国制度の動向を踏まえた更なる推進に努めます。

【主な事業】

事業名等	内容	担当課
保育所・幼稚園等環境整備事業	保育所における保育は保護者の労働又は疾病などの理由により、保育に欠ける児童の保育を行う事業です。 保育所・幼稚園等の受け入れ定数については待機児童はなく、ほぼ充足されていますが、今後、社会情勢等を見ながら柔軟に対応していきます。保育士・幼稚園教諭等の資質を向上させ、保育環境の充実を図るため、研修会等の実施を進めます。さらに、建物の老朽化が進んでいる保育所・幼稚園等については、施設環境の改善を支援します。	【保健福祉課】
延長保育事業	保護者の仕事等のため、通常の保育所の開所時間を越えて児童の保育を希望する場合に行う事業です。 新たに施行される子ども・子育て支援法においては、保育時間を「保育標準時間」及び「保育短時間」の2区分に設定しており、今後、利用増加が見込まれることから、事業の拡充を図っていきます。	【保健福祉課】
一時預かり事業	専業主婦家庭等の育児疲れの解消、保護者の急病や保護者の断続的な就労形態などに対応するため、一時的に預かり保育を行う事業です。 新たに施行される子ども・子育て支援法においては、保護者の就労時間について下限時間を設けており、就労時間が下限時間未満のお子さんは、「一時預かり事業」にて対応するため、事業の拡充を図っていきます。	【保健福祉課】
幼稚園延長保育(一時預かり事業)	保護者の仕事等のため、通常の幼稚園の開所時間を越えて児童の保育を行います。	【保健福祉課】
病児保育事業	保育所・幼稚園等に入所中の児童が病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、その児童を保育所・幼稚園等や、病院等の専用スペースにおいて一時的に預かる事業です。 病児保育の取組については、医療機関と連携し事業実施の検討を行います。	【保健福祉課】
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校の児童の健全育成を登録制により行う事業です。 放課後児童クラブ相互の連携を図りながら利用ニーズに対応できる体制の整備に努めます。	【保健福祉課】

①教育・保育提供施設の充実

【施策の方向性】

今後も子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえて、更なる教育・保育サービスの提供体制を整備します。

また、引き続きホームページ等を活用し積極的な情報提供に努めます。

【現状の取組】

(保健福祉課)

- ・現在町内には、保育所が2か所と認定こども園が5か所、子育て支援センターが1か所、小学校が6校と中学校が1校あり、教育・保育サービスの体制は整備されています。
- ・情報提供については、町の広報誌や、町及び各園・各校のホームページで行っています。

②学校の教育環境等の整備

【施策の方向性】

次世代の担い手である子どもが、確かな学力を身に付け、豊かな心や身体を育み、個性豊かに生きることができるよう、学校の教育環境の充実に努めます。

また、地域及び家庭との連携を図り、地域に根差し、開かれた学校となるよう特色ある学校づくりをめざします。

【現状の取組】

(教育委員会管理課)

- ・小中連携を通じた学力向上事業や体力向上事業により、各種調査結果では区内と比較して高い状況にあります。また、環境省の補助事業により、町内全学校の普通教室にLED照明や空調も整備され、教育環境が充実されつつあります。
- ・無線LAN整備事業やタブレットの導入などICTの環境整備は設備導入が進んでいないため、教育環境整備が遅れている状況です。

③保育士や幼稚園教諭の確保及び資質向上

【施策の方向性】

今後も、大学・短大、ハローワーク等との連携により新卒者や潜在保育士の掘り起こしを行うことで、保育士の確保に努めます。

また、各種研修会への参加や自園研修に積極的に取り組んでいき、保育の質の更なる向上にも努めます。

【現状の取組】

(保健福祉課)

- ・町内7か所の施設において、大学・短大との連携は5園、ハローワークとの連携は6園で行い保育士の採用(確保)に努めています。また、各種研修会等への参加により保育の質の向上にも取り組んでいます。

④ 幼・保・小の連携推進

【施策の方向性】

今後も引き続き「小1プロブレム」の解消に向けて、保育所・認定こども園と小学校の連携促進に取り組めます。

また、幼児期に身に付けてほしい基礎的・基本的な力や生活習慣などを示した取組表の導入を進めます。

【現状の取組】

(保健福祉課・教育委員会管理課)

- ・町内の保育所・認定こども園において、小学校の行事への参加・交流等の連携や、アプローチカリキュラムの導入により「小1プロブレム」の解消に取り組んでいます。
- ・取組表については、職員室や保育室へ掲示し全職員での共有が図られています。

⑤ 子ども・子育て会議

【施策の方向性】

教育・保育施設におけるサービス向上及び利用定員の適正化に向けた取組を促進するため、子ども・子育て会議にて評価受審を行います。

【現状の取組】

(保健福祉課)

- ・毎年開催される子ども・子育て会議において、前年度実績にかかる評価審査を行っています。

施策目標 2 地域における子育て支援の充実

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で「子どもは社会の宝」であり、子育ては家庭のみならず、広く社会全体で支えていくことが必要です。

全ての子どもと子育て家庭を対象として、利用の現状や利用希望の実情などを踏まえ、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実していくための取組を計画的に進めます。

【主な事業】

事業名等	内容	担当課
はっする広場	在宅における支援活動として、親子が子育て支援センターで気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い交流を図るとともに、保育士・幼稚園教諭などによる子育てについての悩みや相談、親子のふれあい遊び、絵本の読み聞かせ等を実施しています。	【保健福祉課】
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センターは、家庭内で保育をしている親子を対象として、育児不安等についての相談事業、子育てサークルの育成を支援します。現在1か所の設置箇所数を維持するとともに、機能の充実を推進します。	【保健福祉課】
利用者支援事業	子どもや保護者の身近な場所で、保育所等や子育て支援事業に関する情報提供を行うとともに、必要に応じ相談などを行います。	【保健福祉課】
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。 随時、地域ニーズを把握し、事業の検討を行います。	【保健福祉課】
子育て支援事業 (ひよこクラブ)	幼稚園で開設している子育て支援は、家庭内で保育をしている親子を対象として、育児不安等についての相談事業、子育てサークルの育成を支援します。現在、月に2回の開園を維持するとともに、機能の充実を推進します。	【保健福祉課】
民生委員・児童委員活動	地域における身近な相談者として、地域福祉の充実を図るとともに、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握、支援を行っていきます。 さらに、児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、住民と協働した福祉活動の展開や情報提供を行っていきます。委員活動の充実や資質を高めるための研修を行っていきます。	【保健福祉課】
子育て情報の提供	子育てをしている家庭に対し、町のホームページで子育て情報を提供します。さらに、子育てに関する情報の収集や情報提供について、関係機関と連携を図りながら、総合的に把握し、情報の一元化・情報機器を活用した提供等を進めます。	【保健福祉課】
携帯電話を活用した子育てに関する情報提供	子育てに関する情報が、いつでも、どこでも入手できるように携帯サイトによる情報提供を行います。	【総務課】
地域活動の育成	母親クラブや子ども会の地域組織活動の育成やその指導者の育成を図り、地域ボランティア等の協力を得て地域児童の健全育成活動の推進に努めます。	【教育委員会 社会教育課】
交流事業	児童がゲームや遊び、宿泊体験を通して異年齢交流を行っています。また、鹿児島県等が主催するジュニアセミナーや国際交流キャンプに中学生の代表を派遣して、指導者となる人材の育成を進めています。	【教育委員会 社会教育課】
世代間交流事業 (保育所・幼稚園等)	保育所・幼稚園等が地域の活動の拠点として、保育所・幼稚園等と地域の人々との交流及び老人福祉施設を訪問するなど、地域の人々との世代間交流を促進します。	【保健福祉課】 【教育委員会 管理課】

校外生活指導活動	小・中・高校の子どもを持つ地域住民から選出された指導委員・補導員が、書店やコンビニエンスストア等を巡回し、青少年に悪影響を及ぼすと思われる有害な環境がなくなるよう関係業界に働きかけを行います。	【教育委員会 社会教育課】
情報モラル教育の推進	情報教育の指導計画を基に、学級活動、道徳、総合的な学習の時間、技術家庭等の学習で情報モラルに関する指導を行います。	【教育委員会 管理課】
子育て支援パスポート事業	地域全体で子育て家庭を支援する気運の醸成や子育て家庭の負担感の軽減等を目的として、県と共同して実施していきます。	【保健福祉課】

①子育て支援サービスの充実

【施策の方向性】

子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえて、教育・保育サービスの提供体制を整備します。また次代を担う子どもたちと、すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスや、相談体制・情報提供体制の充実を図ります。

【現状の取組】

(保健福祉課)

- ・現在町内には、保育所が2か所と認定こども園が5か所、子育て支援センターが1か所、小学校が6校と中学校が1校あり、教育・保育サービスの体制は整備されている。
- ・子育て支援センターでは、保護者からの電話相談や、来所相談を受けたり、月1回の保健師による育児相談を行ったりしている。
- ・情報提供については、町の広報誌や、町及び各園・各校のホームページで行なっている。

②次代の親の育成

【施策の方向性】

保護者に対しての教育・相談については、今後も健診や相談の場を活用し育成に努めます。次代の親の育成については、保育所や認定こども園、学校等との連携を図り育成方法のあり方について、検討していきます。

【現状の取組】

(保健福祉課)

- ・乳幼児とその保護者に対しては、乳幼児健診や育児相談など教育や相談の場を設けているが、次代の親に対しての体験学習等は出来ていない状況です。

③家庭や地域の教育力の向上

【施策の方向性】

家庭教育学級の各学校での開催状況を改めて精査し、課題を浮き彫りにすることで学級の充実を図ります。人材についての課題については、学校応援団等の活用により地域と一体化した学習、実践活動が出来るような体制づくりに努めます。

特に各分館で行われる個別行事への積極的な参加を図ることで、教育力の醸成に努めていきます。

【現状の取組】

(社会教育課)

- ・各学校に於いて家庭教育学級を開催しており、成果はあると考えられるが、家庭教育学級のテーマ設定に苦慮している様子も伺えます。

施策目標3 子どもの健やかな成長に向けた支援

子どもの病気や事故に対して、親や周囲の人は、常に子どもの状態や環境を考慮して、その予防対策を行う必要があります。

子どもの病気の予防については、乳幼児健康診査の健診のほか、予防接種が有効であり、接種に対する保護者等の理解を深め、予防接種率を高く維持することが大切です。

妊娠中の母体および胎児の健康を確保し、安全な出産を確保するためには、正しい知識や情報に基づいた妊娠初期からの健康管理と、家族、職場、地域の理解が必要です。

さらに、思春期には、過度のダイエットや夜更かしといった日常生活上のことだけでなく、喫煙や飲酒、性に関する問題行動や、最近問題となっている薬物乱用まで、子どもたちを取り巻く状況は決して楽観視できるものではありません。

思春期の子どもたちが、これらのリスクについて理解し、適切な対応を取ることができるようにするため家庭、学校、地域が一体となって見守ることが大切です。

【主な事業】

事業名等	内容	担当課
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	全ての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。	【保健福祉課】
養育支援訪問事業	育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施します。	【保健福祉課】
母子健康手帳交付及び妊婦健康診査事業	妊娠の届出があった妊婦に対し母子健康手帳と、妊婦が費用を心配せずに健診を受けられるよう妊婦健康診査受診票を14枚交付し、専門医療機関を受診することにより妊婦の健康保持・増進を図ります。	【保健福祉課】
妊産婦・新生児・乳幼児訪問事業	生活環境・健康上のハイリスク者で訪問による指導が必要な妊産婦、第1子や出産前後に異常があった新生児や訪問希望者に保健師・助産師が訪問指導を行っています。また、各種乳幼児健診・相談後の経過観察児、健診未受診児に対し、訪問指導を行っています。生活環境や健康などで不安を持つ妊産婦、経過観察児、育児不安を持つ家庭を訪問し指導に努めます。	【保健福祉課】
乳幼児健康診査事業	身体計測・問診・観察・診察などで、疾病や心身障がい等の早期発見に努め、早期治療・早期療育を促すとともに、身体及び精神発達の確認を行います。ただし、9～11か月児健診については医療機関に委託で実施しています。また精密検査等必要に応じて関係機関との連携を図ります。 乳児期からの栄養相談・指導、虫歯の予防、親子ふれあい遊び等の育児指導で生活習慣の自立などの育児支援を行い、乳幼児の健全な発育発達を促すため引き続き実施します。	【保健福祉課】
つくしんぼ教室(親子教室)	幼児健診のフォロー教室として親子のふれあい遊びや素材遊びなど、子どもと保護者が楽しい小集団活動を体験しながら早期からの愛着形成を促していきます。また、子どもの状況について理解を深めることで、必要に応じてより密度の濃い丁寧な支援につなげていきます。	【保健福祉課】

歯科検診及びフッ素塗布事業	幼児健診及び歯科相談時に、歯科医師が歯科検診、また歯科衛生士による口腔内観察・歯科指導並びにフッ素塗布を行い、乳幼児の虫歯予防の啓発に努めます。(歯科相談時は検診なし)	【保健福祉課】
フッ化物洗口事業	保育所・幼稚園及び小中学校で集団フッ化物洗口(週5~6回法)に取り組み、むし歯予防を図ります。	【保健福祉課・教育委員会管理課】
母子相談事業	健康に関する来所及び電話相談に常時対応できるよう保健師等を配置しています。妊娠届出時及び妊娠期の相談指導や育児相談、情報提供及び適切な機関の紹介などを行っています。また、定期的な乳幼児相談(育児相談、1歳児相談)を行い、発育発達の相談を受け育児についての不安軽減を図っています。 不安が解消されない場合には、訪問し、適切な機関を紹介するとともに、妊婦・乳幼児等の健康保持・増進・育児不安の軽減につながるための事業を進めます。	【保健福祉課】
不妊治療費助成事業	不妊治療を受けている夫婦に対し、治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進します。	【保健福祉課】
妊婦・乳幼児栄養指導	母体の健康及び胎児の発育、乳幼児期の栄養教育は健康と食習慣形成の上で重要であり、母子手帳交付時、乳幼児健診、各種相談・教室などで行っています。 個人の状況や発達段階に合わせた栄養教育を進めます。	【保健福祉課】
保育所・幼稚園等調理担当者研修会	保育所・幼稚園等の調理担当者を対象に食事の作り方・栄養価の計算・アレルギー対応等の研修会を行っています。また、栄養士等が毎月の献立表を作成し、各施設に提供しています。保育所・幼稚園等に入室している児童の食育の推進など健康管理を含め、栄養面やアレルギー等に配慮し、食生活全般が向上するような指導を進めます。	【保健福祉課】
保育所・幼稚園等栄養士による食指導の実施	保育所・幼稚園等では、食事の指導とクッキング保育に取り組み、望ましい食指導の定着に努めます。また、保護者に対して食習慣の啓発活動を行います。	【保健福祉課】
性教育の実施	学校教育において児童生徒の心身の発達における男女の役割と責任を生理学的、倫理的な面から理解し、性に対する健全な態度を培い現代社会にふさわしい性道徳を確立するための教育を進めています。 助産師や医療機関と連携した研修を行い、児童生徒への指導の充実と保護者への啓発に努めます。	【教育委員会管理課】
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施	学校教育において児童生徒の心身の発達における健康で安全な生活を送るための基礎を培うため、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深め、現在及び将来において健康で安全な生活を送る態度を育成する教育を進めています。 警察や医療機関などの関係機関と連携した教育を行い、児童生徒の健康で安全な生活を築こうとする態度の育成と保護者への啓発に努めます。	【教育委員会管理課】
予防対策事業	感染症の発生及び蔓延予防のため、法で定められた定期的予防接種を行っています。各予防接種は、総合的に70%の接種率を維持しており、一層の接種率の向上を目指すとともに、疾病の発症及び蔓延の防止に努めます。 小学校では学校医による健康診断を行い、病気の予防・保健指導を行い、児童生徒の保健指導等の充実を図ります。 安心して相談できるよう、電話やホームページを活用した育児相談を行っています。関係機関と連携し相談体制の充実を図ります。	【保健福祉課】
産後ケア事業	出産後、特に育児支援を必要とする母子を対象に心身の安定と育児不安の解消を図ります。	【保健福祉課】
新生児聴覚検査	新生児(生後28日以内)に対して、聴力検査を行い聴覚障害の早期発見を行います。	【保健福祉課】

①子どもや母親の健康の確保

【施策の方向性】

母親自身が満足できる妊娠・出産・産褥期(さんじょくき)を過ごし、より良い育児、親子関係のスタートとなるよう妊娠早期からの保健指導の実施とともに、安全性を確保しつつ満足できる出産について妊娠中の母親が主体的に選択できるように情報の提供を行います。

【現状の取組】

(保健福祉課)

- ・母子手帳交付は、保健師が実施し、個別に必要な情報提供を行っています。また、必要な方には訪問や電話による継続的な支援を行っています。

②食育の推進

【施策の方向性】

生涯にわたる健康づくりの基本となる「食」の大切さを広めていく観点から、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する情報の提供等を行い、心と身体の健康づくりを推進します。また、栄養士の確保について取り組みます。

【現状の取組】

(保健福祉課)

- ・乳幼児健診や育児相談時に在宅栄養士による食育講座や個別相談を行っています。常勤栄養士不在のため、単発的な支援になりやすい状況にあります。

③思春期保健対策の充実

【施策の方向性】

学校や保健所などの関係機関等との連携により、健康づくりに関する基礎的な知識と、性・薬物等の問題に関する正しい知識の普及や心身の悩みに関する相談・支援体制の充実を図り、思春期の心身の健康づくりを支援します。

【現状の取組】

(保健福祉課)

- ・個々のケースにおいては学校や保健所と連携を図って対応しています。知識の普及等、集団教育においては、学校や保健所にて行なっています。

④小児医療の充実

【施策の方向性】

安心して子どもを産み、健やかに育てることが出来るように、小児保健医療水準の維持向上及び疾病や障がいの早期発見・早期対応に努めるとともに、保護者の医療費負担の軽減を図ります。

【現状の取組】

(保健福祉課)

- ・乳幼児健診時、必要な方には精密医療券を発行し、医療機関へつないでいます。
- ・子ども医療費の助成(高校卒業年度末までの医療費の助成)を実施しています。

施策目標 4 職業生活と家庭生活の両立

現在の少子化の背景には、働き方をめぐるさまざまな課題があります。共働き世帯が増加しているにもかかわらず、働き方の選択肢が十分に整っていないことで、女性にとって未だに就労と出産・子育てが二者択一となっている状況が存在しています。

また、育児・介護休業制度はあるものの、実際に育児休業を取得する父親は少ないのが現状です。

このような状況のもと、男女がともに子育てを担い、仕事と家庭生活の両立を支援するため、「ワーク・ライフ・バランス」を、子育て家庭・事業所・地域全体で推進していくことが求められています。

【主な事業】

事業名等	内容	担当課
公営（町営）住宅等の整備・充実	大崎町公営住宅等長寿命化計画に基づき、ニーズに即した公営住宅等の整備を図ります。また、子育て世帯向け住宅の整備など定住化推進に努めます。	【建設課】
女性の広場推進会議	地域における男女共同参加型社会の形成に向けて、女性に関する施策の企画及び推進をするために「男女共同参画推進大会」等を開催して、問題点の抽出や課題の解決策に取り組み、町の施策に反映するように努めます。	【企画調整課】
男女共同参画の推進	男女が互いに尊重し、認め合い、社会活動のあらゆる分野に共同して参画できる男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画プランの推進に努めます。 また、家庭における家事・育児などを男女がともに担い、支えあえるような社会環境をつくるよう啓発に努めます。	【企画調整課】
延長保育事業（再掲）	保護者の仕事等のため、通常の保育所の開所時間を越えて児童の保育を希望する場合に行う事業です。	【保健福祉課】
一時預かり事業（再掲）	専業主婦家庭等の育児疲れの解消、保護者の急病や保護者の断続的な就労形態などに対応するため、一時的に預かり保育を行う事業です。	【保健福祉課】
幼稚園延長保育（一時預かり事業）（再掲）	保護者の仕事等のため、通常の幼稚園の開所時間を越えて児童の保育を行います。	【保健福祉課】
病児保育事業（再掲）	保育所・幼稚園等に入所中の児童が病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、その児童を保育所・幼稚園等や、病院等の専用スペースにおいて一時的に預かる事業です。 病児保育の取組については、関係機関と実施に向け、今後検討を進めます。	【保健福祉課】
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（再掲）	登録制により、就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校の児童の健全育成を行う事業です。 放課後児童クラブ相互の連携を図りながら利用ニーズに対応できる体制の整備に努めます。	【保健福祉課】

①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

【施策の方向性】

性別に関わらず、すべての労働者が、働き方を見直し仕事時間と生活時間のバランスの取れた職場環境を実現させるため、国・県・関係団体等との連携を図りながら、労働者、事業主、

地域住民等の意識改革のための広報・啓発・情報提供に努めます。

なお、手法等について改善を加え、意識改革につながる啓発活動を行なっていきます。

【現状の取組】

(企画調整課)

- ・働き方改革関連法の施行に伴う広報資料等の掲示は行っていますが、積極的な広報活動には至っていない状況です。

②仕事と子育ての両立の推進

【施策の方向性】

保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実等、子育て家庭の多様な就労形態に対応した子育て支援を継続かつ充実させ、多様化する子育て家庭の形態に対応した支援の展開に努めます。

【現状の取組】

(保健福祉課)

- ・町内2か所の保育所と5か所の認定こども園でそれぞれ延長保育を行っています。放課後児童クラブにおいては町内6か所となっています。
- ・一時預かりについては、一部の施設のみで実施しています。
- ・病児保育については、志布志市内の小児科を利用した後、本町から志布志市へ利用分の負担金を支払うという方式で実施しています。

施策目標 5 子どもの権利を尊重する社会

子どもの権利が尊重される社会づくりのため、子ども子育てに携わる人はもちろんのこと、すべての町民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動に取り組みます。

一人ひとりの子どもが、安心して、心身ともに健やかに成長できるよう、児童相談所等の専門機関との連携を図り、児童虐待防止対策の強化に努めます。

【主な事業】

事業名等	内容	担当課
児童虐待防止	大崎町・消防・医療機関はもとより、児童相談所や警察など子どもに関係する機関が連携して子育てや児童の虐待防止などの対応を行っています。 定期的に連絡会議を開催するなど関係機関とのネットワークの強化を図り、迅速な問題解決に取り組みます。 ◇大崎町要保護児童対策地域協議会	【保健福祉課】
子ども医療費助成制度	高校卒業年度末までの入院・通院費とも自己負担額の全額を助成します。	【保健福祉課】
ひとり親家庭医療費助成事業	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童又は20歳未満で法令等に規定する障がいの状態にある児童とこれを監護するひとり親の父又は母を対象に医療費の一部を助成し、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図ります。	【保健福祉課】
親になるための交流事業	中・高生等が保育所・幼稚園等での職場体験等を通じて、幼児と交流できる場の提供を行います。	【教育委員会管理課】
スクールカウンセラー、心の教室相談員等の充実	いじめ・不登校等への対応、問題行動等の防止に向けて教師と連携を行っています。 保護者も含めた相談体制の充実を図ります。	【教育委員会管理課】
児童虐待防止・早期発見事業	妊娠届出時から乳幼児健診まで問診項目で生活・子育て環境を把握し、早期支援を行っています。 子育て支援の必要な親の早期発見、早期支援を図るための事業を進めます。大崎町における児童虐待の早期発見、早期対応、家族支援、発生防止等に適切に対応するために、関係機関との連絡網の整備及び協力体制の確立を図ります。	【保健福祉課】
児童扶養手当支給事業	父親又は母親のいない児童の家庭や、親に代わってその児童を養育している方に手当を支給します。	【保健福祉課】
母子及び父子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を効果的に促進し、自立に向けた支援を図ります。	【保健福祉課】
児童手当	家庭生活の安定と次代を担う児童の健全育成、資質向上を図るため、手当を支給します。	【保健福祉課】
保育料の軽減	子育てにかかる保護者の経済的負担を軽減するため、国が定めた保育料基準額より低い保育料徴収基準額を定め、保育料の軽減を行っています。	【保健福祉課】
多子世帯保育料等軽減事業	子育てにかかる経済的負担の軽減を目的に、認可保育所並びに私立幼稚園に入所、就園する多子世帯の第3子以降の保育料等を軽減します。	【保健福祉課】
自立支援医療（育成医療）	身体に障がいのある児童の障がいに係る医療費の自己負担額を軽減するものです。	【保健福祉課】
軽度・中等度難聴児補聴器助成事業	身体障がい者手帳交付対象とならない難聴児童の補聴器の購入費の一部を助成します。	【保健福祉課】

①犯罪等の被害防止活動

【施策の方向性】

防犯思想の普及・啓発に努めるとともに、地域ぐるみで住民一人ひとりの防犯に対する意識の高揚を図ります。

また、子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体と連携し、情報交換を行います。

今後も犯罪情報などが関係機関から寄せられた場合、速やかに住民に対して周知することで犯罪抑止に努めます。

【現状の取組】

(保健福祉課)

- ・町の公用車に設置しているドライブレコーダーの映像情報を警察署に提供する協定を結ぶなど、関係機関との連携を行なっています。
- ・犯罪や学童帰宅時の見守り活動情報などを集落発送や防災行政無線などを通じて発信することで、犯罪の抑止に努めています。

②児童虐待防止対策の充実

【施策の方向性】

児童虐待に関する相談については、必要に応じ県児童相談所や民生委員・児童委員等と連携し、虐待を受けた子どもの保護を図るとともに、保護者に対する適切な助言・指導・支援等を行います。虐待を受けている児童や支援を必要としている家庭に対し、適切な対応をするため要保護児童対策協議会を中心として、これまで以上に関係機関や職員の間で情報や考え方を共有し、大隅児童相談所とも連携の上、児童虐待の発生予防・早期発見のための取組や相談支援体制の強化の児童虐待防止対策の充実を図ります。

なお、必要に応じ「子ども家庭総合支援拠点」の整備を検討します。

【現状の取組】

(保健福祉課)

- ・虐待が疑われる通報や情報提供を受けた場合には、家庭訪問を行うとともに状況確認のため保育所や認定こども園、教育委員会、小中学校等と連携し施設や職員間での情報共有に努めています。

③ひとり親家庭等の自立支援の推進

【施策の方向性】

ひとり親家庭の自立支援については、県の実施する子育て・生活支援策である「ひとり親家庭等日常生活支援事業」、就業支援策である「ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業」や、

「ひとり親家庭自立支援給付金事業」「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」、養育費の確保支援策である「ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業」の窓口的役割の充実に努めるとともに、県の自立支援員と連携を図りながら、相談指導體制の充実に努めます。

また、情報提供や医療費助成制度については従来どおり継続するとともに、相談内容に応じて、ハローワークが実施している支援事業等の情報提供も行なっていきます。

【現状の取組】

(保健福祉課)

- ・自立支援員については、配置していません。
- ・就学等の自立に必要な情報として、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度について窓口相談で周知しています。また、ひとり親家庭等の経済的な負担を軽減する医療費助成制度を継続的に実施しています。

④障がい児施策の充実

【施策の方向性】

保健・医療・福祉の連携を密にし、障がいの早期発見、早期治療や療育等の体制を整備します。なお、就学前の子どもについては、健康増進係が中心、また就学期の子どもについては、教育委員会が中心となり、庁内関係部門での情報共有、保育所、認定こども園、学校との連携を図り、引き続き各種施策、相談体制の充実に努めます。

医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、教育、保育などの関係機関等が連携し、地域における情報の共有や課題の整理を行うとともに、地域資源の開発など支援体制の構築に取り組みます。

【現状の取組】

(保健福祉課)

- ・乳幼児期の健康診査において、障がいや発達の遅れなどを早期発見し、保健・福祉部門と連携し療育等につなげています。

⑤子ども等にかかる各種費用の支給・助成

【施策の方向性】

子育て家庭の生活の安定を図るため、各種手当の支給や助成を行います。

【現状の取組】

(保健福祉課)

- ・国の制度に則り、児童手当等の給付事業を実施しています。
- ・子ども医療費助成制度として、高校卒業年度末までの医療費の助成事業、父子・母子家庭等への児童扶養手当の給付や医療費助成事業、障がいのある児童を監護している父母や養育者への特別児童扶養手当の給付を行なっています。

施策目標 6 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備

子どもを安心して生み育てるための住環境、道路・交通環境等の整備や、子どもの安全を確保するための交通安全教育や犯罪の未然防止の取組を進めます。

【主な事業】

事業名等	内容	担当課
公営（町営）住宅等の整備・充実	大崎町公営住宅等長寿命化計画に基づき、ニーズに即した公営住宅等の整備を図ります。また、子育て世帯向け住宅の整備など定住化推進に努めます。	【建設課】
定住住宅取得補助事業	町内に住宅を新築または購入する義務教育終了前の子を扶養している方等に対し、その費用の一部を助成します。（一定の要件があります。）	【企画調整課】
定住促進賃貸住宅家賃補助事業	転入世帯または新婚世帯の世帯主に対し、民間賃貸住宅の家賃の一部を助成します。（一定の要件があります。）	【企画調整課】
街頭補導活動事業	青少年の非行防止のため、地域での取組を支援していくとともに、家庭、地域の協力を得ながら関係機関と連携を図り、専任補導員による街頭補導活動、学校の長期休業日やイベント等の特別街頭補導を行っています。 これら非行防止のため、連携を強化し、防止活動の充実を推進します。	【教育委員会 社会教育課】
安全な歩道整備事業	安全で歩きやすい歩道の確保やゆとりのある歩行空間に配慮した歩道造成、拡幅に努めます。	【建設課】
公共建築物のユニバーサルデザインの推進	新たに建設される公共建築物については多目的トイレを設置しています。 施設によってはトイレ内にベビーシートを設けたり、女性用トイレにも小児用小便器を設置するなど、整備を図ります。	【建設課】
子どもの遊び場整備	子どもやお年寄りはもちろん障がいのある方にも使用してもらえるよう地域住民の意見を取り入れた公園の整備を進めており、小規模公園も視野に入れながら整備に努めます。	【建設課】
交通安全広報の推進	心身の発達段階に応じて基本的な交通マナーを実践する態度を習得させるため、町の広報誌や、チラシを配布し、保護者ぐるみの交通安全教育を推進します。	【総務課】
交通安全教室	子どもを対象として、警察・自動車学校の協力により、ダミー人形や腹話術等の視聴覚教材を使った参加・体験・実践型の交通安全教室を行っており、内容の充実に努めます。	【総務課】
民間における交通安全の確保	民間においても交通安全の講習会やチャイルドシートの効果や正しい使用方法の普及活動を行っています。 今後も民間の活動団体と連携を取りながら、子ども等の交通安全対策を進めます。	【総務課】
地区防犯協会への支援	地域の実態に即した安全活動の推進・広報啓発活動の推進等による防犯活動を行っており、今後も支援します。	【総務課】
街路灯及び防犯灯の維持管理	町公設街路灯及び防犯灯の維持管理を行っており、今後も支援に努めます。	【総務課】
「子ども 110 番の家」 （サポートハウス）	子どもが不審者から声をかけられたりした場合等、子どもがかけ込むことができる「子ども 110 番の家」があり、今後も支援します。	【総務課】
防犯啓発活動	防犯対策として全戸に啓発チラシを配布するとともに防犯街宣を行っており、今後も啓発活動を進めます。 また、子どもが自ら身を守るための防犯研修に取り組みます。	【総務課】
チャイルドシート貸出事業	乳幼児の安全確保及びチャイルドシートの活用意識の高揚を図るため、原則 4 歳未満の児童を養育する方にチャイルドシートの貸し出しを行います。	【保健福祉課】

①子育て支援ネットワークづくり

【施策の方向性】

必要な情報をわかりやすく提供するため、町ホームページの充実を図ります。また、パソコンからインターネットを利用していない住民に対しても、携帯電話において閲覧が可能な子育て情報サイトの充実を図ります。

なお、定期的に子育て支援サイトの見直しを行い、最新の情報を提供できるように努め、子育てにやさしい地域環境の充実を図ります。

【現状の取組】

(保健福祉課)

- ・子育てに関する各種支援策等の情報を、町ホームページで発信しています。その中で、子育て支援携帯向けサイトも設けています。

②児童の健全育成

【施策の方向性】

各地区組織等の協力を得て、子どもたちの健全育成の理解を地域全体で深めていくとともに、指導者、保護者の育成を支援します。

これまでの事業の見直しを図り、より多くの子どもたちの健全育成に努めます。また、指導者の育成に関しても様々な会合や研修等を重ね知見の研鑽に努めます。

【現状の取組】

(社会教育課)

- ・様々な体験活動を通して自立心の向上や、地域の人々等とのふれあいによる子どもたちの健全育成に関する事業を実施していますが、一定の成果は見られるものの参加者が少ないことが課題です。

③世代間交流の促進

【施策の方向性】

子どもたちが「生きる力」を習得するためにも学校での学習の一方、世代の異なる人たちとの交流体験を通じ、自ら考え自主的な判断ができる基礎環境の醸成を支援します。

【現状の取組】

(社会教育課)

- ・各種講座やサロンを通じ、世代間交流が円滑に継続できています。

④有害環境対策の推進

【施策の方向性】

子どもの健全育成に関する相談体制や情報提供の充実を図るとともに、補導活動等の強化を図ります。

また、各種団体、組織及び警察等の関係機関との緊密な連携を図りながら、子どもを取り巻く有害環境対策を推進していきます。

【現状の取組】

(社会教育課)

- ・各種団体や組織及び警察等との連携は継続しており、強固に展開されています。

⑤安全な道路交通環境の整備

【施策の方向性】

すべての人々が、安全かつ快適に歩行や移動ができ、さまざまな社会活動に参加できるよう、歩道の段差解消や勾配の緩和等バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した道路の整備に努めます。

また、道路の危険箇所については、道路改良やロードミラー・防護柵などの交通安全施設の整備を推進します。

【現状の取組】

(総務課・建設課)

- ・改良工事区間については、バリアフリー対応での整備を行なっています。
- ・交通安全施設の整備については、毎年度実施しています。
- ・住民等から寄せられたロードミラーや防護柵の設置要望などについては、現地を検討して危険な場合は整備を進めるなど対応を行なっています。

⑥安心して外出できる環境の整備

【施策の方向性】

妊産婦や子育て家庭等、すべての人が安心して外出できるよう、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化等を促進します。

【現状の取組】

(総務課)

- ・庁舎のバリアフリー化については、これまで車椅子利用時のスロープ整備や段差を解消するゴムマットの設置などを行なっています。
- ・各公共施設についても構造上の制約など課題もあるが、施設の状況に応じた創意工夫により可能な範囲内で順次整備されています。

⑦安全・安心まちづくりの推進

【施策の方向性】

防犯に対する意識の高揚を図るため、広報活動の充実や各地区の防犯団体等の育成強化に努めるとともに、防犯灯の整備充実を推進します。また、関係機関との連携協力を深め、明るいまちづくりを推進します。

小中学校の通学路や保育所・認定こども園のお散歩道路などへの防犯カメラ設置等の検討を行い、早急な整備に努めます。

【現状の取組】

(総務課)

- ・職員による青色パトロールの実施や、危機管理統括官による学校下校時の見守り活動を実施することにより、子どもたちが安心して下校できる環境に努めています。

⑧交通安全教育の推進

【施策の方向性】

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、認定こども園、学校、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。また、関係機関・団体等と連携し、情報交換・情報提供を行い、運転者、歩行者等の道路利用者に対する交通法令等の遵守や、交通マナーやモラルの向上等交通安全意識の高揚を図ります。

【現状の取組】

(総務課)

- ・ 保育所・認定こども園・小学校を対象として、鹿児島県警のひまわり号による交通安全教室を実施し、子どもたちに分かりやすい交通ルールの教育を行なっています。
- ・ 町の交通安全協会の協力を得て交通安全教室を実施するとともに、交通安全町民運動推進協議会を通じて、関係機関と交通法令等の遵守について周知を図っています。

第5章 事業計画（子ども・子育て支援事業計画）

1 子ども・子育て支援新制度概要及び前提条件について

子ども・子育て支援新制度では、以下の子ども・子育てに係るサービス・事業を提供することとしています。

◆ 子育て支援の給付と事業の全体像



※子ども・子育て支援新制度：平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」など子ども・子育て関連3法に基づく制度。平成27年4月から本格施行。

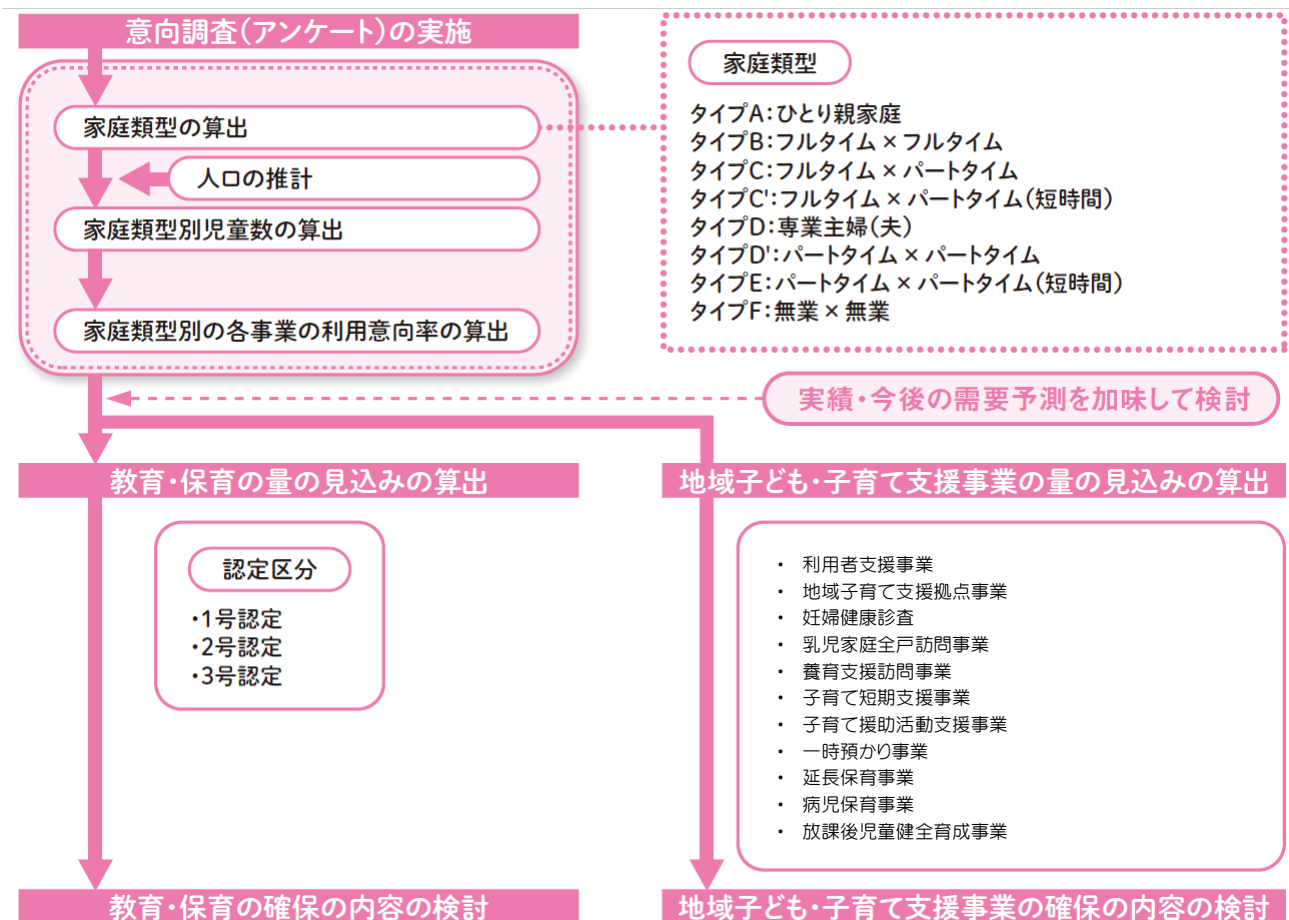
子ども・子育て支援新制度において、保護者が子どものための教育・保育給付（施設型給付及び地域型保育給付）を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は次の3区分です。

◆ 認定区分

	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の小学校就学前の子ども		満3歳未満の小学校就学前の子ども
対象条件	2号認定の子ども以外	保護者の就労または疾病その他の内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	

国の指針に基づき、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、令和2年度からの5年間における「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容、実施時期などを盛り込むこととなっています。本町では、平成30年度に実施したニーズ調査をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを総合的に判断し、量の見込みを設定しました。

◆ 量の見込みの算出手順

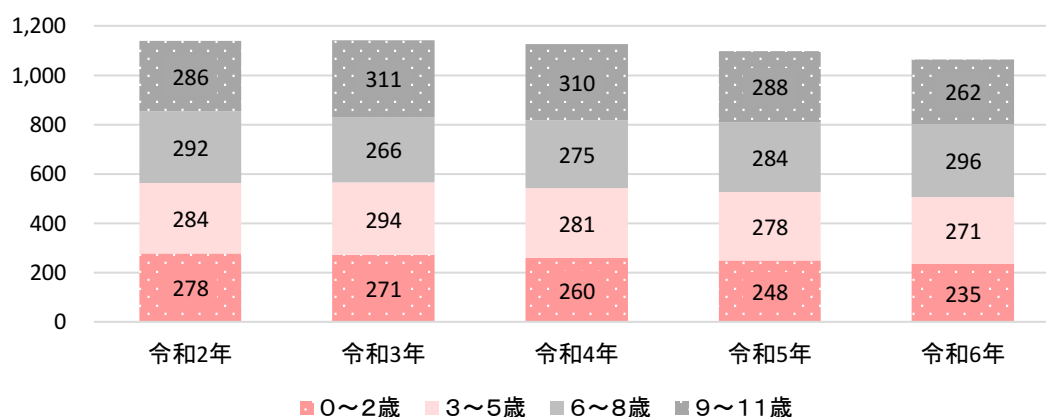


国の算出手引きに基づき、量の見込み及び確保の内容の算定の基礎となる令和2～6年度までの人口推計は、平成26～30年の住民基本台帳をもとに、※コーホート変化率法により算出しました。

※コーホート変化率法とは、ある一定期間における人口の変化率に着目し、その間の人口変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法である。

◆ 年齢区分別児童人口推計

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	90	86	80	78	73
1歳	92	91	87	81	79
2歳	96	94	93	89	83
3歳	94	94	92	91	87
4歳	106	95	95	93	92
5歳	84	105	94	94	92
6歳	85	83	105	94	94
7歳	100	88	86	109	98
8歳	107	95	84	81	104
9歳	107	108	96	85	82
10歳	97	107	108	96	85
11歳	82	96	106	107	95
合計	1,140	1,142	1,126	1,098	1,064



2 教育・保育の提供区域の設定

本町では、教育・保育の区域は、区域内の量の見込み、量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細やかなニーズ（勤務状況に合わせた保育所利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できること、特色のある教育・保育を利用者が選べるなどのメリットから、町全域（1区域）で教育・保育の量の見込みを定めていきます。

大崎町における教育・保育の提供区域：1区域

3 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設および地域型保育事業による確保の内容および実施時期（確保方策）」を設定します。

教育・保育の量の見込みは、令和6年度時点で1号認定（幼稚園・認定こども園）が73人、2号認定（保育所・認定こども園）が168人、3号認定（保育所・認定こども園）が155人、合計396人の利用が見込まれます。

教育・保育の量の見込み

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定（認定こども園）（a）		77	76	76	75	73
【3～5歳】	1号認定	69	67	68	67	65
	2号認定（教育ニーズ）	8	9	8	8	8
2号認定（保育所・認定こども園）（b）		175	172	170	168	168
【3～5歳】	保育ニーズ	175	172	170	168	168
3号認定（保育所・認定こども園）（c）		170	167	164	160	155
【0～2歳】	0歳児	30	29	28	27	26
	1-2歳児	140	138	136	133	129
2号認定（保育ニーズ）+3号認定		345	339	334	328	323
合計(a+b+c)		422	415	410	403	396

(1) 1号認定（3～5歳（2号認定(教育ニーズ)を含む)の確保方策

1号認定は、認定こども園にて対応します。

令和6年度の確保方策は95人で、計画期間中の量の見込みの73人の確保は可能です。

1号認定（幼稚園・認定こども園）量の見込み・確保方策

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	77	76	76	75	73
②確保方策(利用定員数)	95	95	95	95	95
認定こども園	95	95	95	95	95
②-①過不足	18	19	19	20	22

(2) 2号認定（認可保育所・認定こども園）の確保方策

2号認定は、「認可保育所」、「認定こども園」で対応します。

令和6年度の確保方策は199人で、計画期間中の量の見込みの168人の確保は可能です。

2号認定(保育ニーズ)量の見込み・確保方策

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	175	172	170	168	168
②確保方策(利用定員数)	199	199	199	199	199
認定こども園	142	142	142	142	142
認可保育所	57	57	57	57	57
②-①過不足	24	27	29	31	31

(3) 3号認定（認可保育所・認定こども園）の確保方策

3号認定は、「認可保育所」、「認定こども園」で対応します。

0歳においては、令和6年度の確保方策は54人で、計画期間中の量の見込みの26人の確保は可能です。

1～2歳においては、令和6年度の確保方策は147人で、計画期間中の量の見込みの129人の確保は可能です。

3号認定(0歳児・1-2歳児)量の見込み・確保方策

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	30	140	29	138	28	136	27	133	26	129
②確保方策(利用定員数)	54	147	54	147	54	147	54	147	54	147
認定こども園	43	120	43	120	43	120	43	120	43	120
認可保育所	11	27	11	27	11	27	11	27	11	27
②-①過不足	24	7	25	9	26	11	27	14	28	18

保育利用率の目標設定

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	60.0%	62.8%	67.5%	69.2%	74.0%
1～2歳	78.2%	79.5%	81.7%	86.5%	90.7%
0～2歳	72.3%	74.2%	77.3%	81.0%	85.5%

保育利用率:各利用定員数/各年齢の推計人口

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

3つの事業類型

基本型

○「基本型」は、「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

【利用者支援】
地域子育て支援拠点等の身近な場所で、

- 子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
- 子育て支援に関する情報の収集・提供
- 子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援

→当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

【地域連携】

- より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
- 地域に展開する子育て支援資源の育成
- 地域に必要な社会資源の開発等

→地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置
※子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

○主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置
※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

母子保健型

○主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置

【確保の方針】

令和2年度から「子育て世代包括支援センター」を設置致します。

【基本型・特定型】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（か所）	0	0	0	0	0
確保方策（か所）	0	0	0	0	0

【母子保健型】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

(2) 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【確保の方針】

現在、本町では7か所において実施しており、今後も同様の実施に努めます。

計画最終年の令和6年度では、利用ニーズ及び実績等から141人の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。

就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長した保育に努めます。

	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	110	157	158	151	147	141
確保方策(人)	113	157	158	151	147	141
施設数(か所)	7	7	7	7	7	7

(3) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後2か月から4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境の把握を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつけることを目的とした事業です。

【確保の方針】

計画最終年の令和6年度では、利用ニーズ及び実績等から73人の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。

乳児のいる家庭を保健師又は訪問員が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供に努めます。

	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	61	90	86	80	78	73
確保方策(人)	94	90	86	80	78	73

(4) 養育支援訪問事業

【事業概要】

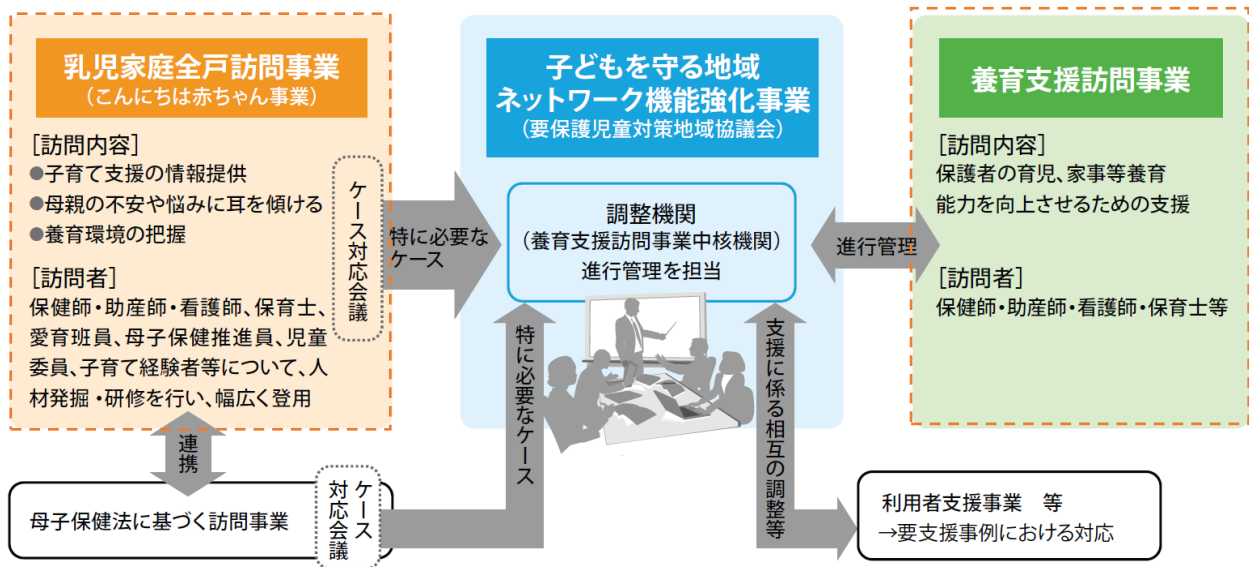
養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【確保の方針】

計画最終年の令和6年度では、利用ニーズ及び実績等から24人の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。

養育環境に課題がある世帯に対しては、要保護児童対策協議会と連携を図り、養育支援訪問事業の継続に努めます。

	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	26	30	29	27	26	24
確保方策(人)	9	30	29	27	26	24



(5) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【確保の方針】

現在、本町では6か所において実施しており、今後も同様の実施に努めます。なお、計画最終年の令和6年度では、利用ニーズ及び実績等から222人の利用が見込まれています。

国の「新・放課後子ども総合プラン」に沿って、放課後子供教室と放課後児童クラブの関係者が情報共有を図るなど連携して放課後子供対策に取り組みます。

		実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人)		194	222	209	213	217	222
	1年生	73	88	83	85	86	88
	2年生	63	58	55	56	57	58
	3年生	42	48	45	46	47	48
	4年生	4	19	18	18	19	19
	5年生	9	3	3	3	3	3
	6年生	3	6	5	5	5	6
確保方策(人)		293	222	209	213	217	222
施設数(か所)		6	6	6	6	6	6

(6) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。

【確保の方針】

現在、本町ではトワイライトステイは実施していませんが、ショートステイ1か所において実施しており、今後も同様の実施に努めます。計画最終年の令和6年度では、利用ニーズ及び実績

等からショートステイ 9 人の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。

保護者の病気、疲労等により家庭で養育することが一般的に困難になった児童を保護します。また、夫等の暴力から一時的に逃れるためや経済的な理由により緊急一時的に保護が必要になった母子の保護を行います。

【ショートステイ】	実績 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (人日)	0	10	10	10	10	9
確保方策 (人日)	14	10	10	10	10	9
確保方策 (か所)	1	1	1	1	1	1

【トワイライトステイ】	実績 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (人日)	-	-	-	-	-	-
確保方策 (人日)	-	-	-	-	-	-
確保方策 (か所)	-	-	-	-	-	-

(7) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【確保の方針】

現在、本町では、一般型を 1 か所において実施しており、今後も同様の実施に努めます。

計画最終年の令和 6 年度では、利用ニーズ及び実績等から 306 人の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。

子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助に努め、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。

	実績 (平成 30 年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (人)	270	363	353	339	323	306
確保方策 (人)	353	363	353	339	323	306
施設数 (か所)	1	1	1	1	1	1

(8) 一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【確保の方針】

現在、本町では、幼稚園型を除く一時預かりは実施していませんが、幼稚園型を1か所において実施しており、今後も同様の実施に努めます。

計画最終年の令和6年度では、利用ニーズ及び実績等から幼稚園型4,633人日の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。

保護者の就労や、疾病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、一時的に認定こども園、幼稚園、保育所などで保育に努めます。

【幼稚園型】		実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人日)	1号認定	4,400	4,855	5,026	4,804	4,752	4,633
	2号認定	-	-	-	-	-	-
	計	4,400	4,855	5,026	4,804	4,752	4,633
確保方策(人日)		4,505	4,855	5,026	4,804	4,752	4,633
施設数(か所)		1	1	1	1	1	1

【幼稚園型を除く】		実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)		-	591	569	561	539	531
確保方策(人日)		-	-	-	-	-	-
施設数(か所)		-	-	-	-	-	-

(9) 病児保育事業

【事業概要】

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

	病児対応型・病後児対応型	体調不良児対応型	非施設型(訪問型)
事業内容	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから(病後児の場合は、病気の回復期であり)、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳幼児又は小学校に就学している児童	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児
実施要件	<ul style="list-style-type: none"> ●看護師等:利用児童おおむね10人につき1名以上配置 保育士:利用児童おおむね3人につき1名以上配置 ●病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設等 	<ul style="list-style-type: none"> ●看護師等を常時1名以上配置(預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度) ●保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所等 	<ul style="list-style-type: none"> ●預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1名に対して、1名程度とすること等

【確保の方針】

現在、本町では実施していませんが、今後、事業の実施においては、計画最終年の令和6年度までに1か所の実施を図ります。

	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	58	108	108	104	101	97
確保方策(人日)	-	0	0	0	0	97
確保方策(か所)	-	0	0	0	0	1

(10) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【確保の方針】

現在、本町では実施していませんが、今後、事業の実施においては、計画最終年の令和6年度までに1か所の実施を図ります。

	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）	-	15	15	15	15	13
確保方策（人日）	-	0	0	0	0	13
確保方策（か所）	-	0	0	0	0	1

(11) 妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【確保の方針】

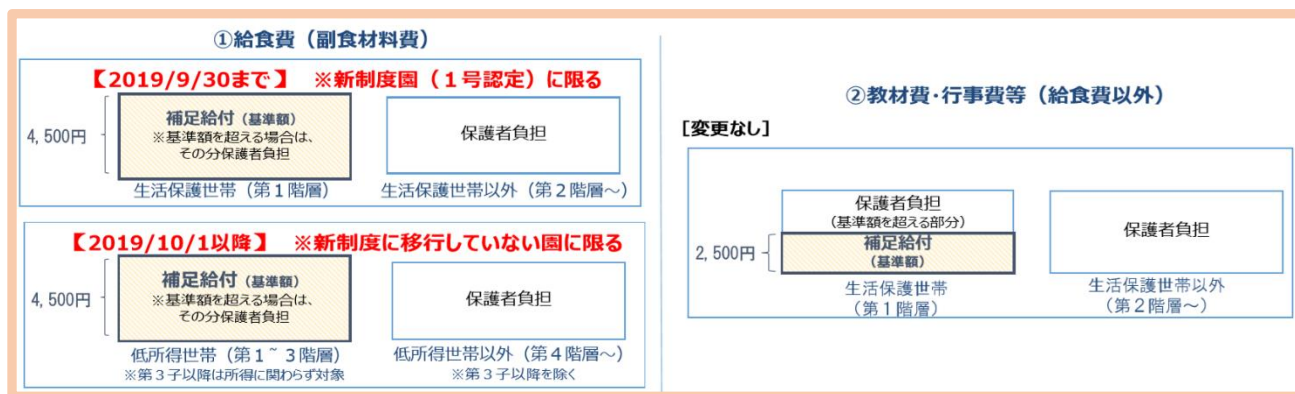
計画最終年の令和6年度では、利用ニーズ及び実績等から延べ1,260人の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。

	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）	905	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260
確保方策（人日）	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている①食事の提供に要する費用及び②日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。



【確保の方針】

現在、本町では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

1 新規参入施設等への巡回支援	
目的	「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様な保育の提供を進める際に、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者への支援を行い、地域ニーズに即した保育等の事業の拡大を図ります。
事業内容	<p>新規参入事業者に対し、当該施設等における事業の推進状況等に応じて、市町村の支援チームにより、次の①～⑤のいずれか1つ又は複数の事業を実施するものとします。</p> <p>①事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援等を行う事業</p> <p>②事業開始後、事業運営が軌道に乗るまでの当面の間、保護者や地域住民との関係構築や、利用児童への対応に関する実地支援、相談・助言等を行う事業</p> <p>③小規模保育事業の連携施設のあっせんなど、事業実施に当たっての連携先の紹介等を行う事業</p> <p>④小規模保育事業の連携施設に係る経過措置として、支援チーム自らが連携施設に代わる巡回支援等を行う事業</p> <p>⑤その他、新規参入事業者が円滑に事業を実施できるよう、市町村が適当と認めた事業</p>
支援対象	保育所、小規模保育事業、認定こども園を始め、一時預かりや地域子育て支援拠点事業などの子育て支援事業に新規に参入する事業者であって、市町村において支援が必要と認めた事業者

2 認定こども園特別支援教育・保育経費

目的	多様な事業者による事業実施を促進するため、私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員(幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者)の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図ります。
実施場所	私立認定こども園
対象となる子ども	次の①～③の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要な子ども ①日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること ②特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象であること、又は健康面、発達面において特別な支援が必要であること ③下記表(対象となる施設)に掲げる認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定の区分に該当する者であること
補助要件	当該認定こども園において、2人以上の障害児(私学助成(特別支援教育経費)または障害児保育事業の対象となる子どもを含む)を受け入れていること

【確保の方針】

現在、本町では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

5 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

幼稚園、保育所でこれまで培ってきた知識・技能を生かしつつ、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供します。

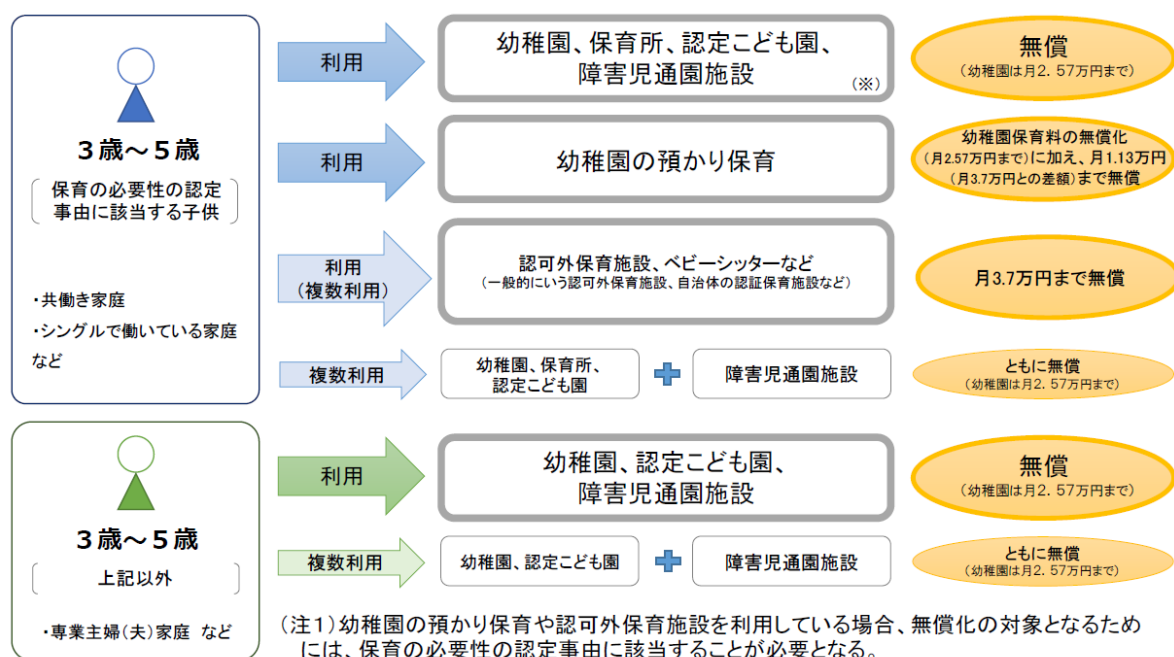
特定教育保育施設においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化しつつ、町内の施設全体として、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

このことを踏まえ、本町では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、鹿児島県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4,2万円まで無償。

7 その他推進方策

(1) 産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に幼稚園、保育所等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

また、ニーズ調査結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的に施設整備を行います。

(2) 労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の施策との連携

多様な生き方・働き方が浸透する中、家族との時間を大切に作る働き方も重視されており、働き方の見直しを進め、職場優先の意識を解消し、家族との時間を大切にできる職場環境づくりの促進に継続して取り組みます。

具体的には、育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向けた企業を含めた関係機関での取り組みを継続します。

また、父親が子育てに参加できるような各種講座を開催するなど、すべての人が多様な働き方、特に仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方が選択できるよう、社会全体で支える環境の整備に努めます。

(3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

① 児童虐待防止対策の充実

要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実し、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組を進めます。なお、必要に応じ「子ども家庭総合支援拠点」の整備を検討します。

また、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、自主事業として取り組んでいる養育支援事業につなげていきます。

② 社会的養護体制の維持・確保

保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行う社会的養護体制を整備しています。

今後も、子どもが健やかに成長するため、関係機関の理解と協力を通じ、地域の中で社会的養護が行える体制の維持確保に努めます。

③障がい児施策の充実

障がい児施策は、教育・保育等に携わるものの専門性の向上、専門家の協力で、子どもが将来的に自立し社会参加するための力を培うため、各施策を連携し、総合的に推進します。

また、保護者への情報提供を行い、事業利用の円滑化を図ります。

8 国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく本町の取組について

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国は「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の方向性が示されています。

本町においても、前述の放課後児童クラブの量の見込み（必要事業量）に対する確保方策を推進するほか、放課後子供教室についても、令和6年度までに既存の教室を基礎として、保護者の就労の有無に関わらない、児童の安全・安心な居場所づくりに努めます。

なお、新・放課後子ども総合プランの推進にあたっては、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施についても検討していくほか、確保方策としては、小学校の余裕教室の活用等も検討しつつ、町の教育部門と福祉部門が連携して取り組んでいきます。

背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるもの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

（1）放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

（放課後児童クラブ）

平成30年度に国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、学年ごとの量の見込みを行い、女性就業率の上昇、共働き世帯の増加に伴う学童保育のニーズに対応する体制の確保に努めます。放課後児童クラブについては、現在、町内6か所で行なっています。

(放課後子供教室)

地域の実情に合わせ、放課後子供教室の実施等や小学校区内の余裕教室等の活用を含め、児童の放課後の居場所が確保できるように努めます。

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2023年度に達成されるべき目標事業量

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室については、今後、保護者のニーズ、地域の動向を踏まえ事業実施の必要性を関係機関で協議し、地域の実情に応じて放課後児童クラブと放課後子供教室の連携が図れる体制の整備に努めます。

(3) 放課後子供教室の2023年度までの実施計画

事業実施の必要性を関係機関で協議し、地域の実情に応じて、放課後子供教室の実施について検討します。

(4) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

本町内には放課後子供教室の実施施設がなく、事業実施の必要性を関係機関で協議します。

(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の小学校の余裕教室の活用については、必要に応じて、関係機関と協議を行います。

(6) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

本町においては、放課後児童クラブの事業は保健福祉課、放課後子供教室の事業は教育委員会で担当しており、両事業の実施については学校との調整が不可欠であるため、教育委員会と連携し、情報共有を図り、必要に応じて協議を行います。

(7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

必要があれば関係機関と協議のうえ、放課後活動への登録に配慮し、対象児童の様子把握に努めます。

(8) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

開設事業者と協議し、利用者のニーズにあった開所時間の把握と設定に努めます。

(9) 各放課後児童クラブが、別途（新・プラン3④）に記載した放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、開設事業者と連携し、子どもの発達段階に応じた育成と環境づくりに努めます。

(10) 別途（新・プラン4④）に掲げた放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策 等

本町が発行している「子育てパンフレット」により周知を図るとともに、関係機関と継続的に情報共有ができる体制づくりを目指します。

第6章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進体制

本計画は、庁内関係各課、関係機関団体と連携して推進を図るとともに、町内の教育・保育事業者、学校、事業所、住民が協働し、子ども・子育て支援施策の充実に取り組めます。

本計画を着実に推進していくには、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施主体である認定こども園、幼稚園、保育所等や地域子ども・子育て支援事業の担い手が、おのこの役割を果たすとともに、相互に連携を図っていくことが重要です。

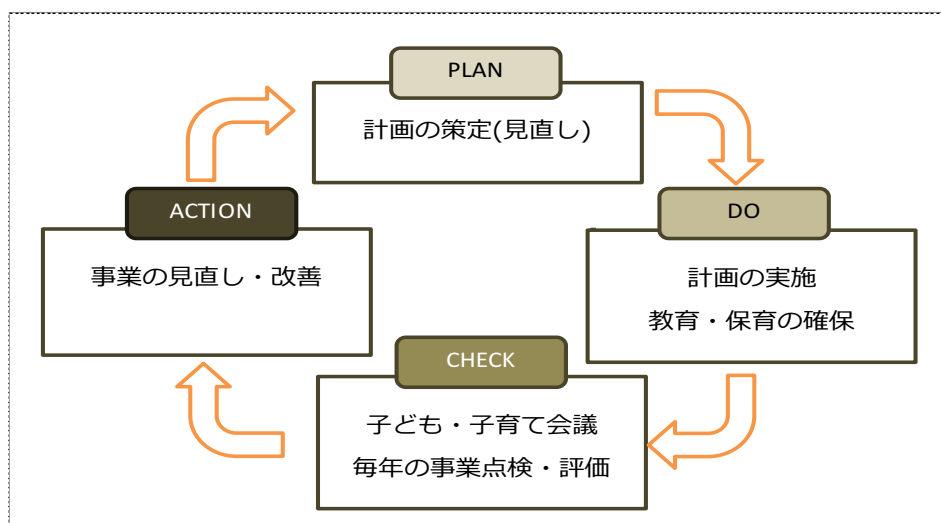
本町も、「子どもが輝き、ひと・もの・自然、調和が奏でる躍動のまち」をスローガンとして、それぞれの施設が適切に役割を果たし、相互の連携を図り、子育てにやさしいまちづくりを目指します。

2 計画の進行管理

この計画（Plan）の達成状況（利用定員数や施策取組）を得るためには、計画に基づく取り組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画内容の審議にあたった「大崎町子ども・子育て会議」において、毎年度の進捗状況について審議し、取り組みの進捗管理を行っていきます。

なお、計画期間の中間年に当たる令和4年度には、幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について、事業計画策定時の推計と過去2年間の実績等を比較し、保育の量の見込みのほか、地域子ども・子育て支援事業について、事業計画の見直しを行うこととします。



第7章 資料編

1 大崎町子ども・子育て会議条例

大崎町子ども・子育て会議条例

平成25年9月19日条例第13号

大崎町子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第3項の規定に基づき、同条第1項の合議制の機関として設置する大崎町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事項を処理するとともに、本町の子ども・子育て支援に関し、町長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

2 令和元年度 大崎町子ども・子育て会議委員名簿

	構 成	職 名 等	氏 名
1	小学校に通う児童の保護者	大崎小学校P T A	玉田 直美
2	保育園に通う児童の保護者	中沖保育園保護者会	中川 敏章
3	認定子ども園に通う児童の保護者	大崎幼稚園P T A	古屋敷 優花
4	保育園の代表者	菱田保育園園長	甲斐崎 中
5	認定子ども園の代表者	大崎幼稚園園長	三浦 敏春
6	小学校長の代表者	菱田小学校長	山鹿 真人
7	民生委員・児童委員の代表者	民生委員・児童委員協議会会長	神田 博臣
8	主任児童委員の代表者	主任児童委員	宮下 和子
9	行政機関	副町長	千歳 史郎
10	行政機関	教育長	藤井 光興
11	行政機関	総務課長	佐藤 一郎
12	行政機関	管理課長	川添 俊一郎
13	行政機関	社会教育課長	今吉 孝志
14	町長が必要と認める者	大崎町議会議長	宮本 昭一
15	町長が必要と認める者	大崎町議会総務厚生委員長	神崎 文男

3 用語集

数字

1号認定子ども

満3歳以上で教育のみを必要とする児童。

2号認定子ども

満3歳以上で施設等での保育を必要とする児童。

3号認定子ども

満3歳未満で施設等での保育を必要とする児童。

あ行

育児休業

育児・介護休業法に基づく制度で、働いている人が1歳未満の子どもを養育するために休業を取得することができるというもの。事業主に書面で申請することにより、原則として子ども1人につき1回、1歳に達するまでの連続した期間、育児休業を取得することができる。事業主は原則として申請を拒否することも、これを理由に解雇等不利益な取扱いをすることも禁じられている。なお、子どもが1歳に達する日においていずれかの親が育児休業中であり、かつ保育所入所を希望しているが入所できない場合など一定の事情がある場合には、子どもが1歳6か月に達するまで休業期間を延長することができる。

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

延長保育

通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、保育所などで行う保育をいう。

オレンジリボン

子ども虐待防止のシンボルマーク。子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動（オレンジリボン運動）を通して子どもの虐待の現状を伝え、多くの方に子ども虐待の問題に関心を持っていただき、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指す。

家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行う。

教育・保育施設

認定こども園法・学校教育法・児童福祉法に規定された認定こども園・幼稚園・保育所をいう。

居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行う。

子育て支援事業

児童の健全な育成のために市区町村が行う事業として、児童福祉法に規定されているもの。具体的には、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業などがある。

子育て短期支援事業

保護者の病気、出産、仕事などの理由により一時的に子どもを養育することが困難になった場合に、一定期間子どもを預かり保護者に代わって養育する事業（ショートステイ）と保護者の残業や変則勤務などの事由により、帰宅が夜間や深夜となる場合など生活指導などの面で困難となった場合に、保護者が帰宅するまで子どもを預かり養護する事業（トワイライトステイ）。

子ども家庭総合支援拠点

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務など、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点。

子ども・子育て支援法

子どもを養育している者に対して社会全体で必要な支援を行うことにより、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的とする法律。自治体、事業主、国民の責務を定めるとともに、子ども・子育て支援給付として、手当や教育・保育の給付について規定されている。

合計特殊出生率

一人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを示す値。総人口が増えも減りもしない均衡状態の合計特殊出生率は2.07だといわれているが、2005（平成17）年には1.26となり、過去最低を記録した。2017（平成29）年は1.43となったが少子化傾向は続いている。

時間外保育事業（延長保育事業）

保育所において、通常の保育時間を超えて児童を預かる事業。

事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う。

施設型給付

教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）を対象とした給付をいう。

出生率

一定期間の出生数の人口に対する割合。人口1,000人当たりの年間の出生児数の割合をいう。

小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、少人数（定員6～19人）を対象にきめ細かな保育を行う。

少子化

全人口に対する子どもの人口の割合が減少していく社会的現象のこと。統計的には年少人口の比率で示される。原因は出生数の減少であり、出生数についての指標は合計特殊出生率によって示されることが多い。

次世代育成支援対策地域行動計画

次世代育成支援対策推進法の制定により、地方公共団体および事業主が国の行動計画策定指針に基づき策定することとなった行動計画のこと。子育て環境の整備、仕事と子育ての両立のための取組等について、具体的な目標が設定されている。

次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行や家庭および地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが、健やかに生まれ育成される社会の形成に資することを目的とする法律である。国、地方公共団体、事業主、国民の責務を明らかにし、国に行動計画策定指針、地方公共団体および事業主に行動計画の策定を義務付けている。

児童

児童福祉法においては、18歳未満の者を児童と定義し、1歳に満たない者を「乳児」、1歳から小学校就学の始期に達するまでの者を「幼児」、小学校就学の始期から18歳に達するまでの者を「少年」と分けている。

児童虐待

親が自分の子どもに対し、自分の思いどおりにならない時などに折檻すること。極端な場合は食事を与えなかったり、過度の体罰を与えたりするなどして、死に至らしめることもある。児童虐待の防止等に関する法律では、保護者がその監護する児童に対し、①児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること、②児童にわいせつな行為をすること又はさせること、③児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること、④児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童の目の前でドメスティックバイオレンス（配偶者間暴力）、その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと、と定義されている。

児童相談所

各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市に設置される児童福祉の専門かつ中核機関。法律上の名称は児童相談所だが、都道府県等によっては呼称が異なる場合がある。虐待、育児、健康、障害、非行など、子どもに関する様々な相談などに応じ、必要に応じて一時保護や児童福祉施設への入所措置、子どもと保護者への相談援助活動などを行う。

児童手当

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、日本国内に居住している者が、児童を監護し、生計を維持している場合に支給される手当。法律改正により子ども手当制度を経て、現在は中学校修了前までの児童に支給される。

児童福祉法

次代の社会の担い手である児童一般の健全育成と福祉の積極的増進を基本精神とする、児童の福祉に関する基本法。児童の福祉を保障するための原理として、「すべて国民は、児童が良好な環境に生まれ心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」こと及び「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」ことを明示し、その理念のもと、18歳未満の児童に対する福祉施策のため、児童福祉審議会、児童福祉司、児童委員、保育士、福祉の保障、事業、養育里親及び施設、費用等について定めている。

児童扶養手当

父母が婚姻を解消した児童及び父又は母が一定の障害の状態にある児童等の母（父）がその児童を監護するとき、又は母（父）以外の者がその児童を養育するときに、その母（父）又は養育者に対し支給される。支給対象となる児童は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であるが、一定の障害者である場合は20歳未満の者も含まれる。また、受給資格者本人又はその扶養義務者等の前年の所得が一定額以上であるときは、手当の全部又は一部が支給停止される。

短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業。

地域型保育給付

地域型保育事業を対象とした給付をいう。

地域型保育事業

少人数の単位で、主に満3歳未満の乳児・幼児を預かる事業のことで、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つをいう。

地域子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）

乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業。

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条に基づき実施する地域子育て支援に関する事業で、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等がある。

特定教育・保育施設

区市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいう。なお、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

特定地域型保育事業

区市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。

特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。従来、盲学校、聾学校及び養護学校といった障害種別に分かれて行われていた障害を有する児童・生徒に対する教育について、障害種にとらわれることなく個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施するために、2006（平成18）年の学校教育法の改正により創設された。

特別支援教育

障害の種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。2006（平成18）年6月の学校教育法等の一部改正において具現化された。具体的には、①これまでの盲・聾・養護学校を障害種にとらわれない特別支援学校とするとともに地域の特別支援教育におけるセンター的機能を有する学校とすること、②小中学校等において特別支援教育の体制を確立するとともに特別支援学級を設けること、③盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状へ総合化を図ること等により、障害のある児童・生徒等の教育の一層の充実を図ることとしている。

な行

乳児

児童福祉法及び母子保健法では、満1歳に満たない者を乳児という。

乳児家庭全戸訪問事業

生後4箇月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業。

認可外保育施設

乳幼児の保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての認可を受けていないもの。具体的には、ベビーホテル、事業所内保育施設、院内保育施設などがあげられる。乳幼児の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設の設備など認可外保育施設における設置・運営内容については、国から指導監督基準が示されている。（→無認可保育所）

認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた児童福祉施設の設備および運営に関する基準を守り、都道府県知事に認可を受けているもの。

認可

行政が各事業について基準に当てはまっていると認めること。

認定こども園

幼稚園と保育所の機能を備え、両者の役割を果たすことが可能な施設。多様化する就学前の教育・保育ニーズに対応する新たな選択肢として、2006（平成18）年に制度化された。就学前の児童に幼児教育又は保育を提供する機能、地域における子育て支援機能を備え、職員の配置及び資格、教育及び保育の内容、子育て支援について規定された認定基準（2012（平成24）年4月からは、都道府県条例で定める

基準)を満たす施設は、都道府県知事から認定こども園の認定を受けることができる。地域の実情に応じて幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型がある。認定を受けた施設は、保育所であっても、利用者と施設との直接契約による利用となり、利用者は利用料を直接施設に支払う。

は行

病児・病後児保育

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に対応するため、病院・保育所等で病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応や病気の児童の自宅に訪問する事業。①小学校3年生までの児童で病気の「回復期に至らない場合」で症状の急変が認められない場合に保育する病児対応型、②小学校3年生までの児童で病気の「回復期」で集団保育が困難な期間において保育する病後児対応型、③保育中の児童が体調不良となった場合に保護者が迎えに来るまでの間、緊急的に対応する体調不良児対応型、④小学校3年生までの児童で、病気の「回復期に至らない場合」または「回復期」で集団保育が困難な期間において児童の自宅で保育する非施設型（訪問型）の4類型により実施される。

ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

地域の中で育児や介護の手助けを必要とする方（依頼会員）と育児や介護の手助けができる方（提供会員）が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。保育所や幼稚園への送迎や、保護者の病気や急用などの場合における一時預かり等がある。

放課後児童クラブ（学童保育）

仕事などの事情により保護者が昼間に家庭にいない小学生1～6年生の子どもに対し、放課後や長期休暇中に行われる保育のこと。地域により別の名称で行われている場合もある。生活の場として一定の基準を満たす専用のスペースで行われ、職員として指導員が配置されている。利用料は、実施主体や保護者の所得により異なる。

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。「学童保育」や「放課後児童クラブ」と呼ばれることもある。

保健所

地域における公衆衛生の向上および増進を目的とした行政機関。地域保健法に基づき、地域住民の健康増進、疾病予防、環境衛生、母子・老人・精神保健、衛生上の試験・検査等のさまざまな業務を行っている。都道府県、指定都市、中核市、その他政令で定める市または特別区に設置されている。身近で頻度の高い保健サービスは市区町村保健センターに移管し、保健所は広域的・専門的・技術的拠点としての機能が強化されている。

母子保健

母親の健康の増進と乳幼児の健康の増進と発育の促進のための保健活動のこと。乳幼児の保健は母親との関係が密接のため、こうした親子関係でとらえられている。母子保健法により具体的な対策が組み込まれている。

や行

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

幼稚園

満3歳から小学校就学までの幼児を教育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設。新制度に移行する幼稚園と私学助成を受けて運営する幼稚園がある。新制度に移行する幼稚園を利用する場合は認定手続きが必要（私学助成を受けて運営する幼稚園の手続きの変更はなく、子どもの保護者は認定を受ける必要はない。）。

要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき設置。要保護児童等の適切な保護又は支援を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

療育

発達障害や自閉症、アスペルガー、ADHD、ダウン症などの言葉や発達が遅れた子に、教育や治療をすること。

利用者支援事業

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業。

量の見込み

ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする。



第2期大崎町子ども・子育て支援事業計画

編集・発行 大崎町（保健福祉課）

〒899-7305 鹿児島県曾於郡大崎町仮宿 1029 番地

TEL 099-476-1111